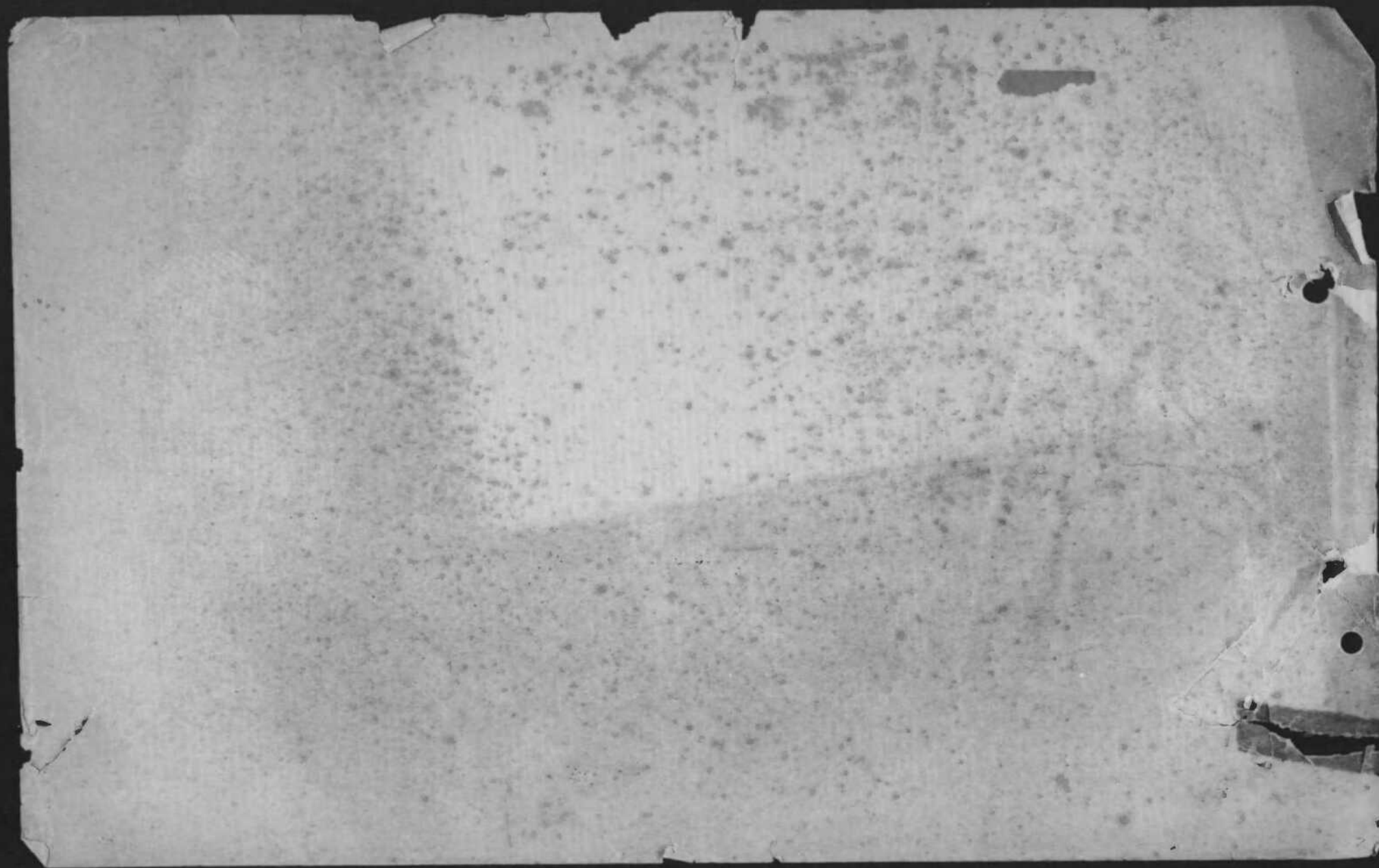




国立公文書館	
国立公文書館	
分類	法務省 平成11年
排架番号	4 A 5 18 2210

裏面  
白紙



裏面白紙

JUDGMENT, I.M.T.F.E.  
ANNEXES ( B )  
[Japanese Translation by  
Language Division, IMTFE]

極東國際軍事裁判所

判決  
附屬書

( B  
ノ  
部 )

裏面白紙

JUDGMENT, I.M.T.F.E.  
ANNEXES (( B ))  
Table of Contents

目次

附屬書番號

主 題

英文頁

附屬書番號	主 題	英文頁
B 一	國際紛爭平和的處理條約 一八九九年七月二十九日 「ヘーグ」ニ於テ調印	一
B 一 二	所謂義和團事件ノ終結ニ 際シテノ最終議定書 九〇一年九月七日北京ニ ニ於テ調印	一 五
B 一 三	「ポーツマス」條約 九〇五年九月五日調印	一 九
B 一 四	日米兩國ノ極東政策ヲ宣 言スル同文通牒 一九〇八年十一月三十日「ワシ ントン」ニ於テ交換	一 四
B 一 五	日本國及ビ「ソビエツト」 社會主義共和國聯邦間ノ 關係ヲ律スル基本的規則 ヲ包含スル協約 一九二五年一月二十日北京ニ於 テ調印	一 八

裏面白紙



B 1 六

「ヴェルサイユ」條約、  
一九一九年ノ平和條約、  
國際聯盟規約、委任統治  
領、阿片取引、一九一九  
年六月二十八日「ヴェル  
サイユ」ニ於テ調印、一  
九二〇年一月十日午後四  
時十五分ヨリ實施、・・・二〇

B 1 七

日米委任統治條約、一九  
二二年二月十一日「ワシ  
ントン」ニ於テ調印、・・・三八

B 1 八

四國條約、一九二一年十  
二月十三日「ワシントン」  
ニ於テ調印、・・・四九

B 1 八 a

四國條約附屬聲明、・・・五二

B 1 八 b

四國條約追加協定、一九  
二二年二月六日「ワシン  
トン」ニ於テ調印、・・・五三

B 1 八 c

四國誓約、「オランダ」  
國ニ對スル一九二二年二  
月六日附日本國ノ聲明、・・・五四

B 1 八 1 a

四國誓約・「ボルトガル」  
國ニ對スル一九二二年二  
月六日附日本國ノ聲明・・・ 五五

B 1 九

海軍軍備制限ニ關スル  
「ワシントン」條約・一  
九二二年二月六日「ワシ  
ントン」ニ於テ調印・・・ 五六

B 1 一 〇

九國條約・一九二二年二  
月六日「ワシントン」ニ  
於テ調印・・・ 五七

B 1 一 一

阿片其ノ他ノ麻藥濫用ノ  
禁遏ニ關スル條約・一九  
一二年一月二十三日「ヘ  
ーグ」ニ於テ調印・・・ 六四

B 1 一 二

第二阿片會議ノ條約・一  
九二五年二月十九日「ジ  
ュネーヴ」ニ於テ調印・・・ 七二

B 1 一 三

麻藥ノ製造制限及分配取  
締ニ關スル條約・一九三  
一年七月十三日「ジュネ  
ーヴ」ニ於テ調印・・・ 八五

B 1 一 四

國際紛争平和的處理條約

B 一 一 五

即第一「ヘーグ」條約・  
一九〇七年十月十八日  
「ヘーグ」ニ於テ調印・・・一〇〇  
「ケロツグ・ブリアン」  
條約（「パリ」條約）  
一九二八年八月二十七日  
「パリ」ニ於テ調印・・・一〇五

B 一 一 六

開戦ニ關スル條約即第三  
「ヘーグ」條約・一九〇  
七年十月十八日「ヘーグ」  
ニ於テ調印・・・一一〇

B 一 一 七

陸戦ノ場合ニ於ケル中立  
國及中立人ノ權利義務ニ  
關スル條約即第五「ヘー  
グ」條約・一九〇七年十  
月十八日「ヘーグ」ニ於テ調印・・・一二五

B 一 一 八

陸戦ノ法規慣例ニ關スル  
條約即一九〇七年ノ第四  
「ヘーグ」條約・一九〇  
七年十月十八日「ヘーグ」  
ニ於テ調印・・・一二三

B 一 一 九

陸戦ノ法規慣例ニ關スル  
規則即一九〇七年ノ第四  
「ヘーグ」條約・一九〇

七年十月十八日「ヘーグ」  
ニ於テ採擇・・・・・・・・・一二九

B 1 二〇

俘虜ノ待遇ニ關スル條約  
一九二九年七月二十七日  
「ジュネーヴ」ニ於テ調  
印・・・・・・・・・一四五

B 1 二一

戰地軍隊ニ於ケル傷者及  
病者ノ狀態改善ニ關スル  
條約・一九二九年七月二  
十七日「ジュネーヴ」ニ  
於テ調印・・・・・・・・・一七五

B 1 二二

「ジュネーヴ」條約ノ原  
則ヲ海戰ニ應用スル條約  
一九〇七年十月十八日  
「ヘーグ」ニ於テ調印・・・・・・・・・一八七

B 1 二二 a

一八六四年八月二十二日  
ノ第一「ジュネーヴ」條  
約ノ原則ヲ海戰ニ應用ス  
ル條約、批准・・・・・・・・・一九九



B-1

極東國際軍事裁判所判決

附屬書B-1

國際紛争平和的處理條約

「ヘーグ」ニ於ケル第一講和會議  
(一八九九年七月二十九日調印)

「ドイツ」國「プロシヤ」國皇帝陛下、「オーストリア」國「ボヘミヤ」國「ハンガリー」國皇帝陛下、「ベルギー」國皇帝陛下、「清國皇帝陛下」、「デンマーク」國皇帝陛下、「スペイン」國皇帝陛下並同皇帝陛下ノ名ヲ以テスル攝政皇后陛下、「アメリカ」合衆國大統領、「メキシコ」合衆國大統領、「フランス」共和國大統領、「グレート・ブリテン」及「アイルランド」聯合王國兼「インド」國皇帝陛下、「ギリシヤ」國皇帝陛下、「イタリア」國皇帝陛下、「日本國皇帝陛下」、「ルクセンブルグ」國大公陛下、「ナツソー」公殿下、「モンテネグロ」國公殿下、「オランダ」國皇帝陛下、「ベルシヤ」國皇帝陛下、「ポルトガル」國及「アルガルヴ」皇帝陛下、「ルーマニア」國皇帝陛下、「全「ロシア」國皇帝陛下、「セルビア」國皇帝陛下、「シヤム」國皇帝陛下、「スエーデン」國皇帝陛下、「ノルウエー」國皇帝陛下、「スイス」聯邦政府、「トルコ」國皇帝陛下及「ブルガリア」國公殿下ハ

「一般ノ平和ヲ維持スルコトニ協力セムコトヲ切

裏面白紙

ニ希望シ

B-2

「全カヲ竭シテ國際紛争ヲ平和的ニ處理スルコトヲ補助スルニ決シ

「文明國ノ各員ヲ結合スル所ノ連帶責務ヲ承認シ

「法ノ領域ヲ擴張スルト共ニ國際的正義ノ感ヲ鞏固ナラシメムコトヲ欲シ

「諸獨立國ノ間ニ各國ノ頼ルヲ得ヘキ常設仲裁裁判制度ヲ置クコトハ前記ノ目的ヲ達スルニ最モ有效ナルヘキヲ確信シ

「仲裁手續ニ關スル一般且正則ノ組織ヲ設クルノ有益ナルヲ察シ

「萬國平和會議ノ至尊ナル發議者ト共ニ國安民福ノ基礎タル公平正理ノ原則ヲ國際的協商ニ依テ定立スルノ須要ナルヲ認メ

「之カ爲ニ條約ヲ締結セムト欲シ各各左ノ全權委員ヲ任命セリ

(以下全權委員の氏名を列舉)

「因テ各全權委員ハ互ニ其ノ委任狀ヲ示シ其ノ良好妥當ナルヲ認メ以テ左ノ條項ヲ協定セリ

「第一章 一般平和ノ維持ニ就テ

「第一條

「列國間ノ關係ニ於テ兵力ニ訴フルコトヲ成ルヘク制止セムカ爲記名國ハ國際紛争ヲ平和ニ處理スルコトニ其ノ全カヲ竭サムコトヲ約定ス

「第二章 周旋及居中調停ニ就テ

「第一條

「記名國ハ重大ナル意見ノ衝突又ハ紛争ヲ生シタ

B-3

「記名國ハ重大ナル意見ノ衝突又ハ紛争ヲ生シタ

「記名國ハ重大ナル意見ノ衝突又ハ紛争ヲ生シタ

裏面白紙

ル場合ニハ兵力ニ訴フルニ先チ事情ノ許ス限り其ノ交親國中ノ一國若ハ數國ニ周旋又ハ居中調停ヲ依頼スルコトヲ約定スル(以下第六十一條迄之に續くも其の何れも重要ならずと思料せらる)

「右證據トシテ各全權委員ハ本條約ニ記名調印スルモノナリ

「一八九九年七月二十九日「ヘーグ」ニ於テ本書一通ヲ作り之ヲ「オランダ」國政府ノ記録ニ保管シ其ノ認證牒本ヲ外交上ノ手續ニ依リ締盟國ニ交付スルモノナリ」

調印國

- 「ドイツ」國、「オーストリア・ハンガリー」國、「ベルギー」國、「清國」、「デンマーク」國、「スペイン」國、「アメリカ」合衆國、「メキシコ」合衆國、「フランス」共和國、「グレート・ブリテン及アイルランド」國、「ギリシヤ」國、「イタリヤ」國、「日本國」、「ルクセンブルグ」國、「モンテネグロ」國、「オランダ」國、「ベルシヤ」國、「ポルトガル」國、「ルーマニア」國、「ロシヤ」國、「セルビア」國、「シヤム」國、「スエーデン」國、「ルウエー」國、「スイス」國、「トルコ」國、「ブルガリア」國、

E-4

批准

左の列強は各の下に掲げたる期日に右の條約批准書を寄託せり

日本國

清國

「オーストリア」國	一九〇〇年九月四日
「ベルギー」國	一九〇〇年九月四日
「ブルガリア」國	一九〇〇年九月四日
「デンマーク」國	一九〇〇年九月四日
「ドイツ」國	一九〇〇年九月四日
「ギリシャ」國	一九〇〇年九月四日
「イタリア」國	一九〇〇年九月四日
「ルクセンブルグ」國	一九〇一年七月十二日
「メキシコ」國	一九〇一年四月十七日
「モンテネグロ」國	一九〇〇年十月十六日
「ノルウェー」國	一九〇〇年九月四日
「ベルシヤ」國	一九〇〇年九月四日
「ルーマニア」國	一九〇〇年九月四日
「セルビア」國	一九〇一年五月十一日
「スペイン」國	一九〇〇年九月四日
「スエーデン」國	一九〇〇年九月四日
「スイス」國	一九〇〇年十二月二十九日
「グレート・ブリテン」國	一九〇四年十一月二十一日
「オランダ」國	一九〇〇年九月四日
「ポルトガル」國	一九〇〇年九月四日
「ロシア」國	一九〇〇年九月四日
「シヤム」國	一九〇〇年九月四日
「アメリカ」合衆國	一九〇〇年九月四日



裏面白紙

「トルコ」國 一九〇〇年九月四日

せり 左の列強はその下に掲げたる期日に該條約に加入

「アルゼンチン」國	一九〇七年六月十五日
「ボリビア」國	一九〇七年六月十五日
「ブラジル」國	一九〇七年六月十五日
「チリ」國	一九〇七年六月十五日
「コロンビア」國	一九〇七年六月十五日
「キューバ」國	一九〇七年六月十五日
「ドミニカ」共和國	一九〇七年六月十五日
「エクアドル」國	一九〇七年七月三日
「グアテマラ」國	一九〇七年六月十五日
「ハイチ」國	一九〇七年六月十五日
「ニカラガア」國	一九〇七年六月十五日
「パナマ」國	一九〇七年六月十五日
「パラグアイ」國	一九〇七年六月十五日
「ペルー」國	一九〇七年六月十五日
「サルバドル」國	一九〇七年六月二十日
「ウルグアイ」國	一九〇七年六月十七日
「ヴェネズエラ」國	一九〇七年六月十五日

極東國際軍事裁判所判決

附屬書B-1-2

一九〇〇年ノ所謂義和團事件ノ終結ニ際シ  
テノ最終議定書

(一九〇一年九月七日北京ニ於テ調印)

「ドイツ」國全權委員 「アムン・フオン・シユワルツェンスタイン」閣下、「オーストリアハンガリー」國全權委員 男爵「エム・チカン・フオン・ワールボルン」閣下、「ベルギー」國全權委員 「ジュースタンス」閣下、「スペイン」國全權委員 「ベ・ジー・ド・コロガン」閣下、「アメリカ」合衆國全權委員 「ダブリュー・ダブリュー・ロツクヒル」閣下、「フランス」國全權委員 「ポール・ボウ」閣下、「グレート・ブリテン」國全權委員 「サー・アーネスト・サトウ」閣下、「イタリア」國全權委員 侯爵「サルヴァゴ・ラツジ」閣下、日本國全權委員 小村壽太郎閣下、「オランダ」國全權委員 「エフ・エム・クノール」閣下、「ロシア」國全權委員 「エム・ド・ギールス」閣下、及清國全權委員 總理 外務部事務 和碩慶親王奕殿下、太子太傅 文華殿大學士商務大臣北洋大臣直隸總督部堂一等肅毅伯 李鴻章閣下ハ清國カ列國ノ満足スル如ク、一九〇〇年十二月二十二日ノ連名公書ニ列舉セラレ、且清國皇帝陛下ニ於テ、一九〇〇年十二月二十七日ノ勅諭第一號ヲ以テ其ノ全部ヲ納ラレタル所ノ、各條

件ニ違憲シタルコトヲ確認スル爲メ、茲ニ會合スルモノナリ。(第一條乃至第六條之に續く)

第七條

清國政府ハ各國公使館所在ノ區域ヲ以テ、特ニ各國公使館ノ使用ニ充テ、且全然公使館警察權ノ下ニ屬セシメタルモノト認メ、該區域内ニ於テハ清國人ニ住居ノ權ヲ與ヘス、且之ヲ防禦ノ状態ニ置クヲ得ルコトヲ承諾シタリ

此ノ區域ノ境界ハ別紙面圖(附屬書第十四號)ニ示ス如ク

定メラレタリ即

西方ハ 一、二、三、四、五線

北方ハ 五、六、七、八、九、十線

東方ハ 「ケツテレル」街ノ十、十一、十二線

線

南方ハ 驍韃城壁ノ南址ニ循ヒ城壁ニ沿ウテ畫シタル十二・一線

清國ハ一九〇一年一月十六日ノ書簡ニ添附シタル議定書ヲ以テ、各國ガ其ノ公使館防禦ノタメニ、公使館所在區域内ニ常置護衛兵ヲ置クノ權利ヲ認メタリ

第八條

清國政府ハ太沽砲臺並ニ北京ト海濱間ノ自由交通ヲ阻碍シ得ヘキ諸砲臺ヲ削平セシムルコトヲ承認シタリ、而シテ右ニ關スル處置ハ實施セラレタリ

第九條

清國政府ハ一九〇一年一月十六日ノ書簡ニ添附シタル議定書ヲ以テ、各國ガ首都海濱間ノ自由交通ヲ維持セムカ爲メニ、相互ノ協議ヲ以テ決定スヘキ各地點ヲ占領スルノ權利ヲ認メタリ、即此ノ各國ノ

古領スル地點ハ、黃村、郎房、楊村、天津、軍糧城、塘沽、蘆臺、唐山、灤州、昌黎、秦皇島及山海關ト

E-7

第十條

清國政府ハ二箇年間地方ノ各市府ニ左記ノ上諭ヲ揭示公布スルコトヲ約諾シタリ

(a) 排外的團體ニ加入スルコトヲ永久ニ禁止シ犯ス者ヲ死刑ニ處スル旨ヲ記載シタル一九〇一年二月一日ノ上諭附屬書第十五號

(b) 有罪者ニ科シタル刑名ヲ列舉シタル一九〇一年二月十三日、二月二十一日、四月二十九日及八月十九日ノ上諭

(c) 外國人カ虐殺セラレ若ハ虐待セラレタル各市府ニ於テ科擧ヲ停止スル一九〇一年八月十九日ノ上諭

(d) 總督巡撫及各省各地方ノ官吏ハ各其ノ管轄内ニ於ケル秩序ニ對シテ職責ヲ有スヘク、且排外的紛擾ノ再發竝ニ其ノ他條約違反ノ事アルニ當リ、直ニ之ヲ鑑定セス又ハ其ノ犯罪者ヲ處罰セサル場合ニハ、該官吏ハ直チニ罷免セララルヘク、且新官職ニ任命セラレ若ハ新名譽ヲ享受スルコト能ハサルヘキ旨ヲ宣言シタル一九〇一年二月一日ノ上諭附屬書第十六號

以上ノ上諭ハ全帝國内ニ漸次揭示セラレツツアリ



裏面白紙

8-8

「新ノ如ク清國政府ハ列國ノ満足スル如ク、一九〇〇年十二月二十二日ノ連名公書ニ列擧セラレタル各條件ニ應シタルヲ以テ、列國ハ一九〇〇年夏季ノ騷擾ヨリ發生シタル状態ノ終止ニ至ラムコトノ清國ノ希望ヲ承允シタリ、之ニ因テ列國全權委員ハ第七條ニ記載シタル公使館護衛兵ヲ除キ、一九〇一年九月十七日ヲ以テ、北京ヨリ全然列國軍隊ヲ撤退シ又第九條ニ記載シタル地點ヲ除キ、同年九月二十二日ヲ以テ直隸省ヨリ撤兵スヘキコトヲ其ノ各自ノ政府ノ名ヲ以テ茲ニ宣言ス

「本最終議定書ハ同文十二通ヲ作り、各締約國全權委員之ニ署名シ、列國全權委員ニ一通宛ヲ交付シ清國全權委員ニ一通ヲ交付ス

「一九〇一年九月七日北京ニ於テ

左の列強は本議定書に調印せり

- |              |                 |
|--------------|-----------------|
| 日本國          | 「ドイツ」國          |
| 「アメリカ」合衆國    | 「オーストリア・ハンガリー」國 |
| 「フランス」國      | 「ベルギー」國         |
| 「グレート・ブリテン」國 | 「イタリア」國         |
| 「オランダ」國      |                 |
| 「ロシア」國       |                 |
| 清國           |                 |

E-9

極東國際軍事裁判所判決

附屬書B-1三

「ポーツマス」條約

(一九〇五年九月五日「ポーツマス」に於て調印)

「日本國皇帝陛下及全「ロシア」皇帝陛下ハ兩國及其ノ人民ニ平和ノ幸福ヲ回復セムコトヲ欲シ講和條約ヲ締結スルコトニ決定シ之カ爲ニ各々ノ全權委員ヲ任命セリ。即チ「全權委員名簿之に續く」  
「因テ各全權委員ハ互ニ其ノ委任狀ヲ示シ其ノ良好妥當ナルヲ認メ以テ左ノ諸條款ヲ協議決定セリ

「第一條

「日本國皇帝陛下ト全「ロシア」國皇帝陛下トノ間及兩國並兩國臣民ノ間ニ將來平和及親睦アルヘシ

「第二條

「「ロシア」帝國政府ハ日本國カ韓國ニ於テ政事上、軍事上及經濟上ノ卓絶ナル利益ヲ有スルコトヲ承認シ日本帝國政府カ韓國ニ於テ必要ト認ムル指導、保護及監理ノ措置ヲ執ルニ方リ之ヲ阻碍シ又ハ之ニ干渉セサルコトヲ約ス

「韓國ニ於ケル「ロシア」國臣民ハ他ノ外國ノ臣民又ハ人民ト全然同様ニ待遇セラレヘク之ヲ換言スレハ最惠國ノ臣民又ハ人民ト同一ノ地位ニ置カルヘキモノト知ルヘシ

E-10

「兩締約國ハ一切誤解ノ原因ヲ避ケムカ爲露韓間ノ國境ニ於テ「ロシア」國又ハ韓國ノ領土ノ安全ヲ侵迫スルコトアルヘキ何等ノ軍事上措置ヲ執ラサルコト

ニ同意ス

第三條

「日本國及「ロシア」國ハ互ニ左ノ事ヲ約ス

「本條約ニ附屬スル追加約款第一ノ規定ニ從

ヒ遼東半島租借權カ其ノ效力ヲ及ホス地域

以外ノ滿洲ヨリ全然且同時ニ撤兵スルコト

「前記地域ヲ除クノ外現ニ日本國又ハ「ロシ

ア」國ノ軍隊ニ於テ占領シ又ハ其ノ監理ノ

下ニ在ル滿洲全部ヲ擧ケテ全然清國專屬ノ

行政ニ還附スルコト

「「ロシア」帝國政府ハ清國ノ主權ヲ侵害シ又ハ

機會均等主義ト相容レサル何等ノ領土上利益又ハ優

先的若ハ專屬的讓與ヲ滿洲ニ於テ有セサルコトヲ聲

明ス

第四條

「日本國及「ロシア」國ハ清國カ滿洲ノ商工業ヲ

發達セシムカ爲列國ニ共通スル一般ノ措置ヲ執ルニ

方リ之ヲ阻碍セサルコトヲ互ニ約ス

第五條

「「ロシア」帝國政府ハ清國政府ノ承諾ヲ以テ旅

順口、大連並其ノ附近ノ領土及領水ノ租借權及該租

借權ニ關聯シ又ハ其ノ一部ヲ組成スル一切ノ權利、

特權及讓與ヲ日本帝國政府ニ移轉讓渡ス「ロシア」

帝國政府ハ又前記租借權カ其ノ效力ヲ及ホス地域ニ

於ケル一切ノ公共營造物及ヒ財産ヲ日本帝國政府ニ

移轉讓渡ス

「兩締約國ハ前記規定ニ係ル清國政府ノ承諾ヲ得

ヘキコトヲ互ニ約ス

E-11

「日本帝國政府ニ於テハ前記地域ニ於ケル「ロシ  
ア」帝國臣民ノ財産權カ完全ニ尊重セラルヘキコト  
ヲ約ス

第六條

「「ロシア」帝國政府ハ長春（寬城子）旅順口間  
ノ鐵道及其ノ一切ノ支線竝同地方ニ於テ之ニ附屬ス  
ル一切ノ權利、特權及財産竝同地方ニ於テ該鐵道ニ  
屬シ又ハ其ノ利益ノ爲ニ經營セラルル一切ノ炭坑ヲ  
補償ヲ受クルコトナク且清國政府ノ承諾ヲ以テ日本  
帝國政府ニ移轉讓渡スヘキコトヲ約ス

「兩締約國ハ前記規定ニ係ル清國政府ノ承諾ヲ得  
ヘキコトヲ互ニ約ス

第七條

「日本國及「ロシア」國ハ滿洲ニ於ケル各自ノ鐵  
道ヲ全ク商工業ノ目的ニ限り經營シ決シテ軍略ノ目  
的ヲ以テ之ヲ經營セサルコトヲ約ス

「該制限ハ遼東半島租借權カ其ノ效力ヲ及ホス地  
域ニ於ケル鐵道ニ適用セサルモノト知ルヘシ

第八條

「日本帝國政府及「ロシア」帝國政府ハ交通及運  
輸ヲ増進シ且之ヲ便宜ナラシムルノ目的ヲ以テ滿洲  
ニ於ケル其ノ接續鐵道業務ヲ規定セムカ爲メ成ヘク  
速ニ別約ヲ締結スヘシ

第九條

「「ロシア」帝國政府ハ「サガレン」島南部及其ノ附近  
ニ於ケル一切ノ島嶼竝該地方ニ於ケル一切ノ公共營  
造物及財産ヲ完全ナル主權ト共ニ永遠日本帝國政府  
ニ讓與ス其ノ讓與地域ノ北方境界ハ北緯五十度ト定



ム該地域ノ正確ナル徑界線ハ本條約ニ附屬スル追加  
約款第二ノ規定ニ從ヒ之ヲ決定スヘシ

「日本國及「ロシア」國ハ「サガレン」島又ハ其  
ノ附近ノ島嶼ニ於ケル各自ノ領地内ニ堡壘其ノ他之  
ニ類スル軍事上ノ工作物ヲ築造セサルコトニ互ニ同  
意ス又兩國ハ各宗谷海峽及韃靼海峽ノ自由航海ヲ妨  
害スルコトアルヘキ何等ノ軍事上ノ措置ヲ執ラサル  
コトヲ約ス

第十條

「日本國ニ讓與セラレタル地域ノ住民タル「ロシ  
ア」國民ニ付テハ其ノ不動産ヲ賣却シテ本國ニ退去  
スルノ自由ヲ留保ス但シ該「ロシア」國臣民ニ於テ  
讓與地域ニ在留セムト欲スルトキハ日本國ノ法律及  
管轄權ニ服從スルコトヲ條件トシテ完全ニ其ノ職業  
ニ從事シ且財産權ヲ行使スルニ及テ支持保護セラル  
ヘシ日本國ハ政事上又ハ行政上ノ權能ヲ失ヒタル住  
民ニ對シ前記地域ニ於ケル居住權ヲ撤回シ又ハ之ヲ  
該地域ヨリ放逐スヘキ充分ノ自由ヲ有ス但シ日本國  
ハ前記住民ノ財産權カ完全ニ尊重セラルヘキコトヲ  
約ス

第十一條

「「ロシア」國ハ日本海、「オホーツク」海及  
「ベーリング」海ニ瀕スル「ロシア」國領地ノ沿  
岸ニ於ケル漁業權ヲ日本國臣民ニ許與セムカ爲日本  
國ト協定ヲナスヘキコトヲ約ス

「前項ノ約束ハ前記方面ニ於テ既ニ「ロシア」國  
又ハ外國ノ臣民ニ屬スル所ノ權利ニ影響ヲ及ホササ  
ルコトニ雙方同意ス」(第十二條乃至第十五條之に續く)

「右證據トシテ兩帝國全權委員ハ茲ニ本講和條約ニ記名調印スルモノナリ。

「明治三十八年九月五日即一九〇五年八月二十三日（九月五日）「ポーツマス」（「ニュー・ハンブッシュヤ」州）ニ於テ之ヲ作ル。

左の列強は本條約に調印し之を批准せり

「ロシア」國

日本國

E-14

極東國際軍事裁判所判決

附屬書B1四

日米兩國ノ極東政策  
ヲ宣言スル同文通牒

(一九〇八年十一月三十日「ワシントン」ニ於テ交換)

(日本大使より米國國務長官宛)

以書東致啓上候陳者先頃來閣下ト本使トノ間ニ數  
次ノ會見ヲ遂ケ意見ヲ交換致候結果日本國及合衆國  
ハ太平洋方面ニ於テ本國ヨリ隔在スル重要ナル島嶼  
ノ所領ヲ保有スルモノニ有之兩國政府ハ同方面ニ於  
テ共通ノ目的、政策及旨意ヲ有スルコト明瞭ト相成  
候

E-15

帝國政府ハ該目的、政策及旨意ヲ眞率ニ表明スル  
ハ嘗ニ日本國ト合衆國トノ間ニ久シク存在シタル友  
好善隣ノ關係ヲ鞏固ナラシムルニ至ルヘキノミナラ  
ス又以テ大局ノ平和ヲ維持スルニ資スル所大ナルヘ  
キコトヲ信シ該共通ノ目的、政策及旨意ト認ムル所  
ノ左記綱領ヲ閣下ニ提出スヘキ旨本使ニ訓示有之候

一、太平洋ニ於ケル兩國商業ノ自由平穩ナル發達  
ヲ奨励スルハ兩國政府ノ希望タリ

二、兩國政府ノ政策ハ何等侵略的傾向ニ制セラル  
ルコトナク前記方面ニ於ケル現狀維持及清國ニ巧  
於ケル商工業ノ機會均等主義ノ擁護ヲ目的トス

三 從テ兩國政府ハ相互ニ前記方面ニ於テ他ノ一方ノ有スル所領ヲ尊重スルノ強固ナル決意ヲ有ス

四 兩國政府ハ又其ノ疆内ニ屬スル一切ノ平和手段ニ依リ清國ノ獨立及領土保全竝同帝國ニ於ケル列國ノ商工業ニ對スル機會均等主義ヲ支持シ以テ清國ニ於ケル列國ノ共通利益ヲ保存スルノ決意ヲ有ス

五 前述ノ現狀維持又ハ機會均等主義ヲ侵迫スル事件發生スルトキハ兩國政府ハ其ノ有益ト認ムル措置ニ關シ協商ヲ遂ケムカ爲互ニ意見ヲ交換スヘシ

六 若シ前記綱領ニシテ合衆國政府ノ見解ト一致スルニ於テハ之ニ對スル閣下ノ確認ヲ得度候  
七 本使ハ茲ニ閣下ニ向テ重テ敬意ヲ表シ候

敬具

一九〇八年十一月三十日

在「ワシントン」日本帝國大使館ニ於テ

高平 小五郎

北米合衆國國務長官「エリヒュー・ルート」閣下



E-16

(米國國務長官より日本大使宛)

「以書東致啓上候陳者先頃來本官ニ於テ數次閣下ト會見シ意見ヲ交換セル結果兩國政府ノ太平洋方面ニ於ケル政策ニ關シテ雙方ノ認識セル所ヲ開列セラレタル本日附貴東正ニ領收致候

「右雙方認識ノ表明ハ能ク兩國ノ親善ナル關係ニ適應シ且兩國政府カ極東ニ關シ從來累次聲明セル協同ノ政策ヲ約述互認スルノ機會ヲ與フルモノニシテ合衆國政府ノ歡迎スル所ニ有之候

「茲ニ合衆國ヲ代表シ閣下ニ向テ左記兩國政府ノ宣言ヲ確認スルヲ得ルハ本官ノ欣幸トスル所ニ有之候

「一 太平洋ニ於ケル兩國商業ノ自由平穩ナル發達ヲ奨勵スルハ兩國政府ノ希望タリ

E-17

「二 兩國政府ノ政策ハ何等侵略的傾向ニ制セララルコトナク前記方面ニ於ケル現狀維持及清國ニ於ケル商工業ノ機會均等主義ノ擁護ヲ目的トス

「三 從テ兩國政府ハ相互ニ前記方面ニ於テ他ノ一方ノ有スル所領ヲ尊重スルノ強固ナル決意ヲ有ス

「四 兩國政府ハ又其ノ權内ニ屬スル一切ノ平和手段ニ依リ清國ノ獨立及領土保全竝同帝國ニ於ケル列國ノ商工業ニ對スル機會均等主義ヲ支持シ以テ清國ニ於ケル列國ノ共通利益ヲ保存スルノ決意ヲ有ス

スヘシ

「本官ハ茲ニ閣下ニ向テ重テ敬意ヲ表シ候

敬具

「一九〇八年十一月三十日

「在「ワシントン」國務省ニ於テ

「「エリヒュー・ルート」

「日本大使 男爵 高平 小五郎 閣下」

E-18

極東國際軍事裁判所判決

附屬書B 一五

日本國及ビ「ソビエツト」社會主義共和國聯邦  
間ノ關係ヲ律スル基本的規則ヲ包含スル協約

(一九二五年一月二十日北京ニ於テ調印)

(第一條乃至第三條之に續く)

「第四條

「締約國政府ハ、本協約ノ實施ニ伴ヒ下記原則ニ  
從ツテ通商航海條約ノ締結ニ着手シ又斯カル條約ノ  
締結迄兩國間ノ一般國交ハ該原則ニ據リ律スベキコ  
トニ同意ス。

「(一)各締約國ノ臣民又ハ人民ハ該國ノ法律ニ從ヒ  
(a)相手國ノ領土内ニ入り、旅行シ且ツ居住スル自  
由ヲ有シ、(b)自己ノ生命、財産ノ安全ニ對シ、不  
斷ノ且ツ十分ナル保護ヲ享受スベシ。

「(二)各締約國ハ該國ノ法律ニ從ヒ、其領土内ニ於  
テ相手國ノ臣民又ハ人民ニ對シ、可及的廣範圍且  
ツ相互的條件ニ於テ私有權及通商、航海、工業、  
並ニ其他ノ平和的事業ニ從事スル自由ヲ與フベキ  
モノトス。

E-19

(第四條の(三)之に續く)

第五條

「締約國ハ相互ニ平和親交程ニ生活シ、ソノ獨  
ナル方法ニ於テソノ獨自ノ管轄内ニ於テソノ獨自ノ  
生活ノ秩序ヲ保ツ國家ノ疑ナキ權利ヲ慎重ニ尊敬シ、  
爾締約國ノ如何ナル官職ニアル者全部及ビ爾締約國  
ヨリ受ケ居ル總テノ團體ノ日本及ビ「ソビエツト」  
社會主義共和國聯邦ノ領土ノ如何ナル部分ニ於テモ  
如何ナル方法デモ其安寧秩序ヲ危險ニ及ボス如何ナ  
ル行動モ其ノ公然、非公然タルヲ問ハズ抑制スルコ  
トノ彼等ノ希望及ビ目的ヲ正式ニ聲明ス。

「締約國ハイズレモンノ管轄下ノ領土内ニテ左記  
ノ存在ヲ許サザルコトニ更ニ同意スルモノトス即チ  
(a) 相手國領土ノ如何ナル部分ニ對シテ政權ヲ僞裝ス  
ル組織又ハ團體或ハ (b) 該組織又ハ團體ノ爲メニ專  
實政治工作ヲ行ヒツツアルヲ發見サルルコトアルベ  
キ外國人國民又ハ市民」

(第六、七條之に續く)

批准

「ソビエツト」聯邦及日本兩國は規定通り本協約を  
正式に批准せり



E-20

極東國際軍事裁判所判決

附屬書B一六

- 「ヴェルサイユ」條約
- 一九一九年ノ平和條約
- 國際聯盟規約
- 委任統治領
- 阿片取引

(一九一九年六月二十八日「ヴェルサイユ」  
ニ於テ調印、一九二〇年一月十日午後四時十  
五分實施)

- 「アメリカ」合衆國、「イギリス」帝國、「フ  
ランス」國、「イタリア」國、及日本國
- 「右諸國ヲ以テ本條約ニ認フ主タル同盟及聯合國  
トス
- 「ベルギー」國、「ボリヴィア」國、「ブラジ  
ル」國、中華民國、「キューバ」國、「エクアドル」  
國、「ギリシャ」國、「グアテマラ」國、「ハイチ」  
國、「ヘチアイズ」國、「ホンチユラス」國、「リ  
ベリア」國、「ニカラグア」國、「パナマ」國、  
「ペルー」國、「ポーランド」國、「ポルトガル」  
國、「ルーマニア」國、「セルブ・クロアイト・ス  
ロヴェニア」國、「シヤム」國、「チエツコスロヴァ  
キア」國及「ウルグアイ」國
- 「右諸國ハ前記ノ主タル諸國ト共ニ同盟及聯合國

裏面白紙

ヲ構成ス

以上ヲ一方トシ

「及「ドイツ」國

之ヲ他ノ一方トス

「之等諸國ハ主タル同盟及聯合國カ「ドイツ」帝國政府ノ要求ニ基キ「ドイツ」國ト平和條約ヲ締結セムカ爲一九一八年十一月十一日「ドイツ」國ニ對シ休戰ヲ許諾シタルコトヲ思ヒ

E-21

「且同盟及聯合國ハ其ノ相次キテ直接又ハ間接ニ參加セルニ至リタル戰爭即チ一九一四年七月二十八日「セルビア」國ニ對スル「オーストリア・ハンガリー」國ノ宣戰、一九一四年八月一日「ロシア」國ニ對スル及一九一四年八月三日「フランス」國ニ對スル「ドイツ」國ノ宣戰並「ベルギー」國侵入ニ依リテ開始セラレタル戰爭ニ代フルニ鞏固公正且恒久ノ平和ヲ以テセムコトヲ均シク希望シ

「之ガ爲締約國ハ左ノ如ク代表セラレ  
(委員氏名之に續く)

「右各員ハ其ノ全權委任狀ヲ示シ之ガ良好妥當ナルヲ認メタル後左ノ如ク協定セリ

「戰爭狀態ハ本條約實施ノ時ヨリ終了スベシ同盟及聯合國ト「ドイツ」國及「ドイツ」各邦トノ公關係ハ其ノ時以後且本條約ノ規定ニヨリ恢復セララルベシ

「第一編

「國際聯盟規約

裏面白紙

「締約國ハ

「戦争ニ訴ヘサルノ義務ヲ受諾シ

「各國間ニ於ケル公明正大ナル關係ヲ規律シ

各國政府間ノ行爲ヲ律スル現實ノ基準トシテ國

際法ノ原則ヲ確立シ

組織アル人民ノ相互ノ交渉ニ於テ正義ヲ保持シ

且嚴ニ一切ノ條約上ノ義務ヲ尊重シ

「以テ國際協力ヲ促進シ且各國間ノ平和安寧ヲ完

成セムガ爲茲ニ國際聯盟規約ヲ協定ス

E-22

「第一條

「本規約附屬書列記ノ署名國及留保ナクシテ本規

約ニ加盟スル該附屬書列記ノ爾餘諸國ヲ以テ國際聯

盟ノ原聯盟國トス右加盟ハ本規約實施後二月以内ニ

宣言書ヲ聯盟事務局ニ寄託シテ之レヲ爲スベシ右ニ

關シテハ一切ノ他ノ聯盟國ニ通告スヘキモノトス

「附屬書ニ列記セサル國ノ領地又ハ殖民地ニシテ

完全ナル自治ヲ有スルモノハ其ノ加入ニ付聯盟總會

三分ノ二ノ同意ヲ得ルニ於テハ總テ聯盟國ト爲ルコ

トヲ得但シ其ノ國際義務遵守ノ誠意アルコトニ付有

効ナル保障ヲ與ヘ且其ノ陸海及空軍ノ兵力其ノ他ノ

軍備ニ關シ聯盟ノ定ムルコトアルヘキ準則ヲ受諾ス

ルコトヲ要ス

「聯盟國ハ二年ノ豫告ヲ以テ聯盟ヲ脫退スルコトヲ

得但シ脫退ノ時迄其ノ一切ノ國際上及本規約上ノ義

務ハ履行セラレタルコトヲ要ス

E-23  
第二條  
「本規約ニ依ル聯盟ノ行動ハ聯盟總會及聯盟理事會並附屬ノ常設聯盟事務局ニ依リテ之ヲ爲スヘキモノトス

第三條

「聯盟總會ハ聯盟國ノ代表者ヲ以テ之ヲ組織ス  
「聯盟總會ハ聯盟本部所在地又ハ別ニ定ムルコトアルヘキ地ニ於テ定期ニ及必要ニ應シ臨時ニ之ヲ開ク  
「聯盟總會ハ聯盟ノ行動範圍ニ屬シ又ハ世界ノ平和ニ影響スル一切ノ事項ヲ其ノ會議ニ於テ處理ス  
「聯盟國ハ聯盟總會ノ會議ニ於テ各一箇ノ表決權ヲ有スヘク且三名ヲ超エサル代表者ヲ出スコトヲ得

第四條

E-24  
「聯盟理事會ハ主タル同盟及聯合國ノ代表者並他ノ四聯盟國ノ代表者ヲ以テ之ヲ組織ス該四聯盟國ハ聯盟總會其ノ裁量ニ依リ臨時之ヲ選定ス聯盟總會カ第一次ニ選定スル四聯盟國ニ於テ其ノ代表者ヲ任命スル迄ハ「ベルギー」國、「ブラジル」國、「スベイン」國、及「ギリシヤ」國ノ代表者ヲ以テ聯盟理事會員トス  
「聯盟理事會ハ聯盟總會ノ過半数ノ同意アルトキハ聯盟理事會ニ常ニ代表者ヲ出スヘキ聯盟國ヲ追加指定スルコトヲ得  
「聯盟理事會ハ同會ニ代表セシムル爲聯盟總會ノ選定スヘキ聯盟國ノ數ヲ前同様ノ同意ヲ以テ増加スルコトヲ得



「聯盟理事會ハ聯盟本部所在地又ハ別ニ定ムルコトアルヘキ地ニ於テ必要ニ應シ隨時ニ且少クトモ毎年一同之ヲ開ク

「聯盟理事會ハ聯盟ノ行動範圍ニ屬シ又ハ世界ノ平和ニ影響スル一切ノ事項ヲ其ノ會議ニ於テ處理ス  
「聯盟理事會ニ代表セラレサル聯盟各國ハ特ニ其ノ利益ニ影響スル事項ノ審議中聯盟理事會會議ニ理事會員トシテ列席スル代表者一名ノ派遣ヲ招請セラレヘシ

「聯盟理事會ニ代表セララル聯盟各國ハ聯盟理事會會議ニ於テ一箇ノ表決權ヲ有スヘク且一名ノ代表者ヲ出スコトヲ得

「第五條

「本規約中又ハ本條約ノ條項中別段ノ明文アル場合ヲ除クノ外聯盟總會又ハ聯盟理事會ノ會議ノ議決ハ其ノ會議ニ代表セララル聯盟國全部ノ同意ヲ要ス

E-25

「聯盟總會又ハ聯盟理事會ノ會議ニ於ケル手續ニ關スル一切ノ事項ハ特殊事項調査委員ノ任命ト共ニ聯盟總會又ハ聯盟理事會之ヲ定ム此ノ場合ニ於テハ其ノ會議ニ代表セララル聯盟國ノ過半数ニ依リテ之ヲ決定スルコトヲ得

「聯盟總會ノ第一回會議及聯盟理事會ノ第一回會議ハ「アメリカ」合衆國大統領之ヲ招集スヘシ  
(第六及第七條之に續く)

「第八條

「聯盟國ハ平和維持ノ爲ニハ其ノ軍備ヲ國ノ安全

及國際義務ヲ共同動作ヲ以テスル強制ニ支障ナキ最低限度迄縮少スルノ必要アルコトヲ承認ス。．．．  
『聯盟國ハ其ノ軍備ノ規模、陸海及空軍ノ企畫並軍事上ノ目的ニ供用シ得ヘキ工業ノ狀況ニ關シ充分ニシテ隔意ナキ報道ヲ交換スヘキコトヲ約ス。』  
(第九條之に續く)

第十條

『聯盟國ハ聯盟各國ノ領土保全及現在ノ政治的獨立ヲ尊重シ且外部ノ侵略ニ對シテ之ヲ擁護スルコトヲ約ス右侵略ノ場合又ハ其ノ脅威若ハ危險アル場合ニ於テハ聯盟理事會ハ本條ノ義務ヲ履行スヘキ手段ヲ具申スヘシ』

第十一條

E-26

『戰爭又ハ戰爭ノ脅威ハ聯盟國ノ何レカニ直接ノ影響アルト否トヲ問ハズ總テ聯盟全體ノ利害關係事項タルコトヲ茲ニ聲明ス仍テ聯盟ハ國際ノ平和ヲ擁護スル爲適當且有效ト認ムル措置ヲ執ルヘキモノトス此ノ種ノ事變發生シタルトキハ事務總長ハ何レカノ聯盟國ノ請求ニ基キ直ニ聯盟理事會ノ會議ヲ召集スヘシ』

『國際關係ニ影響スル一切ノ事態ニシテ國際ノ平和又ハ其ノ基礎タル各國間ノ良好ナル了解ヲ攪亂セムトスル虞アルモノニ付聯盟總會又ハ聯盟理事會ノ注意ヲ喚起スルハ聯盟各國ノ友誼的權利ナルコトヲ併セテ茲ニ聲明ス』

第十二條

「聯盟國ハ聯盟國間ニ國交斷絶ニ至ルノ虞アル紛争發生スルトキハ當該事件ヲ仲裁裁判若ハ司法的解決又ハ聯盟理事會ノ審査ニ付スヘク且仲裁裁判官ノ判決若ハ司法裁判ノ判決後又ハ聯盟理事會ノ報告後三月ヲ經過スル迄如何ナル場合ニ於テモ戦争ニ訴ヘサルコトヲ約ス

「本條ニ依ル一切ノ場合ニ於テ仲裁裁判官ノ判決又ハ司法裁判ノ判決ハ相當期間内ニ、聯盟理事會ノ報告ハ紛争事件付託後六月以内ニ之ヲ爲スヘシ

第十三條

「聯盟國ハ聯盟國間ニ仲裁裁判又ハ司法的解決ニ付シ得ト認ムル紛争ヲ生シ其ノ紛争カ外交手段ニ依リテ満足ナル解決ヲ得ルコト能ハサルトキハ當該事件全部ヲ仲裁裁判又ハ司法的解決ニ付スヘキコトヲ約ス

「條約ノ解釋、國際法上ノ問題、國際義務ノ違反ト爲ルヘキ事實ノ存否竝該違反ニ對スル賠償ノ範圍及性質ニ關スル紛争ハ一般ニ仲裁裁判又ハ司法的解決ニ付シ得ル事項ニ屬スルモノナルコトヲ聲明ス  
「審理ノ爲紛争事件ヲ付託スヘキ裁判所ハ第十四條ノ規定ニ依リ設立セラレタル常設國際司法裁判所又ハ當該國ノ合意ヲ以テ定メ若ハ當該國間ニ現存スル條約ノ規定ノ定ムル裁判所タルヘシ

「聯盟國ハ一切ノ判決ヲ該實ニ履行スヘク且判決ニ服スル聯盟國ニ對シテハ戦争ニ訴ヘサルコトヲ約ス判決ヲ履行セサルモノアルトキハ聯盟理事會ハ其

ノ履行ヲ期スル爲必要ナル處置ヲ提議スヘシ

第十四條

「聯盟理事會ハ常設國際司法裁判所設置案ヲ作成シ之ヲ聯盟國ノ採擇ニ付スヘシ該裁判所ハ國際的性質ヲ有スル一切ノ紛争ニシテ其ノ當時國ノ付託ニ係ルモノヲ裁判スルノ權限ヲ有ス尙該裁判所ハ聯盟理事會又ハ聯盟總會ノ諮問スル一切ノ紛争又ハ問題ニ關シ意見ヲ提出スルコトヲ得

E-28

第十五條

「聯盟國間ニ國交斷絶ニ至ルノ虞アル紛争發生シ第十三條ニ依ル仲裁裁判又ハ司法的解決ニ付セラレサルトキハ聯盟國ハ當該事件ヲ聯盟理事會ニ付託スヘキコトヲ約ス何レノ紛争當該國モ紛争ノ存在ヲ專務總長ニ通告シ以テ前記ノ付託ヲ爲スコトヲ得專務總長ハ之カ充分ナル取調及審理ニ必要ナル一切ノ準備ヲ爲スモノトス

「此ノ目的ノ爲紛争當事國ハ成ルヘク速ニ當該事件ニ關スル陳述書ヲ一切ノ關係事實及書類ト共ニ專務總長ニ提出スヘク聯盟理事會ハ直ニ其ノ公表ヲ命スルコトヲ得

「聯盟理事會ハ紛争ノ解決ニカムヘク其ノ努力效ヲ奏シタルトキハ其ノ適當ト認ムル所ニ依リ當該紛争ニ關スル事實及説明並其ノ解決條件ヲ記載セル調書ヲ公表スヘシ

「紛争解決ニ至ラサルトキハ聯盟理事會ハ全會一致又ハ過半数ノ表決ニ基キ當該紛争ノ事實ヲ述ヘ公



正且適當ト認ムル勸告ヲ載セタル報告書ヲ作成シ之ヲ公表スヘシ

「聯盟理事會ニ代表セララルル聯盟國ハ何レモ當該紛争ノ事實及之ニ關スル自國ノ決定ニ付陳述書ヲ公表スルコトヲ得

E-29  
「聯盟理事會ノ報告書カ紛争當事國ノ代表者ヲ除キ他ノ聯盟理事會員全部ノ同意ヲ得タルモノナルトキハ聯盟國ハ該報告書ノ勸告ニ應スル紛争當事國ニ對シ戦争ニ訴ヘサルヘキコトヲ約ス

「聯盟理事會ニ於テ紛争當事國ノ代表者ヲ除キ他ノ聯盟理事會員全部ノ同意アル報告書ヲ得ルニ至ラサルトキハ聯盟國ハ正義公道ヲ維持スル爲必要ト認ムル處置ヲ執ルノ權利ヲ留保ス

「紛争當事國ノ一國ニ於テ紛争カ國際法上專ラ該當事國ノ管轄ニ屬スル事項ニ付生シタルモノナルコトヲ主張シ聯盟理事會之ヲ是認シタルトキハ聯盟理事會ハ其ノ旨ヲ報告シ且之カ解決ニ關シ何等ノ勸告ヲモ爲ササルモノトス

「聯盟理事會ハ本條ニ依ル一切ノ場合ニ於テ紛争ヲ聯盟總會ニ移スコトヲ得紛争當事國一方ノ請求アリタルトキハ亦之ヲ聯盟總會ニ移スヘシ但シ右請求ハ紛争ヲ聯盟理事會ニ付託シタル後十四日以内ニ之ヲ爲スコトヲ要ス

E-30  
「聯盟理事會ノ行動及權限ニ關スル本條及第十二條ノ規定ハ聯盟總會ニ移シタル事件ニ關シ總テ之ヲ聯盟總會ノ行動及權能ニ適用ス但シ紛争當事國ノ代表者ヲ除キ聯盟理事會ニ代表セララルル聯盟各國代表者及爾餘過半数聯盟國ノ代表者ノ同意ヲ得タル聯盟

總會ノ報告書ハ紛争當事國ノ代表者ヲ除キ他ノ聯盟理事會員全部ノ同意ヲ得タル聯盟理事會ノ報告書ト同一ノ效力ヲ有スヘキモノトス

第十六條

第十二條、第十三條又ハ第十五條ニ依ル約束ヲ無視シテ戦争ニ訴ヘタル聯盟國ハ當然他ノ總テノ聯盟國ニ對シ戦争行為ヲ爲シタルモノト看做ス他ノ總テノ聯盟國ハ之ニ對シ直ニ一切ノ通商上又ハ金融上ノ關係ヲ斷絶シ自國民ト違約國國民トノ一切ノ交通ヲ禁止シ且聯盟國タルト否トヲ問ハス他ノ總テノ國ノ國民ト違約國國民トノ間ノ一切ノ金融上通商上又ハ個人的交通ヲ防遏スヘキコトヲ約ス

聯盟理事會ハ前項ノ場合ニ於テ聯盟ノ約束擁護ノ爲使用スヘキ兵力ニ對スル聯盟各國ノ陸海又ハ空軍ノ分擔程度ヲ關係各國政府ニ提案スルノ義務アルモノトス

E-31

聯盟國ハ本條ニ依リ金融上及經濟上ノ措置ヲ執リタル場合ニ於テ之ニ基ク損失及不便ヲ最少限度ニ止ムル爲相互ニ支持スヘキコト、聯盟ノ一回ニ對スル違約國ノ特殊ノ措置ヲ抗拒スル爲相互ニ支持スヘキコト並聯盟ノ約束擁護ノ爲協力スル聯盟國軍隊ノ版圖内通過ニ付必要ナル處置ヲ執ルヘキコトヲ約ス

聯盟ノ約束ニ違反シタル聯盟國ニ付テハ聯盟理事會ニ代表セララルル他ノ一切ノ聯盟國代表者ノ聯盟理事會ニ於ケル一致ノ表決ヲ以テ聯盟ヨリ之ヲ除名スル旨ヲ聲明スルコトヲ得

(第十七條之に續く)

第十八條

「聯盟國カ將來締結スヘキ一切ノ條約又ハ國際約定ハ直ニ之ヲ聯盟事務局ニ登録シ聯盟事務局ハ成ルヘク速ニ之ヲ公表スヘシ右條約又ハ國際約定ハ前記ノ登録ヲ了スル迄其ノ拘束力ヲ生スルコトナカルヘシ

第十九條

「聯盟總會ハ適用不能ト爲リタル條約ノ再審議又ハ繼續ノ結果世界ノ平和ヲ危殆ナラシムヘキ國際狀態ノ審議ヲ隨時聯盟國ニ惹起スルコトヲ得

第二十條

「聯盟國ハ本規約ノ條項ト兩立セサル聯盟國相互間ノ義務又ハ了解カ各自國ノ關スル限リ總テ本條約ニ依リ廢棄セラルヘキモノナルコトヲ承認シ且今後本規約ノ條項ト兩立セサル一切ノ約定ヲ締結セサルヘキコトヲ誓約ス

「聯盟國ト爲ル以前本規約ノ條項ト兩立セサル義務ヲ負擔シタル聯盟國ハ直ニ該義務ノ解除ヲ得ルノ處置ヲ執ルコトヲ要ス

第二十一條

「本規約ハ仲裁裁判條約ノ如キ國際約定又ハ「モシロー」主義ノ如キ一定ノ地域ニ關スル了解ニシテ平和ノ確保ヲ目的トスルモノノ效力ニ何等ノ影響ナキモノトス

## 第二十二條

「今次ノ戦争ノ結果従前支配シタル國ノ統治ヲ離レタル殖民地及領土ニシテ近代世界ノ激甚ナル生存競争状態ノ下ニ未タ自立シ得サル人民ノ居住スルモノニ對シテハ該人民ノ福祉及發達ヲ計ルハ文明ノ神聖ナル使命ナルコト及其ノ使命遂行ノ保障ハ本規約中ニ之ヲ包容スルコトノ主義ヲ適用ス

「此ノ主義ヲ實現スル最善ノ方法ハ該人民ニ對スル後見ノ任務ヲ先進國ニシテ資源、經驗又ハ地理的位置ニ因リ最此ノ責任ヲ引受クルニ適シ且之ヲ受諾スルモノニ委任シ之ヲシテ聯盟ニ代リ受任國トシテ右後見ノ任務ヲ行ハシムルニ在リ

「委任ノ性質ニ付テハ人民發達ノ程度、領土ノ地理的地位、經濟状態其ノ他類似ノ事情ニ從ヒ差異ヲ設クルコトヲ要ス

「従前「トルコ」帝國ニ屬シタル或部族ハ獨立國トシテ假承認ヲ受ケ得ル發達ノ程度ニ達シタリ尤モ其ノ自立シ得ル時期ニ至ル迄施政上受任國ノ助言及援助ヲ受クヘキモノトス前記受任國ノ選定ニ付テハ主トシテ當該部族ノ希望ヲ考慮スルコトヲ要ス

「他ノ人民殊ニ中央「アフリカ」ノ人民ハ受任國ニ於テ其ノ地域ノ施政ノ實ニ任スヘキ程度ニ在リ尤モ受任國ハ公ノ秩序及善良ノ風俗ニ反セサル限り良心及信教ノ自由ヲ許與シ、奴隸ノ賣買又ハ武器若ハ火酒類ノ取引ノ如キ弊習ヲ禁止シ竝築城又ハ陸海軍根據地ノ建設及警察又ハ地域防衛以外ノ爲ニスル土民ノ軍事教育ヲ禁遏スヘキコトヲ保障シ且他ノ聯盟



國ノ通商貿易ニ對シ均等ノ機會ヲ確保スルコトヲ要ス

E-54

「西南「アフリカ」及或南太平洋諸島ノ如キ地域ハ人口ノ稀薄、面積ノ狭小、文明ノ中心ヨリ遠キコト又ハ受任國領土ト隣接セルコト其ノ他ノ事情ニ因リ受任國領土ノ構成部分トシテ其ノ國法ノ下ニ施政ヲ行フヲ以テ最善トス但シ受任國ハ土著人民ノ利益ノ爲前記ノ保障ヲ與フルコトヲ要ス  
「各委任ノ場合ニ於テ受任國ハ其ノ委託地域ニ關スル年報ヲ聯盟理事會ニ提出スヘシ  
「受任國ノ行フ權限、監理又ハ施政ノ程度ニ關シ豫メ聯盟國間ニ合意ナキトキハ聯盟理事會ハ各場合ニ付之ヲ明定スヘシ  
「受任國ノ年報ヲ受理審査セシメ且委任ノ實行ニ關スル一切ノ事項ニ付聯盟理事會ニ意見ヲ具申セシムル爲常設委員會ヲ設置スヘシ

「第二十三條

E-55

「聯盟國ハ現行又ハ將來協定セララルヘキ國際條約ノ規定ニ違由シ  
(b) 自國ノ監理ニ屬スル地域内ノ土著住民ニ對シ公正ナル待遇ヲ確保スルコトヲ約ス  
(c) 婦人及兒童ノ賣買並阿片其ノ他ノ有害藥物ノ取引ニ關スル取極ノ實行ニ付一般監視ヲ聯盟ニ委託スヘシ  
(第二十四乃至百十八條之に續く)

第一款

「ドイツ」國殖民地

「第百十九條

「ドイツ」國ハ其ノ海外屬地ニ關スル一切ノ權利及權原ヲ主タル同盟及聯合國ノ爲ニ拋棄スレ

(第百二十乃至百七十條之ニ續ク)

「第百七十一條

「窒息性、毒莖其ノ他ノ瓦斯及之ニ類似スル一切ノ液體、材料又ハ考案ハ其ノ使用ヲ禁止セラレアルニ因リ「ドイツ」國內ニ於テ之ヲ製造シ又ハ輸入スルコトヲ嚴禁ス

「前項ノ規定ハ特ニ右物品又ハ考案ノ製造、貯藏及使用ヲ目的トスル材料ニ付之ヲ適用ス

「裝甲車、「タンク」及軍用ニ供シ得ヘキ之ニ類似スル一切ノ製品亦之カ製造及「ドイツ」國ヘノ輸入ヲ禁止スレ

(第百七十二條乃至第百九十四條之ニ續ク)

「第百九十五條

「締約國ニシテ一九一二年一月二十三日「ヘーグ」ニ於テ署名セラレタル阿片條約ニ未タ署名セサルモノ又ハ署名シタルモ未タ之ヲ批准セサルモノハ該條約ヲ實施スヘキコト及此ノ目的ノ爲遲滯ナク且如何ナル場合ニ於テモ本條約實施後十二月ノ期間内ニ必要ナル法令ヲ制定スヘキコトニ同意ス

E-36

「又締約國ハ本條約ノ批准ハ阿片條約ヲ批准セサル國ニ付テハ該條約ノ批准ニ及一九一四年第三回阿片會議ノ決議ニ從ヒ該條約實施ノ爲「ヘーグ」ニテ設ケラレタル特別鑑定書ノ署名ニ一切ノ點ニ於テ均シキモノト看做スコトニ同意ス。 . . . 」

(第二百九十六條乃至第四百四十條之に續く)

E-37

批准せり  
批准  
左記の列強は一九一九年の平和條約に署名し之を

日本國

「イギリス」帝國

「カナダ」

「オーストラリア」

「ニュージールランド」

「インド」

中華民國

「フランス」國

「ポルトガル」國

「シヤム」國

「ドイツ」國

「ベルギー」國

「ボリヴィア」國

「ブラジル」國

南「アフリカ」

「キューバ」國

「ギリシヤ」國

「グアテマラ」國

「ハイチ」國

「ホンヂュラス」國

「イタリア」國

「リベリア」國

「ニカラグア」國

「バナマ」國

「ペルー」國

「ポーランド」國

「ルーマニア」國

「セルブ・クロアイト・スロヴエー

又、若ハ「ユーゴスラヴィア」國

「チエツコ・スロヴアキア」國

「ウルグアイ」國

左記の中立列強は前記條約第一編たる國際聯盟規  
約の原加盟國となりたり  
「アルゼンチン」國  
「ベルシヤ」國



- 「チリ」國
- 「コロンビア」國
- 「デンマーク」國
- 「オランダ」國
- 「ノルウエー」國
- 「巴拉グアイ」國
- 「サルヴァドル」國
- 「スベイン」國
- 「スエーデン」國
- 「スイス」國
- 「ヴェネズエラ」國

左記の列強は各の下に掲げられたる年に於て聯盟國となれり

- 「アルバニア」國 一九二〇年
- 「オーストリア」國 一九二〇年
- 「ブルガリア」國 一九二〇年
- 「コスタ・リカ」國 一九二〇年
- 「フィンランド」國 一九二〇年
- 「ルクセンブルグ」國 一九二〇年
- 「ドイツ」國 一九二六年
- 「エストニア」國 一九二一年
- 「ラトヴィア」國 一九二一年
- 「リトアニア」國 一九二一年
- 「ハンガリー」國 一九二二年
- 「アイルランド」自由國 一九二三年
- 「アビシニア」國 一九二三年
- 「サン・ドミンゴ」國 一九二四年

故に右の列強は總て一九二七年以前に於て國際聯盟に加入し、聯盟國となり居りたるものなり。左記

の列強は右の時期以後聯盟國となりたり。

「ソビエツト」聯邦

「メキシコ」國

「アフガニスタン」國

「トルコ」國

「エジプト」國

「アメリカ」合衆國及「サウデイ・アラビア」國を除く世界の全列強六十三ヶ國は或る時期には聯盟國たりしなり。

極東國際軍事裁判所判決

附屬書B一七

日米委任統治條約

(一九二二年二月十一日「ワシントン」ニ於テ調印)

「日本國及「アメリカ」合衆國ハ

「一九一九年六月二十八日署名セラレタル「ヴェルサイユ」條約第百十九條ニ依リ「ドイツ」國カ同條約ニ謂フ主タル同盟及聯合國タル諸國即チ「アメリカ」合衆國、「イギリス」帝國、「フランス」國、「イタリア」國及日本國ノ爲ニ其ノ海外屬地ニ關スル一切ノ權利及權原ヲ拋棄シタルコトヲ思ヒ

「前記「ヴェルサイユ」條約第百十九條ニ依リ合衆國ニ歸屬スル利益ハ合衆國及「ドイツ」國間ノ友好關係ヲ恢復セムカ爲一九二一年八月二十五日署名セラレタル兩國間ノ條約ニ依リ確認セラレタルコトヲ思ヒ

前記四國即チ「イギリス」帝國、「フランス」國、「イタリア」國及日本國ハ「ヴェルサイユ」條約ニ依リ太平洋中赤道以北ニ位スル舊「ドイツ」領諸群島ニ付左記ノ條項ニ準據シテ其ノ施政ヲ行フノ委任ヲ日本國皇帝陛下ニ付與スルコトニ一致シタルコトヲ思ヒ

「第一條 日本國皇帝陛下（以下受任國ト稱ス）ニ委任ヲ付與シタル諸島ハ太平洋中赤道以北

E-39

ニ位スル舊「ドイツ」領諸島ノ全部ヲ含ム  
 第二條 受任國ハ本委任統治條項ニ依ル地域ニ  
 對シ日本帝國ノ構成部分トシテ施政及立法ノ  
 全權ヲ有スヘク且情況ニ應シ必要ナル地方的  
 變更ヲ加ヘテ本地域ニ日本帝國ノ法規ヲ適用  
 スルコトヲ得

「受任國ハ本委任統治條項ニ依ル地域ノ住  
 民ノ物質的及精神的幸福並社會的進歩ヲ極力  
 増進スヘシ

第三條 受任國ハ奴隷賣買ヲ禁止スルコト並須  
 要ナル公共的の工事に及職務ノ爲ニスル場合ヲ除  
 クノ外強制労働ヲ許容セサルコトヲ督視スヘ  
 シ右例外ノ場合ニ於テモ相當ノ報償ヲ支拂フ  
 コトヲ要ス

「受任國ハ又一九一九年九月十日署名ノ武  
 器取引ノ取締ニ關スル條約又ハ之ヲ修正スル  
 條約ニ規定スル所ト同様ナル原則ニ準據シ武  
 器彈藥ノ取引ヲ取締ルコトヲ督視スヘシ

「土著民ニ火酒及酒類飲料ヲ供給スルコト  
 ヲ禁止スヘシ

第四條 土著民ノ軍事教育ハ地域内警察及本地  
 域ノ地方的防衛ノ爲ニスル場合ヲ除クノ外之  
 ヲ禁止スヘシ及本地域内ニ陸海軍根據地又ハ  
 築城ヲ建設スルコトヲ得ス

第五條 公ノ秩序又ハ善良ノ風俗ノ維持ニ關ス  
 ル地方的法規ニ反セサル限り受任國ハ本地域  
 内ニ於テ良心ノ自由並各種禮拜ノ自由執行ヲ  
 確保シ又聯盟國ノ國民タル一切ノ宣教師カ其

E-40



ノ職務ヲ行フ爲本地域内ニ到リ、旅行シ又ハ居住スルコトヲ許スヘシ

「第六條 受任國ハ國際聯盟理事會ヲ満足セシムヘキ年報ヲ同理事會ニ提出スヘシ該年報中ニハ本地域ニ關スル詳細ナル情報ヲ記載シ且第二條乃至第五條ニ依リ負擔シタル義務ヲ實行スル爲ニ執リタル諸般ノ措置ヲ表示スヘシ」  
第七條 本委任統治條項ノ規定ヲ變更スルニハ國際聯盟理事會ノ同意ヲ要ス

「受任國ハ本委任統治條項ノ規定ノ解釋又ハ適用ニ關シ受任國ト他ノ聯盟國トノ間ニ紛争ヲ生シタル場合ニ於テ其ノ紛争力交渉ニ依リ解決スルコト能ハサルトキハ之ヲ國際聯盟規約第十四條ニ規定スル常設國際司法裁判所ニ付託スヘキコトニ同意ス

「合衆國ハ「ヴェルサイユ」條約ヲ批准セス且前記委任ニ關スル協定ニ參加セザリシコトヲ思ヒ

「前記諸島殊ニ「ヤップ」島ニ於ケル兩國政府及其ノ各自ノ國民ノ權利ニ關シ確定的了解ニ到達セムコトヲ希望シ此ノ目的ノ爲條約ヲ締結スルコトニ決シ之カ爲左ノ如ク其ノ全權委員ヲ任命セリ

「アメリカ」合衆國大統領、「アメリカ」合衆國國務長官「チアールス・エヴァンス・ヒューズ」及

日本國皇帝陛下、「ワシントン」駐劄特命全權大使男爵幣原喜重郎

前記各委員ハ互ニ其ノ全權委任狀ヲ示シ之カ良好妥當ナルヲ認メタル後左ノ如ク協定セリ

第一條  
本條約ノ規定ヲ留保シテ合衆國ハ日本國ガ前記  
委任ニ依リ太平洋中赤道以北ニ位スル一切ノ舊「ドイ  
ツ」領諸島ノ施政ヲ行フコトニ同意ス

第二條

合衆國ハ國際聯盟ノ聯盟國ニ非サルモ同國及其  
ノ國民ハ前記委任統治條項第三條、第四條及第五條  
ニ規定スル日本國ノ約束ノ一切ノ利益ヲ享クヘシ

締約國ハ尙左ノ如ク約定ス

(一)

日本國ハ公ノ秩序及善良ノ風俗ニ反セサ  
ル限り良心ノ完全ナル自由及各種禮拜ノ自  
由執行ヲ右諸島ニ於テ確保スヘシ斯ル一切  
ノ宗教ノ米國人宣教師ハ右諸島ニ入り且右  
諸島内ニ旅行シ及居住シ竝右諸島内ニ於テ  
財産ヲ取得シ及占有シ、宗教的建物ヲ建設  
シ及學校ヲ開設スルノ自由ヲ有スヘシ尤モ  
日本國ハ公ノ秩序及善政ヲ維持スルニ必要  
ナルヘキ監理ヲ行ヒ且右監理上必要ナル一  
切ノ措置ヲ執ルノ權利ヲ有スルモノトス

(二)

委任統治諸島ニ於ケル米國人ノ既得財産權ハ尊重セ  
ラルヘク且如何ナル手段ニ依ルモ侵害セラレサルヘシ

(三)

日本國及合衆國間ノ現存諸條約ハ委任統  
治諸島ニ之ヲ適用スヘシ

(四)

日本國ハ其ノ國際聯盟理事會ニ提出スヘ  
キ委任ノ統治ニ關スル年報ノ複本ヲ合衆國  
ニ送付スヘシ

(五)

本條約ニ記載シタル事項ハ本條約ニ引用  
シタル委任統治條項ニ加ヘラルルコトアル

ヘキ變更ニ依リ影響ヲ受クルコトナカルヘシ但シ右變更ニ對シ合衆國カ明ニ同意シタル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第三條

「合衆國及其ノ國民ハ現存「ヤツプ」「グアム」海底電信線又ハ將來合衆國若ハ其ノ國民ノ敷設シ若ハ運用スルコトアルヘキ「ヤツプ」島ニ接続スル海底電信線ノ陸揚及運用ニ關スル一切ノ事項ニ付日本國又ハ他ノ各國及其ノ各自ノ國民ト全然均等ノ地步ニ於テ「ヤツプ」島ニ自由ニ出入スルコトヲ得ヘシ  
「前項ニ定ムル權利及特權ハ又無線電信ニ依ル通信ニ關シ合衆國政府及其ノ國民ニ許與セララルヘシ但シ日本國政府カ「ヤツプ」島ニ適當ナル無線電信局ヲ設立維持シ差別的料金ヲ課スルコトナク又順位ヲE-43ヲ附スルコトナク海底電信線及船舶又ハ海岸ニ在ル他ノ無線電信局トノ間ニ有效ニ通信ヲ接続スル限りハ合衆國又ハ其ノ國民カ同島ニ於テ無線電信局ヲ設置スルノ權利ノ行使ハ之ヲ停止スヘシ

第四條

「第三條ニ定ムル權利ニ關聯シテ左記諸項ノ特殊權利、特權及免除ハ電氣通信ニ關スル限り合衆國及其ノ國民ハ「ヤツプ」島ニ於テ之ヲ享有スヘシ

(一) 合衆國國民ハ同島ニ於テ無制限ノ居住權ヲ有スヘク且合衆國及其ノ國民ハ日本國若ハ他ノ各國又ハ其ノ各自ノ國民ト全然均等ノ地步ニ於テ一切ノ動産不動産及之ニ關スル利益(土地、建物、住居、事務所、工場及附屬物ヲ含ム)ヲ取得シ及保持スルノ權利ヲ有スヘシ

裏面白紙

E-44

- (二) 合衆國國民ハ第三條ノ規定ニ從ヒ同島ニ於テ海底電信線ヲ隨揚及運用シ若ハ無線電信局ヲ設置スルカ爲又ハ本條及第三條ニ定ムル權利及特權ヲ享有スルカ爲許可又ハ免許ヲ受クルノ義務ヲ有セス
  - (三) 海底電信線又ハ無線電信ニ依ル通信又ハ運用ニ關シ檢閲又ハ監督ヲ行フヘカラス
  - (四) 合衆國國民ハ其ノ身體及財産ニ付同島出入ノ完全ナル自由ヲ有スヘシ
  - (五) 海底電信線若ハ無線電信局ノ運用ニ關シ又ハ財産、人若ハ船舶ニ關シ租稅、港灣若ハ陸揚ニ關スル課金又ハ如何ナル性質ノ取立金モ一切之ヲ徵收スヘカラス
  - (六) 差別的警察規則ハ之ヲ實施スヘカラス
  - (七) 日本國政府ハ合衆國又ハ其ノ國民カ他ノ方法ヲ以テシテハ同島ニ於テ電氣通信ノ目的ノ爲必要ナル財産又ハ便宜ヲ得ルコト能ハサル場合ニハ之ヲ同國又ハ其ノ國民ニ確保スル爲公用徵收權ヲ行使スヘシ
- 「右徵收セララルヘキ土地ノ位置及面積ハ各場合ノ需要ニ從ヒ兩國政府間ニ協定スヘキモノトス同島ニ於テ電氣通信ノ目的ニ供セララル合衆國又ハ其ノ國民ノ財産及便宜ハ公用徵收ヲ受クルコトナカルヘシ

「第五條  
 「本條約ハ締約國ニ於テ其ノ各自ノ憲法ニ從ヒ批准セララルヘシ本條約ノ批准書ハ出來得ル限り速ニ



「ワシントン」ニ於テ交換スヘク且本條約ハ其ノ批准書交換ノ日ヨリ實施セラルヘシ

E-45  
「右證據トシテ各全權委員ハ本條約ニ署名調印ス  
一九二二年二月十一日「ワシントン」市ニ於テ本書ニ通ヲ作成ス

「チャールズ・エヴァンス・ヒューズ」(印)  
幣 原 喜 重 郎(印)

「而シテ該條約ハ兩當事國ニ於テ正式ニ批准セラレ且兩國政府ノ批准書ハ一九二二年七月十三日「ワシントン」市ニ於テ交換セラレタルガ故ニ

「茲ニ本官「アメリカ」合衆國大統領「ワレーン・G・ハーディング」ハ該條約並ビ其ノ凡テノ條項ガ合衆國及ビ其ノ市民ニ依リ誠實ヲ以テ遵守且ツ履行セラレンガ爲該條約ヲ公表セシメタリ

「右證據トシテ本官ハ之ニ署名シ且ツ合衆國ノ國璽ヲ押捺セシメタリ

「西歷一九二二年即、合衆國獨立第一四七年  
「ワシントン」市ニ於テ

「「アメリカ」合衆國國璽」

大統領 「ワレーン・G・ハーディング」  
國務長官 「チャールズ・E・ヒューズ」

E-46  
(交換公文)

(日本國大使ヨリ「アメリカ」合衆國國務長官宛)

「以書翰致啓上候陳者本日日本國ノ委任統治ニ屬  
スル太平洋中赤道以北ニ位スル諸島ニ關スル日米條  
約ニ署名セムトスルニ當リ本官ハ本國政府ノ委任ヲ  
受ケ茲ニ右諸島ノ港及水面ニ到來スル合衆國ノ國民  
及船舶ヲ遇スルニ常例ノ國際禮讓ヲ以テスルコトヲ  
閣下ニ保證スルノ光榮ヲ有シ候

本官ハ茲ニ重テ閣下ニ向テ敬意ヲ表シ候 敬具

一九二二年二月十一日

在「ワシントン」日本大使館

幣原喜重郎

國務長官「チャールス・E・ヒューズ」閣下

—————

(國務長官ヨリ日本國大使宛)

「以書翰致啓上候陳者日本國政府ニ於テ日本國ノ  
委任統治諸島ノ港及水面ニ到來スル米國ノ國民及船  
舶ヲ遇スルニ常例ノ國際禮讓ヲ以テスルノ意思ヲ有  
スル趣一九二二年二月十一日附貴翰ヲ以テ御申越相  
成致敬承候

本官ハ茲ニ重テ閣下ニ向テ敬意ヲ表シ候 敬具

一九二二年二月十一日

在「ワシントン」國務省

「チャールス・E・ヒューズ」

日本國大使幣原喜重郎閣下

—————

E-47

(國務長官ヨリ日本國大使宛)

「以書翰致啓上候陳者本日日本國ノ委任統治ノ下  
 ニ在ル舊「ドイツ」國屬地ニ關スル日米條約ニ署名  
 セントスルニ當リ本官ハ若シ將來合衆國政府カ「オ  
 ーストラリア」及「ニュージールランド」ニ適用セラル  
 ヘキ通商條約ヲ締結スルノ機會アル場合ニハ目下右  
 屬領ノ施政ノ下ニ在ル赤道以南ノ委任統治諸島ニ右  
 條約ヲ及ホサシムルコトニ努ムヘキ旨ヲ陳述スルノ  
 光榮ヲ有シ候尤モ合衆國ハ未タ此等諸島ニ關スル委  
 任統治ニ同意ヲ與フルノ條約ヲ締結スルニ至ラサル  
 コトヲ附言致候

尙本官ハ委任統治ノ下ニ在ル舊「ドイツ」國領土  
 ニ關スル條約ヲ締結スルニ當リ合衆國政府ハ委任統  
 治權ヲ有スル政府ニ於テ其ノ委任統治ノ施政ニ關ス  
 ル年報ノ複本ヲ主タル同盟及聯合國ノ一國トシテノ  
 合衆國ニ送付スヘキコトヲ要求スルノ意思ヲ有スル  
 旨ヲ陳述スルノ光榮ヲ有シ候

本官ハ茲ニ重テ閣下ニ向テ敬意ヲ表シ候 敬具

一九二二年二月十一日

「ワシントン」國務省ニ於テ

「チャールズ・E・ヒューズ」

日本國大使男爵幣原喜重郎閣下

—————

E-48

(日本國大使ヨリ國務長官宛)

「以書翰致啓上候陳者若シ將來合衆國政府カ「オ」

裏面白紙

ストラリア」及「ニュージールランド」ニ適用セラル  
ヘキ通商條約ヲ締結スルノ機會アル場合ニハ「オー  
ストラリア」及「ニュージールランド」ノ委任統治ノ  
下ニ在ル赤道以南ノ諸島ニ右條約ヲ及ホサシムルコ  
トニ努ムヘキ趣竝今後委任統治ノ下ニ在ル舊「ドイ  
ツ」國領土ニ關スル條約ヲ締結スルニ當リ合衆國政  
府ハ委任統治國ニ於テ右委任統治地域ノ施政ニ關ス  
ル年報ノ複本ヲ主タル同盟及聯合國ノ一國トシテノ  
合衆國ニ送付スヘキコトヲ要求スルノ意思ヲ有スル  
趣本日附書翰ヲ以テ御申越相成致敬承候  
右貴下ノ御通報了承旁本使ハ茲ニ重テ閣下ニ向テ  
敬意ヲ表シ候 敬具

一九二二年二月十一日

「ワシントン」日本帝國大使館ニ於テ

幣原喜重郎

國務長官「チャールス・B・ヒューズ」閣下



E-49

極東國際軍事裁判所判決

附屬書B1八

四國條約

(一九二一年十二月十三日「ワシントン」ニ於テ調印)

「アメリカ」合衆國、「イギリス」帝國、「フランス」國及日本國ハ  
 「一般ノ平和ヲ確保シ且太平洋方面ニ於ケル其ノ島嶼タル屬地及島嶼タル領地ニ關スル其ノ權利ヲ維持スルノ目的ヲ以テ  
 「之カ爲條約ヲ締結スルコトニ決シ左ノ如ク其ノ全權委員ヲ任命セリ」

(全權委員名簿之に續く)

「右各委員ハ互ニ其ノ全權委任狀ヲ示シ之カ良好妥當ナルヲ認メタル後左ノ如ク協定セリ

「一

「締約國ハ互ニ太平洋方面ニ於ケル其ノ島嶼タル屬地及島嶼タル領地ニ關スル其ノ權利ヲ尊重スベキコトヲ約ス  
 「締約國ノ何レカノ間ニ如何ナル太平洋問題ニ起因シ且前記ノ權利ニ關スル爭議ヲ生シ外交手段ニ依リテ満足ナル解決ヲ得ルコト能ハス且其ノ間ニ幸ニ現存スル圓滿ナル協調ニ影響ヲ及ホスノ虞ア

E-50

ル場合ニ於テハ右締約國ハ共同會議ノ爲他ノ締約國ヲ招請シ當該事件全部ヲ考量調整ノ目的ヲ以テ其ノ議ニ付スヘシ

二

前記ノ權利カ別國ノ侵略的行爲ニ依リ脅威セラ  
ルルニ於テハ締約國ハ右特殊事態ノ急ニ應スル爲  
共同ニ又ハ各別ニ孰ルヘキ最有效ナル措置ニ關シ  
諒解ヲ遂ケムカ爲充分ニ且隔意ナク互ニ連絡スヘ  
シ

三

本條約ハ實施ノ時ヨリ十年間效力ヲ有シ且右期  
間滿了後ハ十二月前ノ豫告ヲ以テ之ヲ終了セシム  
ル各締約國ノ權利ノ留保ノ下ニ引續キ其ノ效力ヲ  
有ス

四

本條約ハ締約國ノ憲法上ノ手續ニ從ヒ成ルヘク  
速ニ批准セラルヘク且「ワシントン」ニ於テ行ハ  
ルヘキ批准書寄託ノ時ヨリ實施セラルヘシ之ト同  
時ニ一九一一年七月十三日「ロンドン」ニ於テ締  
結セラレタル「グレイト・ブリテン」國及日本國  
間ノ協約ハ終了スルモノトス合衆國政府ハ批准書  
寄託ノ調書ノ認證牒本ヲ全署名國ニ送付スルモノ  
トス

本條約ハ「フランス」語及「イギリス」語ヲ以テ  
表現シ合衆國政府ノ記録保管所ニ寄託保存セラレ

E-51

且其ノ正當ナル認證曆本ハ同政府之ヲ各署名國ニ  
送付スルモノトス  
「右證據トシテ前記全權委員ハ本條約ニ署名ヲ爲  
シタリ  
「一九二一年十二月十三日「ワシントン」市ニ於  
テ之ヲ作成セリ」

批准

左の列強は各の下に掲げられたる期日に批准書を  
「ワシントン」に於いて寄託せり

「アメリカ」合衆國	一九二三年八月十七日
「イギリス」帝國	一九二三年八月十七日
「フランス」國	一九二三年八月十七日
日本國	一九二三年八月十七日

裏面白紙

E-52

極東國際軍事裁判所判決

附屬書B181a

四國條約附屬聲明

「本日「アメリカ」合衆國、「イギリス」帝國、「フランス」國及日本國間ノ條約ニ署名スルニ當リ各署名國ノ諒解及意圖ハ左ノ如クナルコトヲ茲ニ聲明ス

「一 本條約ハ太平洋ニ於ケル委任統治諸島ニ之ヲ適用ス但シ本條約ノ締結ハ之ヲ以テ「アメリカ」合衆國ガ右委任統治ニ對シ同意ヲ與ヘタルモノト認ムルコトヲ得ス且「アメリカ」合衆國ト當該受委國トノ間ニ右委任統治諸島ニ關スル協定ノ締結ヲ妨クルモノニ非ス

「ニ 第一條第二項ニ掲クル爭議ハ國際法ノ原則ニ依リ專ラ當該國ノ國內法權ニ屬スル問題ヲ含ムモノト認スヘカラス  
「一九二一年十二月十三日「デイストリクト・オヴ・コロンビア」「ワシントン」

調印

右聲明は左の列強により調印せられたり

- 「アメリカ」合衆國
- 日本國
- 「イギリス」帝國
- 「フランス」國



極東國際軍事裁判所判決

附屬書B 1 八 1 b

四國條約追加協定

(一九二二年二月六日「ワシントン」ニ於テ調印)

「アメリカ」合衆國、「イギリス」帝國、「フランス」國及日本國ハ一九二一年十二月十三日「ワシントン」ニ於テ署名シタル四國條約ノ追加タル左ノ取極ヲ各其ノ全權委員ニ依リ協定シタリ

「前記條約ニ使用セラレタル」島嶼タル屬地及島嶼タル領地「ナル語ハ之ヲ日本國ニ適用スルニ付テハ單ニ樺太(即チ「サガレン」島ノ南部)臺灣及澎湖列島並日本國ノ委任統治ノ下ニ在ル諸島ノミヲ包含スルモノトス

「本協定ハ前記條約ニ追加トシテ之ト同一ノ效力ヲ有ス

「一九二一年十二月十三日ノ前期條約中批准ニ關スル第四條ノ規定ハ本協定ニ之ヲ適用ス本協定ハ「フランス」語及「イギリス」語ヲ以テ表現シ合衆國政府ノ記録保管所ニ寄託保存セラレ且其ノ正當ナル認證牒本ハ同政府之ヲ他ノ各締約國ニ送付スルモノトス

「右證據トシテ前記各全權委員ハ本協定ニ署名ヲ爲シタリ

「一九二二年二月六日「ワシントン」市ニ於テ之ヲ作成セリ

裏面白紙

裏面白紙

批准  
次の列強は各々の下に掲げたる期日に批准書を寄託せり

日本	一九二三年八月十七日
「アメリカ」合衆國	一九二三年八月十七日
「イギリス」帝國	一九二三年八月十七日
「フランス」國	一九二三年八月十七日

極東國際軍事裁判所判決

E-54

附屬書B1810

四 國 誓 約

「オランダ」國ニ對スル日本國ノ聲明

(一九二二年二月六日附)

(一九二三年八月十七日發表)

「日本國ハ「アメリカ」合衆國、「イギリス」帝國及「フランス」國トノ間ニ、一般ノ平和ヲ確保シ且太平洋方面ニ於ケル各自ノ島嶼タル屬地及島嶼タル領地ニ關スル其ノ權利ヲ維持スルノ目的ヲ以テ一九二一年十二月十三日條約ヲ締結シ之ニ依リ締約國ハ互ニ右屬地及領地ニ關スル其ノ權利ヲ尊重スルコトヲ協定セリ

「オランダ」國ハ前記條約ノ署名國ニ非ス從テ太平洋方面ニ於ケル同國ノ屬地ハ前記協定中ニ包含セラレサルニ因リ日本國政府ハ該條約ノ精神ニ反スル斷定ノ生スル餘地ナカラシムコトヲ望ミ太平洋方面ニ於ケル「オランダ」國ノ島嶼タル屬地ニ關スル同國ノ權利ヲ尊重スルコトヲ固ク決意シタル旨茲ニ聲明セムト欲ス

極東國際軍事裁判所判決

附屬書 I B 1 八 1 d

四國誓約

「ポルトガル」國ニ對スル日本國ノ聲明

(一九二二年二月六日附)  
(一九二三年八月十七日發表)

「日本國ハ、「アメリカ」合衆國、「イギリス」帝國及「フランス」國トノ間ニ、一般ノ平和ヲ確保シ、且太平洋方面ニ於ケル各自ノ島嶼タル屬地及島嶼タル領地ニ關スル、其ノ權利ヲ維持スルノ目的ヲ以テ、一九二一年十二月十三日條約ヲ締結シ、之ニ依リ締約國ハ、互ニ右屬地及領地ニ關スル其ノ權利ヲ尊重スルコトヲ協定セリ

「ポルトガル」國ハ、前記條約ノ署名國ニ非ズ、從テ太平洋方面ニ於ケル同國ノ屬地ハ、前記協定中ニ包含セラレザルニ因リ、日本國政府ハ該條約ノ精神ニ反スル斷定ノ生ズル餘地ナカシメムコトヲ望ミ、太平洋方面ニ於ケル「ポルトガル」國ノ島嶼タル屬地ニ關スル同國ノ權利ヲ尊重スルコトヲ、固ク決意シタル旨、茲ニ聲明セムト欲ス



E-56

極東國際軍事裁判所判決

附屬書B一九

海軍々備制限ニ關スル「ワシントン」條約  
(一九二二年二月六日「ワシントン」ニ於テ訂印)

「アメリカ」合衆國、「イギリス」帝國、「フランス」國、「イタリア」國及日本國ハ

「一般ノ平和ノ維持ニ貢獻シ且軍備競争ノ負担ヲ輕減センコトヲ望ミ

「右目的ヲ達成スル爲各自ノ海軍々備ヲ制限スルノ條約ヲ締結スルコトニ決シ、之カ爲左ノ如ク其ノ全權委員ヲ任命セリ」

(全權委員名)  
「各委員ハ互ニ其ノ全權委任狀ヲ示シ之カ良好妥當ナルヲ認メタル後左ノ如ク協定セリ」  
(第一條乃至第十八條之に續く)

第十九條

「合衆國、「イギリス」帝國及日本國ハ左ニ掲グル各自ノ領土及屬地ニ於テ要塞及海軍根據地ニ關シ本條約署名ノ時ニ於ケル現狀ヲ維持スヘキコトヲ約定ス

E-57  
「(一)合衆國カ太平洋ニ於テ現ニ領有シ又ハ將來取得スルコトアルヘキ島嶼タル屬地  
但シ (a)合衆國、「アラスカ」及「パナマ」運河地帶ノ海岸ニ近接スル島嶼(「アリュウシヤン」諸島

ヲ包含セス)並 (b)「ハロイ」諸島ヲ除ク

「(c)香港及「イギリス」帝國カ東經百十度以東ノ太平洋ニ於テ現ニ領有シ又ハ將來取得スルコトアルヘキ島嶼タル屬地但シ (d)「カナダ」海岸ニ近接スル島嶼 (e)「ニュージールランド」ヲ除ク

「(f)太平洋ニ於ケル日本國ノ下記ノ島嶼タル領土及屬地即チ千島諸島、小笠原諸島、奄美大島、琉球諸島、臺灣及澎湖諸島並日本國カ將來取得スルコトアルヘキ太平洋ニ於ケル島嶼タル領土及屬地

前記ノ現狀維持トヘ右ニ掲クル領土及屬地ニ於テ新ナル要塞又ハ海軍根據地ヲ建設セサルヘキコト、海軍力ノ修理及維持ノ爲現存スル海軍諸設備ヲ増大スルノ處置ヲ執ラサルヘキコト並右ニ掲クル領土及屬地ノ沿岸防備ヲ増大セサルヘキコトヲ謂フ但シ右制限ハ海軍及陸軍ノ設備ニ於テ平時慣行スルカ如キ磨損セル武器及裝備ノ修理及取替ヲ妨クルコトナシト(第二十條乃至二十二條之に續く)

E-58

「第二十三條

「本條約ハ一九三六年十二月三十一日迄效力ヲ有ス締約國中何レノ一國ヨリモ右期日ノ二年前ニ本條約ヲ廢止スルノ意思ヲ通告セサルトキハ本條約ハ締約國ノ一國カ廢止ノ通告ヲ爲シタル日ヨリ二年ヲ經過スル迄引續キ其ノ效力ヲ有スヘク爾後本條約ハ締約國全部ニ對シ廢止セラルヘシ右通告ハ合衆國政府ニ對シ書面ヲ以テ之ヲ爲スヘク同政府ハ直ニ通告書ノ認證謄本ヲ爾餘ノ締約國ニ送付シ且通告ヲ受領シ

タル日ヲ之ニ通知スヘシ該通告ハ右受領ノ日ニ行ハ  
 レタルモノト看做シ且其ノ日ヨリ效力ヲ生スルモノ  
 トス合衆國政府自ラ廢止ノ通告ヲ爲ス場合ニ於テハ  
 其ノ通告ハ他ノ締約國ノ「ワシントン」駐劄外交代  
 表者ニ對シテ之ヲ行フヘク該通告ハ右外交代表者ニ  
 通牒ヲ爲シタル日ニ行ハレタルモノト看做シ且其ノ  
 日ヨリ效力ヲ生スルモノトス  
 「何レカノ一國ノ爲シタル廢止通告カ效力ヲ生シ  
 タル日ヨリ一年內ニ締約國全部ハ會議ヲ開催スヘシ  
 (第二十四條之に續く)

批准

本條約は左の列強により正式に批准せられたり

日本國

- 「アメリカ」合衆國
- 「グレート・ブリテン」國
- 「フランス」國
- 「イタリア」國

E-59

極東國際軍事裁判所判決

附屬書B-1-0

九國條約

(一九二二年二月六日「ワシントン」ニ於テ調印)

「アメリカ合衆國、ベルギー國、イギリス帝國、中華民國、フランス國、イタリヤ國、日本國、オランダ國及ポルトガル國ハ

極東ニ於ケル事態ノ安定ヲ期シ中華民國ノ權利利益ヲ擁護シ且機會均等ノ基礎ノ上ニ中華民國ト他ノ列國トノ間ノ交通ヲ増進セムトスルノ政策ヲ採用スルコトヲ希望シ

右ノ目的ヲ以テ條約ヲ締結スルコトニ決シ之カ爲左ノ如ク其ノ全權委員ヲ任命セリ

(全權委員名簿之ニ續ク)

右各委員ハ互ニ其ノ全權委任狀ヲ示シ之カ良好妥當ナルヲ認メタル後左ノ如ク協定セリ

第一條

中華民國以外ノ締約國ハ左ノ通約定ス

(一) 中華民國ノ主權、獨立並其ノ領土的及行政的保全ヲ尊重スルコト

(二) 中華民國カ自ラ有力且安固ナル政府ヲ確立維持スル爲最完全ニシテ且最障礙ナキ機會ヲ之ニ供與スルコト

(三) 中華民國ノ領土ヲ通シテ一切ノ國民ノ商業及工業ニ對スル機會均等主義ヲ有效ニ樹立維

E-60



持スル爲各盡カスルコト

「四」

友好國ノ臣民又ハ人民ノ權利ヲ侵殺スヘキ特別ノ權利又ハ特權ヲ求ムル爲中華民國ニ於ケル情勢ヲ利用スルコトヲ及右友好國ノ安寧ニ害アル行動ヲ是認スルコトヲ差控フルコト

「第二條」

「締約國ハ第一條ニ記載スル原則ニ違背シ又ハ之ヲ害スヘキ如何ナル條約、協定、取極又ハ了解ヲ相互ノ間ニ又ハ各別ニ若ハ協同シテ他ノ一國又ハ數國トノ間ニ締結セサルヘキコトヲ約定ス

「第三條」

「一切ノ國民ノ商業及工業ニ對シ中華民國ニ於ケル門戶開放又ハ機會均等ノ主義ヲ一層有效ニ適用スルノ目的ヲ以テ中華民國以外ノ締約國ハ左ヲ要求セサルヘク又各自國民ノ左ヲ要求スルコトヲ支持セサルヘキコトヲ約定ス

「中華民國ノ何レカノ特定地域ニ於テ商業上又ハ經濟上ノ發展ニ關シ自己ノ利益ノ爲一般的優越權利ヲ設定スルニ至ルコトアルヘキ取極

「五」

中華民國ニ於テ適法ナル商業若ハ工業ヲ營ムノ權利又ハ公共企業ヲ其ノ種類ノ如何ヲ問ハス中華民國政府若ハ地方官憲ト共同經營スルノ權利ヲ他國ノ國民ヨリ奪フカ如キ獨占權又ハ優先權或ハ其ノ範圍、期間又ハ地理的限界ノ關係上機會均等主義ノ實際的適用ヲ無効ニ斷セシムルモノト認メラルルカ如キ獨占權又ハ優先權

E-61

「本條ノ前記規定ハ特定ノ商業上、工業上若ハ金融業上ノ企業ノ經營又ハ發明及研究ノ獎勵ニ必要ナルヘキ財産又ハ權利ノ取得ヲ禁スルモノト解釋スヘカラサルモノトス

「中華民國ハ本條約ノ當事國タルト否トヲ問ハス一切ノ外國ノ政府及國民ヨリノ經濟上ノ權利及特權ニ關スル出願ヲ處理スルニ付本條ノ前記規定ニ記載スル主義ニ違由スヘキコトヲ約ス

「第四條

「締約國ハ各自國民相互間ノ協定ニシテ中華民國領土ノ特定地方ニ於テ勢力範圍ヲ創設セムトシ又ハ相互間ノ獨占的權會ヲ享有スルコトヲ定メムトスルモノヲ支持セサルコトヲ約定ス

「第五條

「中華民國ハ中華民國ニ於ケル全鐵道ヲ通シ如何ナル種類ノ不公平ナル差別ヲモ行ヒ又ハ許容セサルヘキコトヲ約定ス殊ニ旅客ノ國籍、其ノ出發國若ハ到達國、貨物ノ原產地若ハ所有者、其ノ積出國若ハ仕向國又ハ前記ノ旅客若ハ貨物カ中華民國鐵道ニ依リ輸送セラルル前若ハ後ニ於テ之ヲ運搬スル船舶其ノ他ノ輸送機關ノ國籍若ハ所有者ノ如何ニ依リ料金又ハ便宜ニ付直接間接ニ何等ノ差別ヲ設ケサルヘシ

「中華民國以外ノ締約國ハ前記鐵道中自國又ハ自國民カ特許條件、特殊協定其ノ他ニ基キ管理ヲ爲シ得ル地位ニ在ルモノニ關シ前項ト同趣旨ノ義務ヲ負擔スヘシ

「第六條

「中華民國以外ノ締約國ハ中華民國ノ參加セサル

裏面白紙

戦争ニ於テ中華民國ノ中立國トシテノ權利ヲ完全ニ  
尊重スルコトヲ約定シ中華民國ハ中立國タル場合ニ  
中立ノ義務ヲ遵守スルコトヲ聲明ス

第七條

「締約國ハ其ノ何レカノ一國カ本條約ノ規定ノ適  
用問題ヲ包含シ且右適用問題ノ討議ヲ爲スヲ望マシ  
ト認ムル事態發生シタルトキハ何時ニテモ關係締約  
國間ニ充分ニシテ且留意ナキ交渉ヲ爲スヘキコトヲ  
約定ス」

(第八條及第九條之に續く)

「右證據トシテ前記各全權委員ハ本條約ニ署名ス」

E-63

批准

左の列強は各の下に掲げたる期日に於て「ワシ  
ントン」條約の批准書を寄託せり

日本國	一九二五年八月五日
「アメリカ」合衆國	一九二五年八月五日
「ベルギー」國	一九二五年八月五日
「イギリス」帝國	一九二五年八月五日
中華民國	一九二五年八月五日
「フランス」國	一九二五年八月五日
「イタリア」國	一九二五年八月五日
「オランダ」國	一九二五年八月五日
「ポルトガル」國	一九二五年八月五日

E-64

極東國際軍事裁判所判決

附屬書B-12

阿片其ノ他ノ麻藥濫用ノ禁遏ニ關スル條約

(一九二二年一月二十三日「ヘーグ」ニ於テ調印)

「ドイツ」帝國ノ名ヲ以テスル「ドイツ」國皇  
 帝「プロシヤ」國皇帝陛下、「アメリカ」合衆國大  
 統領、中華民國皇帝陛下、「フランス」共和國大統  
 領、「グレート・ブリテン・アイルランド」聯合王  
 國及「グレート・ブリテン」海外領土皇帝印度皇帝  
 陛下、「イタリア」國皇帝陛下、日本國皇帝陛下、  
 「オランダ」國皇帝陛下、「ベルシヤ」國皇帝陛下、  
 「ポルトガル」共和國大統領、全「ロシア」國皇帝  
 陛下、「シヤム」國皇帝陛下ハ

「一九〇九年上海萬國阿片調查委員會ノ創定シタ  
 ル方針ニ對シ更ニ一步ヲ進メムコトヲ希望シ

「阿片」、「モルヒネ」、「コカイン」竝此等物質  
 ヨリ製造又ハ誘導シタル藥品ニシテ之ト同様ノ害毒  
 ヲ惹起シ又ハ惹起シ得ヘキモノノ濫用ヲ漸次禁遏セ  
 ムコトヲ期シ

「此ノ點ニ關シ國際協商ヲ遂クルコトノ必要ニシ  
 テ相互ノ利益ナルコトヲ認メ

「此ノ人道的努力ニ對シテハ關係各國カ全設ノ實  
 同ヲ得ヘキコトヲ確信シ之カ爲ニ條約ヲ締結スルコ  
 トニ決定シ各左ノ全權委員ヲ任命セリ」

E-65



(全權委員名簿之に續く)

「右委員ハ全權委任狀ヲ示シ之カ良好妥當ナルヲ認メタル後左ノ如ク協定シタリ」

(第一條乃至五條之に續く)

第六條

「締約國ハ各其ノ國內ニ於ケル特殊ノ事情ヲ參酌シテ阿片煙膏ノ製造、國內取引及使用ヲ漸次且有効ニ禁遏スルノ措置ヲ執ルヘシ但シ右ニ關シ既ニ法規ノ存スル場合ハ此ノ限ニ在ラス」

第七條

「締約國ハ阿片煙膏ノ輸出入ヲ禁止スヘシ尤モ其ノ輸出ヲ直ニ禁止シ得サル國ハ成ルヘク速ニ之ヲ禁止スヘシ」

E-66

第八條

- 「阿片煙膏ノ輸出ヲ直ニ禁止シ得サル締約國ハ
- (a) 阿片煙膏ヲ輸出シ得ヘキ都市、港其ノ他ノ地ノ數ヲ制限スヘシ
- (b) 現ニ阿片煙膏ノ輸入ヲ禁止シ又ハ將來之ヲ禁止スヘキ國ニ對スル其ノ輸出ヲ禁止スヘシ
- (c) 阿片煙膏ノ輸入ヲ制限セムトスル國ニ對シテハ輸出者カ輸入國ノ法令ニ遵由スル場合ニ限り當分之力輸出ヲ許可スヘシ

「(d) 阿片煙膏ヲ包容スル輸出包裝物ニ付各其ノ  
 内容ノ性質ヲ表示スヘキ特別記號ヲ附セシム  
 ルカ爲ニ措置ヲ執ルヘシ  
 「(e) 特ニ認許セラレタル者ニ依ルノ外阿片煙膏  
 ノ輸出ヲ許可セサルヘシ」

(第九條乃至十四條之に續く)

「第十五條

「中華民國ト條約ヲ有スル締約國(條約國)ハ中  
 華民國政府ト協同シテ中華民國領土、締約國ノ極東  
 殖民地及中華民國内ニ締約國ノ保有スル租借地内ニ  
 生阿片、阿片煙膏、「モルヒネ」、「コカイン」及  
 其ノ各鹽類竝本條約第十四條ニ掲グル物質ヲ密輸入  
 スルコトヲ禁遏スルカ爲ニ必要ナル措置ヲ執ルヘシ  
 中華民國政府ニ於テハ阿片其ノ他ノ前記物質ヲ中華  
 民國ヨリ外國殖民地及租借地ニ密輸出スルコトヲ禁  
 遏スルカ爲ニ同様ノ措置ヲ執ルヘシ

「第十六條

「中華民國政府ハ「モルヒネ」、「コカイン」及  
 其ノ各鹽類竝本條約第十四條ニ掲グル物質ノ販賣及  
 介配ノ取締ノ爲其ノ國民ニ適用スヘキ藥劑ニ關スル  
 法令ヲ公布シ且中華民國ト條約ヲ有スル各國政府ニ  
 對シ其ノ北京駐劄外交代表者ヲ經テ之ヲ通知スヘシ  
 中華民國ト條約ヲ有スル締約國政府ハ右法令ヲ審查  
 シ其ノ承認スヘキモノナルコトヲ認メタルトキハ中  
 華民國ニ居住スル自國民ニ對シ之ヲ適用スルカ爲ニ

必要ナル措置ヲ執ルヘシ

第十七條

中華民國ト條約ヲ有スル締約國ハ中華民國内ニ在ル其ノ租借地、居留地及專管居留地ニ於テノ阿片吸食ノ習癖ヲ制限シ且之ヲ取締ル爲必要ナル措置ヲ執ルコト、阿片窟又ハ類似ノ場屋現存セハ中華民國政府ト「同一ノ歩調」ヲ以テ之ヲ閉鎖スルコト並娛樂場及娼樓ニ於ケル阿片ノ使用ヲ禁止スルコトヲ講スヘシ

E-68

第十八條

中華民國ト條約ヲ有スル締約國ハ中華民國内ニ在ル其ノ租借地、居留地及專管居留地ニ於テ生阿片及阿片煙膏ノ販賣店現存セハ其ノ數ヲ漸次減少セシムルカ爲中華民國政府ト「同一ノ歩調」ヲ以テ有效ナル措置ヲ執ルヘシ前記各締約國ハ中華民國内ニ在ル其ノ租借地、居留地及專管居留地ニ於ケル阿片ノ小賣ヲ制限シ且之ヲ取締ルカ爲ニ有效ナル措置ヲ執ルヘシ但シ右ニ關シ既ニ法規ノ存スル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第十九條

中華民國内ニ郵便局ヲ有スル締約國ハ生阿片、阿片煙膏、「モルヒネ」、「コカイン」及其ノ各鹽類並本條約第十四條ニ掲クル物質ヲ小包郵便トシテ不法ニ中華民國内ニ輸入シ又ハ該郵便局ヲ經テ中華民國ノ一地方ヨリ他ノ地方ニ不法ニ之ヲ傳送スルコ

トヲ禁止スルカ爲ニ有效ナル措置ヲ執ルヘシ

(第二十條乃至二十四條之に續く)

E-69

第二十五條

締約國ノ一國カ本條約ヲ廢棄セムト欲スルトキハ右廢棄ハ書面ヲ以テ之ヲ「オランダ」國政府ニ通知スヘク同國政府ハ直ニ右通知書ノ認證牒本ヲ一切ノ他ノ締約國ニ通牒シ且右通知書ヲ受領シタル日附ヲ通報スヘシ

右ノ廢棄ハ其ノ通知ヲ爲シタル國ニ關シテノミ其ノ效力ヲ生シ且「オランダ」國政府カ其ノ通知書ヲ受領シタル時ヨリ一年ヲ經過シタル後ニ非サレハ其ノ效力ヲ生セス

右證據トシテ各全權委員ハ本條約ニ署名ス

一九一二年一月二十三日「ヘーグ」ニ於テ本書一通ヲ作成シ之ヲ「オランダ」國政府ノ記録ニ寄託保存シ其ノ認證牒本ハ外交上ノ手續ヲ經テ之ヲ本會議ニ代表者ヲ出シタル一切ノ國ニ交付スヘシ  
(署名之に續く)

E-70

批准

左の列強は本條約の批准書を寄託し各の下に掲げたる期日に「ヘーグ」に於て最終議定書に署名せり

日本國	一九二〇年一月十日
中華民國	一九一四年二月九日
「フランス」國	一九二〇年一月十日



「グレート・ブリテン」	一九一四年七月十五日
「インド」	一九一四年七月十五日
「カナダ」	一九一四年七月十五日
「ニュー・ジラランド」	一九一四年七月十五日
「オーストラリア」	一九一四年七月十五日
「オランダ」	一九一四年七月二十八日
「アメリカ」合衆	一九一三年十二月十五日
「アルバニア」	一九二五年二月三日
「オーストリア」	一九二〇年七月十六日
「ベルギー」	一九一四年六月十六日
「ボリヴィア」	一九二〇年一月十日
「ブラジル」	一九一四年十二月二十三日
「ブルガリア」	一九二〇年八月九日
「チリ」	一九二三年八月十六日
「コロンビア」	一九二四年六月二十六日
「コスタリカ」	一九二四年八月一日
「キューバ」	一九二〇年三月八日
「チェッコスロヴァキア」	一九二〇年三月十日
「ダンチツヒ」自由市	一九二二年四月十八日
「デンマーク」及「アイスラ ンド」	一九一三年七月十日
「ドミニカ」共和	一九二三年六月七日
「エクアドル」	一九一五年二月二十五日
「エル・サルバドル」	一九二二年九月十九日
「エストニア」	一九二三年四月二十日
「フィンランド」	一九二二年五月十六日
「ドイツ」	一九二〇年一月十日
「ギリシャ」	一九二〇年三月三十日

「グアテマラ」國	一九一三年八月二十七日
「ハイチ」國	一九二〇年六月三十日
「ホンチユラス」國	一九一三年八月二十九日
「ハンガリー」國	一九二一年七月二十六日
「イタリア」國	一九一四年六月二十八日
「ラトヴィア」國	一九二四年三月二十五日
「リベリア」國	一九二〇年六月三十日
「リヒテンスタイン」國	一九三六年七月十五日
「ルクセンブルグ」國	一九二二年八月二十一日
「メキシコ」國	一九二五年四月二日
「モナコ」國	一九二五年二月二十日
「ニカラグワ」國	一九一四年十一月十日
「ノルウエー」國	一九一四年十一月十二日
「パナマ」國	一九二〇年十一月二十五日
「ペルー」國	一九二〇年一月十日
「ポーランド」國	一九二〇年一月十日
「ポルトガル」國及「ポルトガル」領東「アフリカ」	一九一三年十二月十五日
「ルーマニア」國	一九二〇年九月十四日
「シヤム」國	一九一三年七月十日
「スペイン」國	一九一九年一月二十五日
「スエーデン」國	一九一四年四月十七日
「スイス」國	一九二五年一月十五日
「トルコ」國	一九三三年九月十五日
「ウルグアイ」國	一九一六年四月三日
「ヴェネズエラ」國	一九一三年十月二十八日
「ユーゴスラヴィア」國	一九二〇年二月十日

左の列強は各の下に掲げたる期日に本條約に加入せり

「アフガニスタン」國	一九四四年五月五日
「ベルギー」領「コンゴ」	一九四二年七月二十九日
「エジプト」國	一九四二年六月五日
「バラグアイ」國	一九四三年三月十七日
「ルアンダ・ウルンデイ」	一九四三年二月十九日
「サウデイ・アラビア」	一九四三年二月十九日

極東國際軍事裁判所判決

附屬書B 1-1-1

條約

連盟ノ第二阿片會議

(一九二五年二月十九日「ジュネーヴ」ニ於テ調印)

「アルバニア」國、「ドイツ」國、「オースト  
 リア」國、「ベルギー」國、「ブラジル」國、「イ  
 ギリス」帝國、「カナダ」、「オーストラリア」聯  
 邦、南「アフリカ」聯邦、「ニュージラランド」、  
 「アイルランド」自由國及「インド」、「ブルガリ  
 ア」國、「チリ」國、「キューバ」國、「デンマ  
 ーク」國、「スペイン」國、「フランス」國、「ギ  
 リシャ」國、「ハンガリー」國、「日本國」、「ラトヴ  
 イア」國、「ルクセンブルグ」國、「ニカラグワ」  
 國、「オランダ」國、「ベルシャ」國、「ポーラン  
 ド」國、「ポルトガル」國、「セルブ・クロアイト」、  
 スロヴェネヌ」王國、「シヤム」國、「スーダン」、  
 「スイス」國、「チエツコスロヴァキア」國並ニ  
 「ウルグアイ」國ハ

一九二二年一月二十三日ノ「ヘーグ」條約ノ條  
 項ノ締約國ニ依ル適用ガ著大ナル效果ヲ齎シタルコ  
 ト然レドモ右條約ノ適用アル物質ノ不正取引及濫用  
 ガ尙引續キ大規模ニ行ハルコトノ事實ヲ認メ  
 「此等物質ノ不正取引及濫用ガ右條約ニ規定セラ  
 ルル所ニ比シ此等物質ノ生産又ハ製造ノ一層有效ナル制限ヲ

裏面白紙



實施シ且國際取引ノ一層嚴重ナル取締及監視ヲ行フニ非ザレバ有效ニ禁止セラルルコト能ハザルコトヲ確信シ

B-73

「從テ右條約ノ企圖スル目的ヲ達成シ且其ノ條項ヲ完全強固ナラシムル爲更ニ他ノ措置ヲ講ゼンコトヲ希望シ

「右制限及取締ニハ一切ノ締約國ノ密接ナル協力ヲ要スルコトヲ思ヒ

「此ノ人道的努力ガ關係諸國全設ノ參加ヲ得ベキコトヲ信ジ

「之ガ爲條約ヲ締結スルコトニ決定シ

「依テ締約國ハ左ノ如ク其ノ全權委員ヲ任命セリ  
(全權委員名簿之に續く)

「右各委員ハ其ノ全權委任狀ヲ示シ之ガ良好妥當ナルヲ認メタル後左ノ如ク協定セリ

(第一條之に續く)

第二條

「締約國ハ生阿片ノ生産、分配及輸出ノ有效ナル取締ヲ確保スル爲法令及規則ヲ制定スルコトヲ約ス但シ右ニ關スル法令及規則ガ既ニ存スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ締約國ハ又一九一二年ノ「ヘーグ」條約第一條又ハ本條約ニ依リ制定セラレタル右法令及規則ヲ時時ニ審査シ且必要ニ應ジ一層強固ナラシムルコトヲ約ス

(第三條之に續く)

「第四條

「本章ノ規定ハ左ノ物質ニ之ヲ適用ス

- (a) 藥用阿片
- (b) 粗製「コカイン」及「エクゴニン」
- (c) 「モルヒネ」、「ヂアセチールモルヒネ」、「コカイン」及其ノ各鹽類
- (d) 藥局方所定タル否トヲ問ハズ、○・二「パーセント」ヨリ多量ノ「モルヒネ」又ハ○・一「パーセント」ヨリ多量ノ「コカイン」ヲ含有スル一切ノ製劑（所謂戒烟劑ヲ含ム）
- (e) 「ヂアセチールモルヒネ」ヲ含有スル一切ノ製劑
- (f) 「インド」大麻、「ガレヌス」製劑（「エキス」及「チンキ」）
- (g) 第十條ニ基キ本條約ガ適用セララルコトアルベキ其ノ他ノ麻酔劑

「第五條

「締約國ハ本章ノ適用アル物質ノ製造、輸入、販賣、分配、輸出及使用ヲ専ラ醫藥用及學術用ニ制限スル爲有效ナル法令又ハ規則ヲ制定スベシ締約國ハ右物質ヲ他ノ目的ニ使用スルコトヲ防止スル爲互ニ協力スベシ」

（第六條乃至第十一條之に續く）

「第十二條

裏面白紙

各締約國ハ本條約ノ適用アル物質ノ何レカノ輸入毎ニ各別ノ輸入許可證ヲ受クルコトヲ必要ト爲スベシ右許可證ニハ輸入セラルベキ量、輸入者ノ名及住所並ニ輸出者ノ名及住所ヲ記載スベシ  
輸入許可證ニハ輸入ガ行ハルルコトヲ要スベキ期間ヲ明示スベク又二回以上ノ荷送ヲ以テスル輸入ヲ許スコトヲ得

第十三條

一 各締約國ハ本條約ノ適用アル物質ノ何レカノ輸出毎ニ各別ノ輸出許可證ヲ受クルコトヲ必要ト爲スベシ右許可證ニハ輸出セラルベキ量、輸出者ノ名及住所並ニ輸入者ノ名及住所ヲ記載スベシ  
二 締約國ハ右輸出許可證ヲ發給スルニ先チ輸入國政府ノ發給ニ係リ且輸入ガ認許セラルル旨ヲ證明スル輸入證明書ヲ、輸出許可證ヲ申請スル個人又ハ商社ヨリ提出スルコトヲ必要ト爲スベシ  
三 各締約國ハ出來得ル限り本條約附屬ノ輸入證明書ノ様式ヲ採用スルコトヲ約ス

(第十四條之に續く)

第十五條

E-76  
一 國ヨリ他國ニ輸出セララルル本條約ニ掲グル何レカノ物質ノ何レノ送荷モ之ヲ運搬シツツアル船舶又ハ運搬具ヨリ積換ヘラルルト否トヲ問ハズ第三國ヲ通過スルコトヲ許サレザルベシ但シ送荷ニ添附セラルル輸入證明書

出許可證（又ハ轉向證明書ガ次號ニ從ヒ發給セラレタル場合ニハ該轉向證明書）ノ贈本ガ該國ノ當該官憲ニ提出セラレタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ。．．．

（第十六條乃至第十八條之に續く）

第十九條

「常設中央委員會ハ本條約ノ實施ヨリ三月内ニ任命セラレベシ

「中央委員會ハ専門的能力、公平及無私ヲ以テ一般の信任ヲ博スベキ八名ノ者ヨリ成ルベシ

「中央委員會ノ委員ハ國際聯盟理事會ニ依リ任命セラレベシ

「「アメリカ」合衆國及「ドイツ」國ハ右任命ニ參加スル爲各一名ノ者ヲ指名スルコトヲ招請セラレベシ

E-77

「任命ヲ爲スニ當リテハ一方ニ於テ生産國及製造國並ニ他方ニ於テ消費國ニ於ケル藥品狀況ノ知識ヲ有シ且該國ニ關係ヲ有スル者ガ衡平ナル割合ニ於テ中央委員會ニ包含セララルコトノ重要ナルヲ考慮スベシ

「中央委員會ノ委員ハ自己ヲ自國政府ニ直接從屬セシムル何等ノ職務ヲ帶ビザルベシ

「委員ハ五年ノ任期ヲ以テ任命セラレベク且再任命セララルコトヲ得ベシ

「中央委員會ハ其ノ議長ヲ選舉スベク且其ノ議事規則ヲ制定スベシ

「委員會ノ會議ニ於テハ四名ノ委員ヲ以テ定足數



裏面白紙

ト爲スベシ

「第二十四條及第二十六條ニ關スル委員會ノ決議  
ハ委員會ノ全委員ノ絶對多數ヲ以テ爲サルベシ」

(第二十條之に續く)

「第二十一條

「締約國ハ醫藥用、學術用及其ノ他ノ目的ノ爲ノ  
次年中ノ國內消費用トシテ其ノ領域内ニ輸入セラル  
ベキ本條約ニ掲グル物質ノ各數量ノ見積ヲ第十九條  
ニ基キ設置セラルル常設中央委員會ニ毎年十二月三  
十一日前ニ送付スルコトヲ約ス

E-78

「右見積ハ關係政府ヲ拘束スルモノト看做サレザ  
ルベキモ中央委員會ノ義務遂行上該委員會ノ參考ニ  
供セラルルコトヲ其ノ目的トス

「右一年ノ期間中ニ於テ何レカノ國ガ事情ノ爲其  
ノ見積ヲ變更スルコトヲ必要トスル場合ニハ當該國  
ハ變更セラレタル數字ヲ中央委員會ニ通報スベシ

「第二十二條

「一 締約國ハ中央委員會ノ指定スル方法ニ依リ  
年末後三月(○)號ノ場合ニハ五月一内ニ能フ限り完全  
且正確ナル前年ノ統計ニシテ左ノ事項ヲ記載スルモ  
ノヲ毎年委員會ニ送付スルコトヲ約ス

(a) 生阿片及「コカ」葉ノ生産

(b) 本條約第三章第四條(b)、(c)及(d)ニ掲グル  
物質ノ製造及右製造ニ使用セラレタル原料。  
本條約ニ掲ゲラレザル其ノ他ノ誘導體ノ製造  
ニ使用セラレタル右物質ノ數量ハ別ニ之ヲ記

E-79

載スベシ

(c) 本條約第二章及第三章ニ掲グル物質ノ在庫品ニシテ政府用以外ノ目的ノ爲ノ國內消費トシテ卸商ノ手ニ在ルカ又ハ政府ノ保有スルモノ

(d) 本條約第二章及第三章ニ掲グル物質ノ政府用以外ノ消費

(e) 本條約ニ掲グル各物質ニシテ不正ナル輸入又ハ輸出ノ爲没收セラレタルモノノ數量。没收セラレタル物質ガ處分セラレタル方法ハ右没收及處分ニ關スル其ノ他ノ有用ナル情報ト共ニ記載セラレベシ

「前記(a)乃至(e)號ニ掲グル統計ハ中央委員會ニ依リ締約國ニ通報セラルベシ

「ニ 締約國ハ中央委員會ノ定ムル方法ニ依リ三月ノ各期間ノ終ノ後四週間内ニ本條約ニ掲グル各物質ノ前三中ニ於ケル各國ヨリノ輸入及各國ヘノ輸出ノ統計ヲ委員會ニ提出スルコトヲ約ス右統計ハ委員會ノ定ムルコトアルベキ場合ニハ電報ヲ以テ送付セラルベシ但シ數量ガ各物質ニ付委員會ニ依リ定メラルベキ最小量ニ達セザル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

E-80  
「三 本條ニ依ル統計ヲ提出スルニ際シ政府ハ一般醫藥用及學術用トシテ該國ニ於テ要スル數量ヲ確定シ得ル爲政府用トシテ輸入セラレ又ハ購入セラレタル數量ヲ別ニ記載スベシ政府用トシテ輸入セラレ又ハ購入セラレタル數量又ハ其ノ使用ニ關シ質問シ又ハ意見ヲ表明スルコトハ中央委員會ノ權限内ニ在ラザルベシ

「四 本條ニ付テハ爲スコトアルベキ賣却ノ爲政府ニ依リ保有セラレ、輸入セラレ又ハ購入セラレタル物質ハ政府用トシテ保有セラレ、輸入セラレ又ハ購入セラレタルモノト看做サレズ

## 第二十三條

「生阿片ノ世界的供給量ノ處理ニ付委員會ノ情報ヲ完全ナラシムル爲阿片煙膏ノ使用ガ一時的ニ許容セラレル國ノ政府ハ第二十二條ニ規定セラレル統計ノ外委員會ノ定ムル方法ニ依リ年末後三月内ニ能フ限り完全且正確ナル前年ノ統計ニシテ左ノ事項ヲ記載スルモノヲ毎年委員會ニ提出スベシ

## 原料

## （一）阿片煙膏ノ消費

「右統計ニ付質問シ又ハ意見ヲ表明スルコトハ委員會ノ權限内ニ在ラズ又第二十四條ノ規定ハ委員會ガ國際的不正取引ノ認識シ得ベキ規模ニ於テ行ハレツツアルコトヲ發見スルコトアル場合ヲ除クノ外本條ニ掲グル事項ニハ適用セラレザルモノトス

E-81

## 第二十四條

「一 中央委員會ハ常ニ國際取引ノ趨勢ヲ監視スベシ委員會ガ其ノ有スル情報ニ依リ本條約ニ掲グル物質ノ過度ノ數量ガ何レカノ國ニ於テ集積シツツアルコト又ハ該國ガ不正取引ノ中心ト爲ルノ虞アルコトヲ斷定スルニ至ル場合ニハ委員會ハ聯盟事務總長ヲ通ジテ當該國ノ説明ヲ求ムルノ權利ヲ有スベシ

「ニ 何等ノ説明ガ相當ノ期間内ニ與ヘラレズ又ハ説明ガ不充分ナル場合ニハ中央委員會ハ右ニ關シ

一切ノ締約國政府及國際聯盟理事會ノ注意ヲ喚起シ且委員會ガ本條約ニ掲グル諸物質又ハ其ノ何レカニ付該國ニ於ケル狀況ニ満足スル旨ヲ報告スル迄右物質ノ新ナル輸出ガ該國ニ對シ爲サレザルベキコトヲ勸告スルノ權利ヲ有スベシ委員會ハ其ノ爲シタル勸告ヲ同時ニ該國政府ニ通告スベシ

三 該國ハ右事件ヲ聯盟理事會ニ提出スルコトヲ得ベシ

四 中央委員會ノ勸告ニ基キ行動スルコトヲ欲セザル輸出國政府モ亦右事件ヲ聯盟理事會ニ提出スルコトヲ得ベシ

E-82

右政府ガ斯ノ如ク爲サザル場合ニハ該政府ハ直ニ委員會ニ對シ右勸告ニ基キ行動スルコトヲ欲セザル旨ヲ出來得レバ其ノ理由ヲ説明シテ通知スベシ

五 中央委員會ハ右事件ニ關スル報告ヲ公表シ且之ヲ理事會ニ通報スルノ權利ヲ有スベク然ル上ハ理事會ハ之ヲ一切ノ締約國政府ニ送付スベシ

六 何レカノ場合ニ於テ中央委員會ノ決議ガ全會一致ヲ得ザルトキハ少數意見モ亦之ヲ示スベシ

七 何レノ國モ該國ニ直接關係アル問題ガ審議セララル中央委員會ノ會議ニ代表者ヲ出スコトヲ招請セララルベシ

(第二十五條乃至第二十七條之に續く)

第二十八條

各締約國ハ本條約ノ規定ヲ實施スル該國ノ法令又ハ規則ニ對スル違反ヲ相當ノ刑罰(場合ニ依リテ



ハ關係物質ノ沒收ヲ含ムヲ以テ處罰スベキコトヲ  
約ス

第二十九條

締約國ハ其ノ法域外ノ何レカノ場所ノ法令ニシ  
テ本條約ニ掲グル事項ニ關スルモノニ對スル犯罪ヲ  
構成スル行爲ヲ右場所ニ於テ爲スコトヲ得シメ又ハ  
之ヲ援助スル目的ヲ以テ締約國ノ法域内ニ於テ爲サ  
レタル行爲ヲ罰シ得ル様立法的措置ヲ執リ得ルヤ否  
ヤヲ最好意ヲ以テ審査スベシ

第三十條

締約國ハ本條約ニ掲グル事項ニ關スル自國ノ現  
存法令及規則ニシテ未ダ通報セラレ居ラザルモノ並  
ニ本條約ヲ實施スル爲公布セラルル法令及規則ヲ國  
際聯盟事務總長ヲ通ジテ相互ニ通報スベシ

(第三十一條乃至第三十七條之に續く)

第三十八條

本條約ハ國際聯盟事務總長ニ宛テタル文書ニ依  
リ之ヲ廢棄スルコトヲ得廢棄ハ事務總長ガ右廢棄書  
ヲ受領シタル日ノ後一年ニシテ效力ヲ生ズベク且廢  
棄ヲ爲シタル締約國ニ關シテノミ有效トス  
國際聯盟事務總長ハ右廢棄書ノ受領ヲ本條約ノ  
署名國又ハ加入國タル國際聯盟ノ一切ノ聯盟國及其  
ノ他ノ署名國又ハ加入國ニ通知スベシ

E-84

批准

左の列強は各の下に掲げたる期日に本條約を批准

若は之に加入せるものなり

日本國

「イギリス」帝國	一九二八年十月十日
「カナダ」	一九二六年二月十七日
「オーストラリア」連邦	一九二八年六月二十七日
「ニュージールランド」	一九二六年二月十七日
「インド」	一九二六年二月十七日
「フランス」國	一九二七年七月二日
「オランダ」國	一九二八年六月四日
「ポルトガル」國	一九二六年九月十三日
「シヤム」國	一九二九年十月十一日
「ソビエツト」連邦	一九三五年十月三十一日
「オーストリア」國	一九二七年十一月二十五日
「ベルギー」國	一九二七年八月二十四日
「ボリヴィア」國	一九三二年四月十五日
「ブラジル」國	一九三二年六月十日
南「アフリカ」連邦	一九二六年二月十七日
「アイルランド」國	一九三一年九月一日
「イラーク」國	一九三一年八月八日
「ブルガリア」國	一九二七年三月九日
「チリ」國	一九三三年四月十一日
「コロンビア」國	一九三〇年十二月三日
「コスタリカ」國	一九三五年一月八日
「キューバ」國	一九三一年七月六日
「チエツコスロヴァキア」國	一九二七年四月十一日
「ダンチツヒ」自由市	一九二七年六月十六日

「デンマーク」國	一九三〇年四月二十三日
「ドミニカ」共和國	一九二八年七月十九日
「エクアドル」國	一九三四年十月二十三日
「エジプト」國	一九二六年三月十六日
「エストニア」國	一九三〇年八月三十日
「フィンランド」國	一九二七年十二月五日
「ドイツ」國	一九二九年八月十五日
「ギリシャ」國	一九二九年十二月十日
「ハイチ」國	一九三八年十一月三十日
「ハンガリー」國	一九三〇年八月二十七日
「ホンジュラス」國	一九三四年九月二十一日
「イタリア」國	一九二九年十二月十一日
「ラトヴィア」國	一九二八年十月三十一日
「リヒテンシュタイン」國	
「リスアニア」國	一九三一年二月十三日
「ルクセンブルグ」國	一九二八年三月二十七日
「モナコ」國	一九二七年二月九日
「ノルウエー」國	一九三一年三月十六日
「ポーランド」國	一九二七年六月十六日
「ルーマニア」國	一九二八年五月十八日
「サルバドル」國	一九二六年十二月二日
「サン・マリノ」國	一九二六年四月二十一日
「スペイン」國	一九二八年六月二十二日
「スーダン」	一九二六年二月二十日
「スエーデン」國	一九三〇年十二月六日
「スイス」國	一九二九年四月三日
「トルコ」國	一九三三年四月三日
「ウルグアイ」國	一九三〇年九月十一日

裏面白紙

「ヴェネズエラ」國  
「ユーゴスラヴィア」國

一九二九年六月十九日  
一九二九年九月四日

裏面白紙



極東國際軍事裁判所判決

附屬書B 一 一三

麻薬ノ製造制限及分配取締ニ關スル條約

(一九三一年七月十三日「ジュネーヴ」ニ於テ調印)

「ドイツ」國大統領、「アメリカ」合衆國大統領、「アルゼンチン」共和國大統領、「オーストリア」共和國聯邦大統領、「ベルギー」國皇帝陛下、「ボリヴィア」共和國大統領、「ブラジル」合衆共和國大統領、「グレート・ブリテン、アイルランド」及「グレート・ブリテン」海外領土皇帝「インド」皇帝陛下、「チリー」共和國大統領、「コスト・リカ」共和國大統領、「キューバ」共和國大統領、「デンマーク」國及「アイスランド」國皇帝陛下、「ダンチツヒ」自由市ノ爲ニ「ポーランド」共和國大統領、「ドミニカ」共和國大統領、「エジプト」國皇帝陛下、「スペイン」共和國假政府大統領、「エチオピア」國皇帝陛下、「フランス」共和國大統領、「ギリシヤ」共和國大統領、「グアテマラ」共和國大統領、「ヘチアース」及「ネチド」國竝ニ屬地皇帝陛下、「イタリア」國皇帝陛下、「日本國皇帝陛下」、「リベリア」共和國大統領、「リビア」共和國大統領、「ルクセンブルグ」國大公殿下、「メキシコ」合衆國大統領、「モナコ」國公殿下、「バナマ」共和國大統領、「パラグアイ」共和國大

統領、「オランダ」國皇帝陛下、「ベルシャ」國皇帝陛下、「ポーランド」共和國大統領、「ボルトガル」共和國大統領、「ルーマニア」國皇帝陛下、「サン・マリノ」共和國攝政官、「シヤム」國皇帝陛下、「スエーデン」國皇帝陛下、「スイス」聯邦政府、「チエツコスロヴァキア」共和國大統領、「ウルグアイ」共和國大統領、「ヴェネズエラ」合衆國大統領ハ

「麻薬ノ製造ヲ醫療用及學術用ノ爲ノ世界ノ正當ナル需要ニ制限スルコトヲ國際協定ニ依リ有效ナラシメ竝ニ其ノ分配ヲ取締リ以テ一九一二年一月二十三日「ヘーグ」ニ於テ及一九二五年二月十九日「ジュネーヴ」ニ於テ署名セラレタル國際阿片條約ノ規定ヲ補足センコトヲ欲シ

「之ガ爲條約ヲ締結スルコトニ決シ左ノ如ク其ノ全權委員ヲ任命セリ」

(全權委員名簿之に續く)

「右各全權委員ハ互ニ其ノ全權委任狀ヲ示シ之ガ良好妥當ナルヲ認メタル後左ノ如ク協定セリ

第一章 定義

B-87

第一條

「別段ノ名示アル場合ヲ除クノ外左記定義ハ本條約ヲ通ジ適用セラルベシ  
「ジュネーヴ」條約トハ一九二五年二月十

九日「ジュネーヴ」ニ於テ署名セラレタル國際阿片條約ヲ謂フ

三 「藥品」トハ半製ノモノナルト精製ノモノナルトヲ問ハズ左記藥品ヲ謂フ

第一類

亞類 (イ)

(一) 「モルヒネ」及其ノ鹽類（生阿片又ハ藥用阿片ヨリ直接作ラレ且二〇「パーセント」ヲ超ユル「モルヒネ」ヲ含有スル製劑ヲ含ム）

(二) 「デアセチルモルヒネ」及他ノ「モルヒネエステル」竝ニ其ノ鹽類

(三) 「コカイン」及其ノ鹽類（「コカ」葉ヨリ直接作ラレ且〇・一「パーセント」ヲ超ユル「コカイン」ヲ含有スル製劑ヲ含ム）竝ニ一切ノ「エタゴニンエステル」及其ノ鹽類

(四) 「ヂヒドロオキシコデイノン」（「オイコダール」ノ名ノ下ニ登録セラレタル物質ハ其ノ鹽類ナリ）、「ヂヒドロコデイノン」（「ヂコヂット」ノ名ノ下ニ登録セラレタル物質ハ其ノ鹽類ナリ）、「ヂヒドロモルヒノン」（「ヂラウヂット」ノ名ノ下ニ登録セラレタル物質ハ其ノ鹽類ナリ）、「アセチルヂヒドロコデイノン」即チ「アセチルデメチロヂヒドロテバイン」（「アセチコン」ノ名ノ下ニ登録セラレタル物質ハ其ノ鹽類ナリ）、「ヂヒドロモルヒネ」（「バラモルフアン」ノ名ノ下ニ登録セラレタル物質ハ其ノ鹽類ナリ）、其ノ「エステル」、右物質ノ何レカノ鹽類及其ノ「エステル」ノ鹽

類、「モルヒネ・エヌ・オキシード」(登録名  
「ゼノモルヒネ」)竝ニ「モルヒネ・エヌ・オ  
キシード」誘導體及他ノ五價窒素「モルヒネ」  
誘導體

亞類(ロ)

「エクゴニン」、「テバイン」及其ノ鹽類竝ニ  
「ベンジルモルヒネ」、他ノ「モルヒネエーテ  
ル」及其ノ鹽類但シ「メチルモルヒネ」(「コ  
デイン」)、  
「エチルモルヒネ」及其ノ鹽類ヲ  
除ク

第二類

「メチルモルヒネ」(「コデイン」)、  
「エチル  
モルヒネ」及其ノ鹽類  
「本號ニ記載セララル物質ハ合成ノ方法ニ依リ製  
産セララルトキト雖モ藥品ト看做サル」

(第一條の残余之に續く)

「第二章 見 積

「第二條

「一、各締約國ハ各藥品ニ付本條約ノ適用アル自  
國ノ各領域ニ關シ本條約第五條ノ規定ニ依ル見積ヲ  
「ジュネーヴ」條約第六章ニ依リ設置セラレタル常  
設中央委員會ニ毎年提出スベシ」

(第二條の二及三並に第三、四條之に續く)



## 第五條

「一、本條約第二條乃至第四條ニ規定セララル各見積ハ常設中央委員會ニ依リ隨時定メラレ且同委員會ニ依リ國際聯盟ノ一切ノ聯盟國及第二十七條ニ掲ゲラルル非聯盟國ニ通知セララル様式ニ從フベシ

「二、各見積ニハ各國又ハ各領域ニ付及各年ニ付「アルカロイド」又ハ鹽類ノ形態ノモノタルト「アルカロイド」又ハ鹽類ノ製劑ノ形態ノモノタルトヲ問ハズ各藥品ニ關シ左記ヲ示スベシ

(a) 醫療用及學術用ノ爲其レ自體トシテノ使用ニ必要ナル數量(内部消費ノ爲ノモノタルト輸出ノ爲ノモノタルトヲ問ハズ輸出スルニ輸出許可ヲ要セザル製劑ノ製造ニ必要ナル數量ヲ含ム)

(b) 内部消費ノ爲ノモノタルト輸出ノ爲ノモノタルトヲ問ハズ轉換用ニ必要ナル數量

(c) 保有セント欲スル準備在庫品ノ數量

(d) 第四條ニ規定セララル政府在庫品ノ設定及保有ニ必要ナル數量

E-90

「各國又ハ各領域ニ付テノ見積ノ總量ハ本號(a)及(b)ニ掲ゲラルル數量ノ合計ニ準備在庫品及政府在庫品ヲ希望ノ平準ニ達セシムルニ必要ナルコトアルベキ數量ヲ加算シ又ハ右合計ヨリ此等在庫品ガ右平準ヲ超過スルコトアルベキ數量ヲ控除シタルモノヨリ成ルベシ但シ此等ノ加算又ハ控除ハ關係締約國ガ常設中央委員會ニ必要ナル見積ヲ適當ノ期間内ニ送付セルニ非ザル限り考慮セラレザルベシ

三、各見積ニハ之ニ記載セラルル諸數量ガ計算セラレタル方法ノ説明書ヲ添附スベシ右數量ガ需要ノ有リ得ベキ變動ニ對スル餘裕ヲ包含スル様計算セラレタルトキハ見積ニハ斯ク包含セラレタル餘裕量ヲ指示スルヲ要ス第二類ニ包含セラレ又ハ包含セラルコトアルベキ何レカノ藥品ノ場合ニ於テハ他ノ藥品ノ場合ニ於ケルヨリ大ナル餘裕ノ必要ナルコトアリ得ルモノトス

四、各見積ハ其ノ關スル年ノ前年ノ八月一日以前ニ常設中央委員會ニ到達スルコトヲ要ス

五、補足見積ハ其ノ完了後直ニ常設中央委員會ニ送付セラルベシ

六、見積ハ監督機關ニ依リ検査セラルベシ國際聯盟ノ阿片及他ノ危険藥品ノ取引ニ關スル諮問委員會、常設中央委員會、國際聯盟保健委員會竝ニ公衆衛生國際事務局ハ各右監督機關ノ一員ヲ任命スルノ權利ヲ有スベシ監督機關ノ事務局ハ國際聯盟事務總長ニ依リ設ケラルベク事務總長ハ常設中央委員會トノ密接ナル協力ヲ確保スベシ

七、監督機關ハ政府ノ需要ニ關スルモノヲ除キ見積ノ提出セラレタル國又ハ領域ニ關シ、該見積ヲ完全ナラシメ又ハ之ニ記載セラルル事項ヲ説明スル爲ニ其ノ必要ナリト認ムルコトアルベキ情報又ハ詳細ヲ更ニ要求スルヲ得ベク且斯クシテ得タル情報又ハ詳細ニ基キ關係政府ノ同意ヲ以テ見積ヲ修正スルコトヲ得第二類ニ包含セラレ又ハ包含セララルコトアルベキ何レカノ藥品ノ場合ニ於テハ概略説明ニテ足ルモノトス

E-92

第七 提出セラレタル見積ノ監督機關ニ依ル前記第六號ニ規定セララルル検査ノ後及見積ノ提出セラレザル各國又ハ各領域ニ付テノ見積ノ右機關ニ依ル第二條ニ規定セララルル決定ノ後監督機關ハ毎年十一月一日以前ニ事務總長ヲ經由シ國際聯盟ノ一切ノ聯盟國及第二十七條ニ掲ゲラルル非聯盟國ニ各國又ハ各領域ニ付テノ見積ノ表、監督機關ガ必要ナリト認ムル限り前記第六號ニ從ヒ與ヘラレ又ハ要求セラレタル説明ノ要領及監督機關ガ右見積若ハ説明又ハ説明ノ要求ニ關シ其ノ表明セント欲スルコトアルベキ意見ヲ送付スベシ

第八 年中ニ常設中央委員會ニ送付セラレタル各補足見積ハ前記第六號及第七號ニ掲ゲラルル手續ニ從ヒ監督機關ニ依リ遲滯ナク處理セララルベシ

第三章 製造制限

第六條

一、 何レノ國又ハ領域ニ於テモ一年間ニ於テ何レカノ藥品ノ數量ハ左記數量ノ合計ヲ超過シテ製造セララルコトナカルベシ

- (a) 右年ニ付テノ右ノ國又ハ領域ニ關スル見積ノ範圍内ニ於テ醫療用及學術用ノ爲其レ自體トシテノ使用ニ必要ナル數量（内部消費ノ爲ノモノタルト輸出ノ爲ノモノタルトヲ問ハズ輸出スルニ輸出許可ヲ要セザル製劑ノ製造ニ必要ナル數量ヲ含ム）
- (b) 右年ニ付テノ右ノ國又ハ領域ニ關スル見積

ノ範圍内ニ於テ内部消費ノ爲ノモノタルト輸出ノ爲ノモノタルトヲ問ハズ轉換ニ必要ナル數量

(c) 本條約ノ規定ニ依ル輸出ノ注文ヲ年内ニ履行スル爲右ノ國又ハ領域ガ必要トスルコトアルベキ數量

(d) 準備在庫品ヲ右年ニ付テノ見積ニ掲ゲラルル平準ニ維持スル爲右ノ國又ハ領域ガ必要トスルコトアルベキ數量

(e) 政府在庫品ヲ右年ニ付テノ見積ニ掲ゲラルル平準ニ維持スル爲必要トスルコトアルベキ數量

「三 製造セラレタル數量ガ前記數量ノ合計ヨリ第七條第一項ニ依ル控除ヲ爲シテ得タル數量ヲ超過スルコトヲ締約國ガ年末ニ於テ發見スルトキハ右超過量ハ翌年中ニ製造セラレベキ數量ヨリ控除セラレベキモノトス締約國ハ常設中央委員會ニ自國ノ年次統計ヲ送付スルニ當リ右超過ノ理由ヲ示スベシ

(第七條乃至第十一條之に續く)

第十二條

「一 何レカノ藥品ノ締約國ノ領域ヘノ輸入又ハ該領域ヨリノ輸出ハ本條約ノ規定ニ從フニ非ザレバ行ハレザルベシ

「二 何レカノ藥品ノ何レカノ國又ハ領域ヘノ一年間ニ於ケル輸入ハ第五條ニ定メラルル見積ト該年中該國又ハ該領域ヨリ輸出セララルル數量トノ合計ヨ



リ該年中該國又ハ該領域ニ於テ製造セララルル數量ヲ  
控除シテ得タル數量ヲ超過セザルベシ

B-94

第五章 取 締

第十三條

一、(a) 締約國ハ「ジュネーヴ」條約第四條ニ掲  
ゲラルル物質ニ適用セララルル同條約ノ規定（又ハ之  
ニ合致スル規定）ヲ第一類ニ於ケル一切ノ藥品ニ適  
用スベシ締約國ハ又右規定ヲ「ジュネーヴ」條約第  
四條ニ包含セララルル「モルヒネ」及「コカイン」ノ  
製劑竝ニ第一類ニ於ケル他ノ藥品ノ一切ノ製劑ニ適  
用スベシ但シ「ジュネーヴ」條約第八條ニ依リ同條  
約ノ規定ヨリ除外セララルルコトアルベキ製劑ハ之ヲ  
除ク

（第十三條の残余並に第十四條乃至第十七條之に續く）

第十八條

一、各締約國ハ不正取引ニ於テ其ノ押收シタル第一  
類ノ何レカノ藥品ガ國ノ機關ニ依ル司法手續又ハ他  
ノ行動ノ爲ニ必要ナラザルニ至リタルトキハ右藥品  
ハ政府ニ依リ又ハ其ノ取締ノ下ニ廢棄セララルルカ、  
麻醉性ナキ物質ニ轉換セララルルカ又ハ醫療用若ハ學  
術用ニ充テラルルベキコトヲ約ス一切ノ場合ニ於テ  
「ヂアセチルモルヒネ」ハ廢棄セララルルカ又ハ轉換  
セララルベシ

（第十九條乃至第二十二條之に續く）

裏面白紙

E-95

第二十三條

締約國ハ其ノ發見シタル不正取引ノ各場合ニシテ當該藥品ノ數量ニ徴シ又ハ不正取引ノ目的ヲ以テ得ラレタル藥品ノ出所若ハ不正取引者ニ依リ使用セラレタル方法ニ關スル資料ニ徴シ重要ナルコトアルベキモノノ詳細事項ヲ國際聯盟事務總長ヲ通ジ能フ限リ速ニ相互ニ通知スベシ

右詳細事項ニハ能フ限リ左記ヲ示スベシ

- (a) 當該藥品ノ種類及數量
- (b) 藥品ノ原產地、記號及「レツテル」
- (c) 藥品ガ不正取引ニ轉向セラレタル場所
- (d) 藥品ノ發送地、運送人若ハ運送取扱人又ハ荷送人ノ名、荷送方法竝ニ判明セルトキハ荷受人ノ名及宛所
- (e) 密輸者ニ依リ使用セラレタル方法及経路竝ニ藥品ノ積送セラレタル船舶アルトキハ其名
- (f) 關係者特ニ許可又ハ免許ヲ有スル者ニ關シ政府ノ執リタル行動及科セラレタル刑罰
- (g) 不正取引ノ禁遏ニ資スルコトアルベキ他ノ情報

E-96

第二十四條

本條約ハ一九一二年ノ「ヘーグ」條約及一九二五年ノ「ジュネーヴ」條約ノ少クトモ一ニ依リ拘束セララル締約國間ノ關係ニ於テ此等ノ條約ヲ補足スベシ

(第二十五條之に續く)

## 第二十六條

締約國ハ本條約ヲ受諾スルモ其ノ殖民地、保護領、海外領土又ハ宗主權若ハ委任統治ノ下ニ在ル地域ノ全部又ハ何レカニ關シ何等ノ義務ヲモ負ハザルコトヲ署名、批准又ハ加入ノ際宣言スルコトヲ得ベク之ニ依リ本條約ハ右宣言中ニ掲ゲラルル地域ニ適用セラレザルベシ

(第二十六條の殘余並第二十七條乃至第三十一條之に續く)

## 第三十二條

本條約ノ實施ノ日ヨリ五年ノ期間滿了後ニ於テハ本條約ハ國際聯盟事務總長ニ寄託セララルル書面ニ依リ廢棄セララルコトヲ得廢棄ハ何レカノ年ノ七月一日以前ニ事務總長ニ依リ受領セララルトキハ翌年ノ一月一日ニ效力ヲ生ズベク七月一日後ニ受領セララルトキハ翌年ノ七月一日以前ニ受領セラレタルモノトシテ效力ヲ生ズベシ各廢棄ハ之ヲ寄託シタル聯盟國又ハ非聯盟國ニ對シテノミ有效ナルベシ

事務總長ハ受領シタル廢棄ヲ一切ノ聯盟國及第二十七條ニ掲ゲラルル非聯盟國ニ通告スベシ  
同時又ハ順次ノ廢棄ノ結果トシテ本條約ノ拘束ヲ受クル聯盟國及非聯盟國ノ數ガ二十五未滿ニ減少スルトキハ本條約ハ右廢棄ノ最後ノモノガ本條ノ規定ニ從ヒ效力ヲ生ズベキ日ヨリ實施セラレザルニ至ルベ

シ  
L

(第三十三條及第三十四條之に續く)

批准  
左の列強は各の下に掲げたる期日に批准書を寄託  
せり

「カナダ」	一九三二年	十月十七日
「フランス」國	一九三三年	四月十日
「グレート・ブリテン」國	一九三三年	四月一日
「インド」	一九三三年	十一月十四日
日本國	一九三五年	六月三日
「オランダ」國	一九三三年	五月二十二日
「アメリカ」合衆國	一九三二年	四月二十八日
「オーストリア」國	一九三四年	七月三日
「ベルギー」國	一九三三年	四月十日
「ブラジル」國	一九三三年	四月五日
「チリ」國	一九三三年	三月三十一日
「コスタリカ」國	一九三三年	四月五日
「キューバ」國	一九三三年	四月四日
「チエツコスロヴァキア」國	一九三三年	四月十二日
「ダンチツヒ」自由市	一九三三年	四月十八日
「デンマーク」國	一九三六年	六月五日
「ドミニカ」共和國	一九三三年	四月八日
「エジプト」國	一九三三年	四月十日
「ドイツ」國	一九三三年	四月十日

裏面白紙



「ギリシヤ」國	一九三四年	十二月二十七日
「グアテマラ」國	一九三三年	五月一日
「イタリア」國	一九三三年	三月二十一日
「リビア」國	一九三三年	四月十日
「ルクセンブルグ」國	一九三六年	五月三十日
「メキシコ」國	一九三三年	三月十三日
「モナコ」國	一九三三年	三月二十日
「パナマ」國	一九三五年	四月十五日
「パラグアイ」國	一九四一年	六月二十五日
「ベルシヤ」國	一九三二年	九月二十八日
「ポーランド」國	一九三三年	四月十一日
「ポルトガル」國	一九三二年	六月十七日
「ルーマニア」國	一九三三年	四月十一日
「サン・マリノ」國	一九三三年	六月十二日
「サウデイ・アラビア」國	一九三六年	八月十五日
「シヤム」國	一九三四年	二月二十二日
「スペイン」國	一九三三年	四月七日
「スエーデン」國	一九三二年	八月十二日
「スイス」國	一九三三年	四月十日
「ウルグアイ」國	一九三三年	四月七日
「ヴェネズエラ」國	一九三三年	十一月十五日

右の列強は各の下に掲げたる期日に於て本條約に加入せり

「アフガニスタン」國	一九三五年	六月二十一日
「アルバニア」國	一九三七年	十月九日
「オーストラリア」	一九三四年	一月二十四日
「ベルギー」領「コンゴ」	一九四一年	十二月十七日

「ブルガリア」國	一九三三年三月二十日
「ビルマ」國	一九三七年四月一日
中華民國	一九三四年一月十日
「コロンビア」國	一九三四年一月二十九日
「エクアドル」國	一九三五年四月十三日
「エストニア」國	一九三五年七月五日
「フィンランド」國	一九三六年九月二十五日
「ハイチ」國	一九三三年五月四日
「ホンチユラス」國	一九三四年九月二十一日
「ハンガリー」國	一九三三年四月十日
「イラーク」國	一九三四年五月三十日
「アイルランド」自由國	一九三三年四月十一日
「ラトヴィア」國	一九三七年八月三日
「ニュー・ジラランド」	一九三五年六月十七日
「ニュー・ファウンドランド」	一九三七年六月二十八日
「ニカラグア」國	一九三二年三月十六日
「ノールウエー」國	一九三四年九月十二日
「ペルー」國	一九三二年五月二十日
「サルヴァドル」國	一九三三年四月七日
南部「ロヂシア」	一九三七年七月十四日
「スーダン」	一九三二年八月二十五日
「トルコ」國	一九三三年四月三日
南「アフリカ」連邦	一九三八年一月四日
「ソビエツト」連邦	一九三五年十月三十一日

裏面白紙

E-100

極東國際軍事裁判所判決

附屬書B-1-1四

國際紛争平和的處理條約

一九〇七年ノ第一「ヘーグ」條約

(一九〇七年十月十九日「ヘーグ」ニ於テ調印)

「ドイツ」皇帝「プロシヤ」國皇帝陛下、「アメリカ」合衆國大統領、「アルゼンチン」共和國大統領、「オーストリア」國皇帝「ボヘミヤ」國皇帝「ハンガリー」國皇帝陛下、「ベルギー」國皇帝陛下、「ボリヴィア」共和國大統領、「ブラジル」合衆國大統領、「ブルガリア」國公殿下、「チリ」共和國大統領、「清國」皇帝陛下、「コロンビア」共和國大統領、「キューバ」共和國臨時總督、「デンマーク」國皇帝陛下、「ドミニカ」共和國大統領、「エクアドル」共和國大統領、「スペイン」國皇帝陛下、「フランス」共和國大統領、「グレイト・ブリテン・アイルランド」聯合王國「グレイト・ブリテン」海外領土皇帝「インド」皇帝陛下、「ギリシヤ」國皇帝陛下、「グワテマラ」共和國大統領、「ハイチ」共和國大統領、「イタリア」國皇帝陛下、「日本」國皇帝陛下、「ルクセンブルグ」國大公「ナツソー」國公殿下、「メキシコ」合衆國大統領、「モンテネグロ」國公殿下、「ノルウエー」國皇帝陛下、「バナマ」共和國大統領、「パラグアイ」共和國大統領、「オランダ」國皇帝陛下、「ペル」共和國大統領、「ベルシヤ」國皇帝陛下、「ポルトガル」國及「アルガ

E-101

ルヴ」皇帝陛下、「ルーマニア」國皇帝陛下、全「ロ  
シ」國皇帝陛下、「サルヴァドル」共和國大統領、  
「セルビア」國皇帝陛下、「シヤム」國皇帝陛下、  
「スエーデン」國皇帝陛下、「スイス」聯邦政府、  
「トルコ」國皇帝陛下、東「ウルグアイ」共和國大統  
領、「ヴェネズエラ」合衆國大統領ハ

「一役平和ノ維持ニ協力スルノ堅實ナル意思ヲ有  
シ

「全カヲ竭シテ國際紛争ノ友好的處理ヲ補助スル  
ニ決シ

「文明國ノ各員ヲ結合スル連帶義務ヲ認識シ  
「法ノ領域ヲ擴張スルト共ニ國際的正義ノ感ヲ鞏  
固ナラシムコトヲ欲シ

「諸獨立國ノ間ニ於ケル各國ノ頼ルヲ得ヘキ仲裁  
裁判ノ常設制度カ右ノ目的ヲ達スルニ有效ナルヘキ  
ヲ確信シ

「仲裁裁判手續ニ關スル一設且正則ナル組織ノ有  
益ナルコトヲ考慮シ

「萬國平和會議ノ至尊ナル發議者ト共ニ國安民福  
ノ基礎タル公平正理ノ原則ヲ國際的合意ニ依リテ定

E-102

立スルノ須要ナルヲ認メ  
「之カ爲審査委員會及仲裁裁判部ノ實地ノ運用ヲ  
一層確實ニ保障シ且簡易ナル手續ニ依リ得ヘキ性質  
ノ紛争ヲ仲裁裁判ニ付スルコトヲ容易ナラシムコ  
トヲ希望シ

「國際紛争平和的處理ニ關スル第一回平和會議ノ  
事業ニ若干ノ修正ヲ加ヘ且之ヲ増補スルヲ必要ト認  
メタリ



「締約國ハ之カ爲新ナル條約ヲ締結スルニ決シ各  
左ノ全權委員ヲ任命セリ」

(全權委員名簿之に續く)

「因テ各全權委員ハ其ノ良好妥當ナリト認メラレ  
タル委任狀ヲ寄託シタル後左ノ條項ヲ協定セリ

第一章 一般平和ノ維持

「第一條

「國家間ノ關係ニ於テ兵力ニ訴フルコトヲ成ルヘ  
ク豫防セムカ爲締約國ハ國際紛争ノ平和的處理ヲ確  
保スルニ付其ノ全力ヲ竭サムコトヲ約定ス

第二章 周旋及居中調停

「第二條

「締約國ハ重大ナル意見ノ衝突又ハ紛争ヲ生シタ  
ル場合ニ於テ兵力ニ訴フルニ先テ事情ノ許ス限其ノ  
交親國中ノ一國又ハ數國ノ周旋又ハ居中調停ニ依頼  
スルコトヲ約定ス」

(第三條乃至第九十七條之に續く)

E-103

「右證據トシテ各全權委員本條約ニ署名ス

「一九〇七年十月十八日「ヘーグ」ニ於テ本書一  
通ヲ作り之ヲ「オランダ」國政府ノ文庫ニ寄託シ其  
ノ認證牒本ヲ外交上ノ手續ニ依リ締約國ニ交付スヘ  
キモノトス」

裏面白紙

調印國

「ドイツ」國、「アメリカ」合衆國、「アルゼンチン」國、「オーストリア」・「ハンガリー」國、「ベルギー」國、「ボリヴィア」國、「ブラジル」國、「ブルガリア」國、「チリ」國、「清國」、「コロンビア」國、「キューバ」共和國、「デンマーク」國、「ドミニカ」共和國、「エクアドル」共和國、「スベイン」國、「フランス」國、「グレート・ブリテン」國、「ギリシャ」國、「グワテマラ」國、「ハイチ」國、「イタリア」國、「日本」國、「ルクセンブルグ」國、「メキシコ」國、「モンテネグロ」國、「ノルウエー」國、「パナマ」國、「巴拉グアイ」國、「オランダ」國、「ペルー」國、「ベルシヤ」國、「ポルトガル」國、「ルーマニア」國、「ロシア」國、「サルヴァドル」國、「セルビア」國、「シヤム」國、「スエーデン」國、「スイス」國、「トルコ」國、「ウルグアイ」國、「ヴェネズエラ」國、

E-104

批准

左の列強は各の下に掲げたる期日に於て本條約の批准書を「ヘーグ」に寄託せり

日本國	一九一一年十二月十三日
清國	一九〇九年十一月二十七日
「オランダ」國	一九〇九年十一月二十七日
「ロシア」國	一九〇九年十一月二十七日
「アメリカ」合衆國	一九〇九年十一月二十七日

「フランス」國 一九一〇年 十月 七日  
「ポルトガル」國 一九一一年 四月十三日  
「シヤム」國 一九一〇年 三月十二日

「オーストリア」國 一九〇九年十一月二十七日  
「ボリヴィア」國 一九〇九年十一月二十七日  
「デンマーク」國 一九〇九年十一月二十七日  
「ドイツ」國 一九〇九年十一月二十七日  
「メキシコ」國 一九〇九年十一月二十七日  
「サルヴァドル」國 一九〇九年十一月二十七日  
「スエーデン」國 一九〇九年十一月二十七日  
「ベルギー」國 一九一〇年 八月 八日  
「ブラジル」國 一九一四年 一月 五日  
「キューバ」國 一九一二年 二月二十二日  
「グワテマラ」國 一九一一年 三月十五日  
「ハイチ」國 一九一〇年 二月 二日  
「ルクセンブルグ」國 一九一二年 九月 五日  
「ノルウエー」國 一九一〇年 九月十九日  
「パナマ」國 一九一一年 九月十一日  
「パラグアイ」國 一九三三年 四月二十五日  
「ルーマニア」國 一九一二年 三月 一日  
「スペイン」國 一九一三年 三月十八日  
「スイス」國 一九一〇年 五月十二日

左の列強は各の下に掲げたる期日に於て本條約に  
加入せり

「チエツコスロヴァキア」國 一九二二年 六月十二日

裏面白紙

「エテイオピア」國	一九三五年	八月	五日
「フィンランド」國	一九二二年	六月	九日
「ニカラグワ」國	一九〇九年	十二月	十六日
「ポーランド」國	一九二二年	五月	二十六日

左の列強は本條約に署名せるも未だ之を批准せず

「グレート・ブリテン」國	「アルゼンチン」共和國
「ブルガリア」國	「チリ」國
「コロンビア」國	「ドミニカ」共和國
「エクアドル」國	「ギリシヤ」國
「イタリヤ」國	「モンテネグロ」國
「ベルシヤ」國	「ペルー」國
「セルビア」國	「トルコ」國
「ウルグアイ」國	「ヴェネズエラ」國



E-105

極東國際軍事裁判所判決

附屬書B一五

「ケロツグ・ブリアン」條約

(「パリ」條約)

(一九二八年八月二十七日「パリ」ニ於テ調印)

「ドイツ」國大統領、「アメリカ」合衆國大統領、  
 「ベルギー」國皇帝陛下、「フランス」共和國  
 大統領、「グレート・ブリテン・アイルランド」  
 及「グレート・ブリテン」海外領土皇帝「インド」  
 皇帝陛下、「イタリア」國皇帝陛下、日本國皇帝陛下、  
 「ポーランド」共和國大統領、「チエツコスロヴァ  
 キア」共和國大統領ハ

「人類ノ福祉ヲ増進スベキ其ノ嚴肅ナル責務ヲ深  
 ク感銘シ

「其ノ人民間ニ現存スル平和及友好ノ關係ヲ永久  
 ナラシメシメテ爲メ國家ノ政策ノ手段トシテノ戰爭ヲ卒  
 直ニ拋棄スベキ時機ノ到來セルコトヲ確信シ

「其ノ相互關係ニ於ケル一切ノ變更ハ平和的手段  
 ニ依リテノミ之ヲ求ムベク又平和的ニシテ秩序アル  
 手續ノ結果タルベキコト及今後戰爭ニ訴ヘテ國家ノ  
 利益ヲ増進セントスル署名國ハ本條約ノ供與スル利  
 益ヲ拒否セラレベキモノナルコトヲ確信シ

「其ノ範例ニ促サレ世界ノ他ノ一切ノ國ガ此ノ人  
 道的努力ニ參加シ且本條約ノ實施後速ニ之ニ加入ス  
 ルコトニ依リテ其ノ人民ヲシテ本條約ノ規定スル恩

E-106

澤ニ浴セシメ、以テ國家ノ政策ノ手段トシテノ戰爭ノ共同拋棄ニ世界ノ文明諸國ヲ結合センコトヲ希望シ

「茲ニ條約ヲ締結スルコトニ決シ之ガ爲左ノ如ク其ノ全權委員ヲ任命セリ」

(全權委員名簿之に續く)

「因テ各全權委員ハ互ニ其ノ全權委任狀ヲ示シ之ガ良好妥當ナルヲ認メタル後左ノ諸條ヲ協定セリ

「第一條

「締約國ハ國際紛争解決ノ爲戰爭ニ訴フルコトヲ非トシ且其ノ相互關係ニ於テ國家ノ政策ノ手段トシテノ戰爭ヲ拋棄スルコトヲ其ノ各自ノ人民ノ名ニ於テ嚴肅ニ宣言ス

「第二條

「締約國ハ相互間ニ起ルコトアルベキ一切ノ紛争又ハ紛争ハ其ノ性質又ハ起因ノ如何ヲ問ハズ平和的手段ニ依ルノ外之ガ處理又ハ解決ヲ求メザルコトヲ約ス

「第三條

「本條約ハ前文ニ掲ゲラルル締約國ニ依リ其ノ各自ノ憲法上ノ要件ニ從ヒ批准セラルベク且各國ノ批准書ガ總テ「ワシントン」ニ於テ寄託セラレタル後直ニ締約國間ニ實施セララルベシ

E-107

「本條約ハ前項ニ定ムル所ニ依リ實施セラレタルトキハ世界ノ他ノ一切ノ國ノ加入ノ爲必要ナル間開キ置カルベシ一國ノ加入ヲ證スル各文書ハ「ワシントン」ニ於テ寄託セラレベク本條約ハ右寄託ノ時ヨリ直ニ該加入國ト本條約ノ他ノ當事國トノ間ニ實施セラレベシ

「アメリカ」合衆國政府ハ前文ニ掲ゲラルル各國政府及爾後本條約ニ加入スル各國政府ニ對シ本條約及一切ノ批准書又ハ加入書ノ認證牒本ヲ交付スルノ義務ヲ有ス「アメリカ」合衆國政府ハ各批准書又ハ加入書ガ同國政府ニ寄託アリタルトキハ直ニ右諸國政府ニ電報ヲ以テ通告スルノ義務ヲ有ス

「右證據トシテ各全權委員ハ「フランス」語及「イギリス」語ヲ以テ作成セラレ兩本文共ニ同等ノ效力ヲ有スル本條約ニ署名調印セリ

一九二八年八月二十七日「バリー」ニ於テ作成

E-108

調印國

- 「ドイツ」國、
- 「アメリカ」合衆國、
- 「ベルギー」國、
- 「フランス」國、
- 「グレート・ブリテン」及
- 「アイルランド」國、
- 「カナダ」、
- 「オーストラリア」連邦、
- 「ニュージールランド」、
- 南「アフリカ」連邦、
- 「アイルランド」自由國、
- 「インド」、
- 「イタリヤ」國、
- 日本國、
- 「ポーランド」國、
- 「チェツコスロヴァキヤ」國

批准

署名諸國のすべては一九二九年七月二十四日まで

に批准書を寄託したり  
左の列強は各の下に掲げたる期日に於て條約加入  
書を寄託せり

## 中 華 民 國

「オランダ」國 一九二九年五月八日  
「オランダ」國 一九二九年七月十二日  
「ソビエツト」連邦 一九二八年九月二十七日

「アフガニスタン」國 一九二八年十一月三十日  
「アルバニア」國 一九二九年二月十二日  
「オーストリア」國 一九二八年十二月三十一日  
「ブラジル」國 一九三四年五月十日  
「ブルガリア」國 一九二九年七月二十二日  
「チリ」國 一九二九年八月十二日  
「コロンビア」國 一九三一年五月二十八日  
「コスタ・リカ」國 一九二九年十月一日  
「キューバ」國 一九二九年三月十三日  
「ダンチツヒ」自由市 一九二九年九月十一日  
「デンマーク」國 一九二九年三月二十三日  
「ドミニカ」共和國 一九二八年十二月十二日  
「エクアドル」國 一九三二年二月二十四日  
「エジプト」國 一九二九年五月九日  
「エストニア」國 一九二九年四月二十六日  
「エチオピア」國 一九二八年十一月二十八日  
「フィンランド」國 一九二九年七月二十四日  
「ギリシヤ」國 一九二九年八月三日  
「グアテマラ」國 一九二九年七月十六日  
「ハイチ」國 一九三〇年三月十日



- 「ヘデアーズ」及「ネチド」國 一九三二年二月二十四日
- 「ホンデユラス」國 一九二九年八月五日
- 「ハンガリー」國 一九二九年七月二十二日
- 「アイスランド」國 一九二九年六月十日
- 「イラーク」國 一九三二年三月二十三日
- 「ラトヴィア」國 一九二九年七月二十三日
- 「リベリア」國 一九二九年二月二十三日
- 「リスアニア」國 一九二九年四月五日
- 「ルクセンブルグ」國 一九二九年八月二十四日
- 「メキシコ」國 一九二九年十一月二十六日
- 「ニカラグア」國 一九二九年五月十三日
- 「ノルウェー」國 一九二九年三月二十六日
- 「バナマ」國 一九二九年二月二十五日
- 「バラグアイ」國 一九二九年十二月四日
- 「ベルシャ」國 一九二九年七月二十五日
- 「ベルー」國 一九二九年七月二十三日
- 「ボルトガル」國 一九二九年三月一日
- 「ルーマニア」國 一九二九年三月二十一日
- 「セルブ・クロアト・スロヴェニア」王國 一九二九年二月二十日
- 「シヤム」國 一九二九年一月十六日
- 「スペイン」國 一九二九年三月七日
- 「スエーデン」國 一九二九年四月十二日
- 「スイス」國 一九二九年十二月二日
- 「トルコ」國 一九二九年七月八日
- 「ヴェネズエラ」國 一九二九年十月二十四日

極東國際軍事裁判所判決

附屬書B 一六

開戦ニ關スル條約・第三「ヘーグ」條約

(一九〇七年十月十八日「ヘーグ」ニ於テ調印)

「ドイツ」皇帝、「プロシヤ」國皇帝陛下、「アメリカ」合衆國大統領、「アルゼンチン」共和國大統領、「オーストリア」國皇帝、「ボヘミヤ」國皇帝、「ハンガリー」國皇帝陛下、「ベルギー」國皇帝陛下、「ポリワイア」共和國大統領、「ブラジル」合衆國大統領、「ブルガリア」國公殿下、「チリー」共和國大統領、「コロンビア」共和國大統領、「キューバ」共和國臨時總督、「デンマーク」國皇帝陛下、「ドミニカ」共和國大統領、「エクアドル」共和國大統領、「スペイン」國皇帝陛下、「フランス」共和國大統領、「グレート・ブリテン・アイルランド」聯合王國、「グレート・ブリテン」海外領土皇帝、「インド」皇帝陛下、「ギリシヤ」國皇帝陛下、「グワテマラ」共和國大統領、「ハイチ」共和國大統領、「イタリア」國皇帝陛下、「日本國皇帝陛下」、「ルクセンブルグ」國大公、「ナツソー」公殿下、「メキシコ」合衆國大統領、「モンテネグロ」國公殿下、「ノルウエー」國皇帝陛下、「バナマ」共和國大統領、「バラグアイ」共和國大統領、「オランダ」國皇帝陛下、「ベルギー」共和國大統領、「ベルシヤ」國皇帝陛下、「ポルトガル」國及「ア

裏面白紙

ルガルヴ」皇帝陛下、「ルーマニア」國皇帝陛下、  
 全「ロシア」國皇帝陛下、「サルヴァドル」共和國  
 大統領、「セルビア」國皇帝陛下、「シヤム」國皇  
 帝陛下、「スエーデン」國皇帝陛下、「スイス」聯  
 邦政府、「トルコ」國皇帝陛下、東「ウルグァイ」  
 共和國大統領、「ヴェネズエラ」合衆國大統領ハ  
 「平和關係ノ安固ヲ期スル爲戦争ハ豫告ナクシテ  
 之ヲ開始セサルヲ必要トスルコト及  
 「戦争状態ハ遲滞ナク之ヲ中立國ニ通告スルヲ必  
 要トスルコトヲ考慮シ  
 「之カ爲條約ヲ締結セムコトヲ希望シ各左ノ全權  
 委員ヲ任命セリ」

(全權委員名簿之に續く)

「因テ各全權委員ハ其ノ良好妥當ナリト認めラレ  
 タル委任狀ヲ寄託シタル後左ノ條項ヲ協定セリ

「第一條

「締約國ハ理由ヲ附シタル開戦宣言ノ形式又ハ條  
 件附開戦宣言ヲ含ム最後通牒ノ形式ヲ有スル明瞭且  
 事前ノ通告ナクシテ其ノ相互間ニ戦争ヲ開始スヘカ  
 ラサルコトヲ承認ス

「第二條

「戦争状態ハ遲滞ナク中立國ニ通告スヘク通告受  
 領ノ後ニ非サレハ該國ニ對シ其ノ效果ヲ生セサルモ  
 ノトス該通告ハ電報ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ得但シ中

立國カ實際戰爭狀態ヲ知リタルコト確實ナルトキハ  
該中立國ハ通告ノ欠缺ヲ主張スルコトヲ得ス

第三條

「本條約第一條ハ締約國中ノ二國又ハ數國間ノ戰  
争ノ場合ニ效力ヲ有スルモノトス  
「第二條ハ締約國タル一交戰國ト均シク締約國タ  
ル諸中立國間ノ關係ニ付拘束力ヲ有ス」

(第四條乃至第六條之に續く)

第七條

「締約國中本條約ヲ廢棄セムト欲スルモノアルト  
キハ書面ヲ以テ其ノ旨「オランダ」國政府ニ通告ス  
ヘシ「オランダ」國政府ハ直ニ通告書ノ認證牒本ヲ  
爾餘ノ諸國ニ送付シ且右通告書ヲ接受シタル日ヲ通  
知スヘシ

E-113

「廢棄ハ其ノ通告カ「オランダ」國政府ニ到達シ  
タルトキヨリ一年ノ後右通告ヲ爲シタル國ニ對シテ  
ノミ效力ヲ生スルモノトス」

(第八條之に續く)

「右證據トシテ各全權委員本條約ニ署名ス  
「一九〇七年十月十八日「ヘーグ」ニ於テ本書一  
通ヲ作り之ヲ「オランダ」國政府ノ文庫ニ寄託シ其  
ノ認證牒本ヲ外交上ノ手續ニ依リ第二回平和會議ニ  
招請セラレタル諸國ニ交付スヘキモノトス」



調印國

「ドイツ」國、「アメリカ」合衆國、「アルゼンチン」國、「オーストリア」・ハンガリー」國、「ベルギー」國、「ボリヴィア」國、「ブラジル」國、「ブルガリア」國、「チリ」國、「コロンビア」國、「キューバ」共和國、「デンマーク」國、「ドミニカ」共和國、「エクアドル」共和國、「スペイン」國、「フランス」國、「グレート・ブリテン」國、「ギリシャ」國、「グワテマラ」國、「ハイチ」國、「イタリヤ」國、「日本」國、「ルクセンブルグ」國、「メキシコ」國、「モンテネグロ」國、「ノルウエー」國、「パナマ」國、「パラグアイ」國、「オランダ」國、「ペルー」國、「ベルシャ」國、「ポルトガル」國、「ルーマニア」國、「ロシア」國、「サルヴァドル」國、「セルビア」國、「シヤム」國、「スエーデン」國、「スイス」國、「トルコ」國、「ウルグアイ」國、「ヴェネズエラ」國

E-114

批准

左の列強は各の下に掲げたる期日に於て本條約の批准書を「ヘーグ」に寄託せり

日本國	一九一一年十二月十三日
「グレート・ブリテン」國	一九〇九年十一月二十七日
「オランダ」國	一九〇九年十一月二十七日
「ロシア」國	一九〇九年十一月二十七日
「アメリカ」合衆國	一九〇九年十一月二十七日
「ポルトガル」國	一九一一年四月十三日

「シヤム」	國	一九一〇年三月十二日
「フランス」	國	一九一〇年十月七日
「オーストリア」	國	一九〇九年十一月二十七日
「ボリヴィア」	國	一九〇九年十一月二十七日
「デンマーク」	國	一九〇九年十一月二十七日
「ドイツ」	國	一九〇九年十一月二十七日
「メキシコ」	國	一九〇九年十一月二十七日
「サルヴァドル」	國	一九〇九年十一月二十七日
「スイス」	國	一九〇九年十一月二十七日
「ベルギー」	國	一九一〇年八月八日
「ブラジル」	國	一九一四年一月五日
「グワテマラ」	國	一九一一年三月十五日
「ハイチ」	國	一九一〇年二月二日
「ルクセンブルグ」	國	一九一二年九月五日
「ノルウエー」	國	一九一〇年九月十九日
「パナマ」	國	一九一一年九月十一日
「ルーマニア」	國	一九一二年三月一日
「スペイン」	國	一九一三年三月十八日
「スイス」	國	一九一〇年五月十二日

左の列強は各の下に掲げたる期日に於て本條約に加入せり

清	國	一九一〇年一月十五日
「エチオピア」	國	一九三五年八月五日
「フィンランド」	國	一九二二年六月九日
「リベリア」	國	一九一四年二月四日
「ニカラグワ」	國	一九〇九年十二月十六日
「ポーランド」	國	一九二五年五月九日

左の列強は本條約に署名せるも之を批准せざりき

「アルゼンチン」共和國

「モンテネグロ」國

「ブルガリア」國

「バラグアイ」國

「チリ」國

「ベルシヤ」國

「コロンビア」國

「ペル」國

「キューバ」國

「セルヴィア」國

「ドミニカ」共和國

「トルコ」國

「エクアドル」國

「ウルグアイ」國

「ギリシヤ」國

「ヴェネズエラ」國

「イタリア」國

E-115

極東國際軍事裁判所判決

附屬書B一七

陸戦ノ場合ニ於ケル中立國及中立人ノ權利義務ニ關スル條約・第五「ヘーグ」條約

(一九〇七年十月十八日「ヘーグ」ニ於テ調印)

「ドイツ」皇帝「プロシヤ」國皇帝陛下、「アメリカ」合衆國大統領、「アルゼンチン」共和國大統領、「オーストリア」國皇帝、「ボヘミア」國皇帝「ハンガリー」國皇帝陛下、「ベルギー」國皇帝陛下、「ボリヴァア」共和國大統領、「ブラジル」合衆國大統領、「ブルガリア」國公殿下、「チリー」共和國大統領、「コロンビア」共和國大統領、「キューバ」共和國臨時總督、「デンマーク」國皇帝陛下、「ドミニカ」共和國大統領、「エクアドル」共和國大統領、「スペイン」國皇帝陛下、「フランス」共和國大統領、「グレート・ブリテン・アイルランド」聯合王國「グレート・ブリテン」海外領土皇帝「インド」皇帝陛下、「ギリシヤ」國皇帝陛下、「グアテマラ」共和國大統領、「ハイチ」共和國大統領、「イタリア」國皇帝陛下、日本國皇帝陛下、「ルクセンブルグ」國大公「ナツソー」公殿下、「メキシコ」合衆國大統領、「モンテネグロ」國公殿下、「ノルウエー」國皇帝陛下、「パナマ」共和國大統領、「巴拉グアイ」共和國大統領、「オランダ」國皇帝陛下、「ベルギー」共和國大統領、「ベルシヤ」國皇帝

E-116



帝陛下、「ポルトガル」國及「アルガルヴ」皇帝陛下、「ルーマニア」國皇帝陛下、全「ロシア」國皇帝陛下、「サルヴァドル」共和國大統領、「セルヴィア」國皇帝陛下、「シヤム」國皇帝陛下、「スエーデン」國皇帝陛下、「スイス」聯邦政府、「トルコ」國皇帝陛下、東「ウルグアイ」共和國大統領、「ヴェネズエラ」合衆國大統領ハ

陸戰ノ場合ニ於ケル中立國ノ權利義務ヲ一層明確ナラシメ且中立領土ニ避退シタル交戦者ノ地位ヲ規定セムコトヲ欲シ

又交戦者トノ關係ニ於ケル中立人ノ地位ヲ其ノ全體ニ付テ規定スルコトハ之ヲ後日ニ期待シ茲ニ中立人ノ資格ヲ定メムコトヲ希望シ

之カ爲條約ヲ締結スルニ決シ各左ノ全權委員ヲ任命セリ

(全權委員名簿之に續く)

E-117

因テ各全權委員ハ其ノ良好妥當ナリト認めラレタル委任狀ヲ寄託シタル後左ノ條項ヲ協定セリ

第一章 中立國ノ權利義務

第一條

中立國ノ領土ハ不可侵トス

第二條

交戦者ハ軍隊又ハ彈藥若ハ軍需品ノ輸重ヲシテ中立國ノ領土ヲ通過セシムルコトヲ得ス

裏面白紙

第三條

「交戦者へ又左ノ事項ヲ爲スコトヲ得ス

(a) 無線電信局又ハ陸上若ハ海上ニ於ケル交戦國  
兵力トノ通信ノ用ニ供スヘキ一切ノ機械ヲ中立  
國ノ領土ニ設置スルコト

(b) 交戦者カ戰爭前ニ全然軍事上ノ目的ヲ以テ中  
立國ノ領土ニ設置シタル此種ノ設備ニシテ公衆  
通信ノ用ニ供セラレサルモノヲ利用スルコト

第四條

「交戦者ノ爲中立國ノ領土ニ於テ戦闘部隊ヲ編成  
シ又ハ徵募事務ヲ開設スルコトヲ得ス

E-118

第五條

「中立國ハ其ノ領土ニ於テ第二條乃至第四條ニ掲  
ケタル一切ノ行爲ヲ寛容スヘカラサルモノトス

「中立國ハ其ノ領土ニ於テ行ハレタルモノニ非サ  
レハ中立違反ノ行爲ヲ處罰スルヲ要セサルモノトス

第六條

「中立國ハ交戦者ノ一方ノ勤務ニ服スル爲個人カ  
箇箇ニ其ノ國境ヲ通過スルノ事實ニ付其ノ責ニ任セ  
ス

第七條

「中立國ハ交戦者ノ一方又ハ他方ノ爲ニスル兵器、  
彈藥其ノ他軍隊又ハ艦隊ノ用ニ供シ得ヘキ一切ノ物  
件ノ輸出又ハ通過ヲ防止スルヲ要セサルモノトス

第八條

「中立國ハ其ノ所有ニ屬スルト會社又ハ個人ノ所  
有ニ屬スルトヲ問ハス交戦者ノ爲ニ電信又ハ電話ノ

線條竝無線電信機ヲ使用スルコトヲ禁止シ又ハ制限  
スルヲ要セサルモノトス

第九條

第七條及第八條ニ規定シタル事項ニ関シ中立國  
ノ定ムル一切ノ制限又ハ禁止ハ兩交戦者ニ對シ一様  
ニ之ヲ適用スヘキモノトス

E-119

中立國ハ電信若ハ電話ノ線條又ハ無線電信機ノ  
所有者タル會社又ハ個人ヲシテ右ノ義務ヲ履行セシ  
ムル様監視スヘシ

第十條

中立國カ其ノ中立ノ侵害ヲ防止スル事實ハ兵力  
ヲ用キル場合ト雖之ヲ以テ敵對行爲ト認ムルコトヲ  
得ス

第二章

中立國內ニ於テ留置スル  
交戦者及救護スル傷者

第十一條

交戦國ノ軍ニ屬スル軍隊カ中立國領土ニ入りタ  
ルトキハ該中立國ハ成ルヘク戦地ヨリ隔離シテ之ヲ  
留置スヘシ

中立國ハ右軍隊ヲ陣營内ニ監置シ且城寨若ハ特  
ニ之カ爲ニ設備シタル場所ニ幽閉スルコトヲ得

許可ナクシテ中立領土ヲ去ラサルノ宣誓ヲ爲サ  
シメテ將校ニ自由ヲ與フルト否トハ中立國ニ於テ之  
ヲ決スヘシ

第十二條

「特別ノ條約ナキトキハ中立國ハ其ノ留置シタル人員ニ糧食、被服及人道ニ基ク救助ヲ供與スヘシ留置ノ爲ニ生シタル費用ハ平和克復ニ至リ償却セラレヘシ

E-120

第十三條

「逃走シタル俘虜カ中立國ニ入りタルトキハ該中立國ハ之ヲ自由ニ任スヘシ若其ノ領土内ニ滞留スルコトヲ寛容スルトキハ之カ居所ヲ指定スルコトヲ得右規定ハ中立國ノ領土ニ遅退スル軍隊ノ引率シタル俘虜ニ之ヲ適用スル

(第十四條之に續く)

第十五條

「ジュネーヴ」條約ハ中立領土ニ留置セラレタル病者及傷者ニ之ヲ適用スル

(第十六條乃至第十九條之に續く)

第二十條

「本條約ノ規定ハ交戦國カ悉ク本條約ノ當事者ナルトキニ限締約國間ニノミ之ヲ適用スル

(第二十一條乃至第二十三條之に續く)

第二十四條

「締約國中本條約ヲ廢棄セムト欲スルモノアルト



E-121  
キハ書面ヲ以テ其ノ旨「オランダ」國政府ニ通告ス  
ヘシ「オランダ」國政府ハ直ニ通告書ノ認證牒本ヲ  
爾餘ノ諸國ニ送付シ且右通告書ヲ接受シタル日ヲ通  
知スヘシ

「廢棄ハ其ノ通告カ「オランダ」國政府ニ到達シ  
タルトキヨリ一年ノ後右通告ヲ爲シタル國ニ對シテ  
ノミ效力ヲ生スルモノトス」

(第二十五條之に續く)

「右證據トシテ各全權委員本條約ニ署名ス  
一九〇七年十月十八日「ヘーグ」ニ於テ本書一  
通ヲ作り之ヲ「オランダ」國政府ノ文庫ニ寄託シ其  
ノ認證牒本ヲ外交上ノ手續ニ依リ第二回平和會議ニ  
招請セラレタル諸國ニ交付スベキモノトス

調 印 國

「ドイツ」國、「アメリカ」合衆國、「アルゼンチ  
ン」國、「オーストリア・ハンガリー」國、「ベル  
ギー」國、「ボリヴィア」國、「ブラジル」國、「ブ  
ルガリア」國、「チリー」國、「コロンビア」國、「  
キューバ」共和國、「デンマーク」國、「ドミニ  
カ」共和國、「エクアドル」共和國、「スペイン」  
國、「フランス」國、「グレート・ブリテン」國、「  
ギリシヤ」國、「グアテマラ」國、「ハイチ」國、「  
イタリヤ」國、「日本」國、「ルクセンブルグ」國、「  
メキシコ」國、「モンテネグロ」國、「ノルウエ



「メキシコ」	國	一九〇九年十一月二十七日
「ノルウェー」	國	一九一〇年九月十九日
「パナマ」	國	一九一一年九月十一日
「ルーマニア」	國	一九一二年三月一日
「サルヴァドル」	國	一九〇九年十一月二十七日
「スペイン」	國	一九一三年三月十八日
「スエーデン」	國	一九〇九年十一月二十七日
「スイス」	國	一九一〇年五月十二日

左の列強は各の下に掲げたる期日に於て本條約に加入せり

清	國	一九一〇年一月十五日
「リベリア」	國	一九一四年二月四日
「ニカラグワ」	國	一九〇九年十二月十六日

左の列強は本條約に署名せるも之を批准せざりき

「グレート・ブリテン」	國	「モンテネグロ」	國
「アルゼンチン」	共和	「巴拉グアイ」	國
「ブルガリア」	國	「ベルシヤ」	國
「チリ」	國	「ペルー」	國
「コロンビア」	國	「セルヴィア」	國
「ドミニカ」	共和	「トルコ」	國
「エクアドル」	國	「ウルグアイ」	國
「ギリシヤ」	國	「ヴェネズエラ」	國
「イタリア」	國		

極東國際軍事裁判所判決

附屬書B-1-18

陸軍ノ法規慣例ニ關スル條約。

一九〇七年ノ第四「ヘーグ」條約

(一九〇七年十月十八日「ヘーグ」ニ於テ調印)

「ドイツ」皇帝、「プロシヤ」國皇帝陛下、「ア  
 メリカ」合衆國大統領、「アルゼンチン」共和國大  
 統領、「オーストリア」國皇帝、「ボヘミヤ」國皇帝  
 「ハンガリー」國皇帝陛下、「ベルギー」國皇帝陛  
 下、「ボリヴィア」共和國大統領、「ブラジル」合  
 衆國大統領、「ブルガリア」國公使下、「チリ」  
 共和國大統領、「コロンビア」共和國大統領、「キ  
 ユーバ」共和國臨時總督、「デンマーク」國皇帝陛  
 下、「ドミニカ」共和國大統領、「エクアドル」共  
 和國大統領、「フランス」共和國大統領、「グレイ  
 ト・ブリテン・アイルランド」聯合王國「グレート・  
 ブリテン」海外領土皇帝、「インド」皇帝陛下、「ギ  
 リシヤ」國皇帝陛下、「グワテマラ」共和國大統領、  
 「ハイチ」共和國大統領、「イタリア」國皇帝陛下、  
 日本國皇帝陛下、「ルクセンブルグ」國大公「ナツ  
 ソー」公使下、「メキシコ」合衆國大統領、「モン  
 テネグロ」國公使下、「ノルウエー」國皇帝陛下、  
 「パナマ」共和國大統領、「巴拉グアイ」共和國大  
 統領、「オランダ」國皇帝陛下、「ペルー」共和國  
 大統領、「ベルシヤ」國皇帝陛下、「ポルトガル」  
 國及「アルガルヴ」皇帝陛下、「ルーマニア」國皇

E-124



帝陛下、全「ロシア」國皇帝陛下、「サルヴァドル」共和國大統領、「セルビア」國皇帝陛下、「シヤム」國皇帝陛下、「スエーデン」國皇帝陛下、「スイス」聯邦政府、「トルコ」國皇帝陛下、京「ウルグアイ」共和國大統領、「ヴェネズエラ」合衆國大統領ハ

「平和ヲ維持シ且諸國間ノ戦争ヲ防止スルノ方法ヲ講スルト同時ニ其ノ所期ニ反シ避クルコト能ハサル事件ノ爲兵力ニ訴フルコトアルヘキ場合ニ付攻究ヲ爲スノ必要ナルコトヲ考慮シ

「斯ノ如キ非常ノ場合ニ於テモ尙能ク人類ノ福利ト文明ノ發展トシテ止ムコトナキ要求トニ副ハムコトヲ希望シ

「之カ爲戦争ニ關スル一般ノ法規慣例ハ一層之ヲ精確ナラシムルヲ目的トシ又ハ成ルヘク戦争ノ惨害ヲ減殺スヘキ制限ヲ設クルヲ目的トシテ之ヲ修正スルノ必要ヲ認メ

「一八七四年ノ「ブラツセル」會議ノ後ニ於テ聰明仁慈ナル先見ヨリ出テタル前記ノ思想ヲ體シテ陸戰ノ慣習ヲ制定スルヲ以テ目的トスル諸條規ヲ採用シタル第一回平和會議ノ事業ヲ或處ニ於テ補充シ且正確ニスルヲ必要ト判定セリ

「締約國ノ所見ニ依レハ右條規ハ軍事上ノ必要ノ許ス限務メテ戦争ノ惨害ヲ軽減スルノ希望ヲ以テ定メラレタルモノニシテ交戦者相互間ノ關係及人民トノ關係ニ於テ交戦者ノ行動ノ一般ノ准繩タルヘキモノトス

「但シ實際ニ起ル一切ノ場合ニ普ク適用スヘキ規定ハ此ノ際之ヲ協定シ置クコト能ハサリシト雖

E-125

「明文ナキノ故ヲ以テ規定セラレサル總テノ場合  
チ軍隊指揮者ノ擅斷ニ委スルハ亦締約國ノ意思ニ非  
サリシナリ

「一層完備シタル戦争法規ニ關スル法典ノ制定セ  
ラルルニ至ル迄ハ締約國ハ其ノ採用シタル條規ニ含  
マレサル場合ニ於テモ人民及交戦者力依然文明國ノ  
間ニ存立スル慣習、人道ノ法則及公共良心ノ要求ヨ  
リ生スル國際法ノ原則ノ保護及支配ノ下ニ立ツコト  
ヲ確認スルヲ以テ適當ト認ム

「締約國ハ採用セラレタル規則ノ第一條及第二條  
ハ待ニ右ノ趣旨ヲ以テ之ヲ解スヘキモノナルコトヲ  
宣言ス

B-126

「締約國ハ之カ爲新ナル條約ヲ締結セムコトヲ欲  
シ各左ノ全權委員ヲ任命セリ」(全權委員名簿之に  
續く)

「因テ各全權委員ハ其ノ良好妥當ナリト認メラレ  
タル委任狀ヲ寄託シタル後左ノ條項ヲ協定セリ

第一條

「締約國ハ其ノ陸軍軍隊ニ對シ本條約ニ附屬スル  
陸戰ノ法規慣例ニ關スル規則ニ適合スル訓令ヲ發ス  
ヘシ

第二條

「第一條ニ漏ケタル規則及本條約ノ規定ハ交戦國  
カ悉ク本條約ノ當事者ナルトキニ限締約國間ニノミ  
之ヲ適用ス

第三條

前記規則ノ條項ニ違反シタル交戰管轄者ハ損害アルトキハ之カ賠償ノ責ヲ負フヘキモノトス交戰管轄者ハ其ノ軍隊ヲ組成スル人員ノ一切ノ行爲ニ付責任ヲ負フ

第四條

本條約ハ正式ニ批准セラレタル上締約國間ノ關係ニ於テハ陸戰ノ法規慣例ニ關スル一八九九年七月二十九日ノ條約ニ代ルヘキモノトス  
一八九九年ノ條約ハ該條約ニ記名シタルモ本條約ヲ批准セサル諸國間ノ關係ニ於テハ依然效力ヲ有スルモノトス

(第五條乃至第七條之に續く)

第八條

締約國中本條約ヲ廢棄セムト欲スルモノアルトキハ書面ヲ以テ其ノ旨「オランダ」國政府ニ通告スヘシ「オランダ」國政府ハ直ニ通告書ノ認證本ヲ爾後ノ諸國ニ送付シ且右通告書ヲ接受シタル日ヲ通知スヘシ

廢棄ハ其ノ通告書ガ「オランダ」國政府ニ到達シタルトキヨリ一年ノ後右通告ヲ爲シタル國ニ對シテノミ效力ヲ生スルモノトス

(第九條之に續く)

E-127

「一九〇七年十月十八日「ヘーグ」ニ於テ本書一通ヲ  
作り之ヲ「オランダ」國政府ノ文庫ニ寄託シ其ノ認證  
原本ヲ外交上ノ手續ニ依リ第二回平和會議ニ招請セ  
ラレタル諸國ニ交付スヘキモノトス」

調印國

- 「ドイツ」國、「アメリカ」合衆國、「アルゼンチ  
ン」國、「オーストリア・ハンガリー」國、「ベル  
ギー」國、「ボリヴァリア」國、「ブラジル」國、  
「ブルガリア」國、「チリ」國、「コロンビア」  
國、「キューバ」共和國、「デンマーク」國、「ド  
ミニカ」共和國、「エクアドル」國、「フランス」  
國、「グレート・ブリテン」國、「ギリシャ」國、  
「グワテマラ」國、「ハイチ」國、「イタリヤ」國、  
日本國、「ルクセンブルグ」國、「メキシコ」國、  
「モンテネグロ」國、「ノルウエー」國、「パナマ」  
國、「巴拉グアイ」國、「オランダ」國、「ベルム」  
國、「ベルシャ」國、「ポルトガル」國、「ルーマ  
ニア」國、「ロシア」國、「サルヴァドル」國、  
「セルビア」國、「シヤム」國、「スエーデン」國、  
「スイス」國、「トルコ」國、「ウルグアイ」國、  
「ヴェネズエラ」國

E-128

批准

左の列強は各の下に掲げたる期日に於て本條約の  
批准書を「ヘーグ」に寄託せり

- 日本國 一九一一年十二月十三日
- 「フランス」國 一九一〇年十月七日



「グレート・ブリテン」國 一九〇九年十一月二十七日  
「オランダ」國 一九〇九年十一月二十七日  
「ロシア」國 一九〇九年十一月二十七日  
「アメリカ」合衆國 一九〇九年十一月二十七日  
「ポルトガル」國 一九一一年四月十三日  
「シヤム」國 一九一〇年三月十二日

「オーストリア」國 一九〇九年十一月二十七日  
「ベルギー」國 一九一〇年八月八日  
「ボリヴィア」國 一九〇九年十一月二十七日  
「ブラジル」國 一九一四年一月五日  
「キューバ」國 一九一二年二月二十二日  
「デンマーク」國 一九〇九年十一月二十七日  
「ドイツ」國 一九〇九年十一月二十七日  
「グワテマラ」國 一九一一年三月十五日  
「ハイチ」國 一九一〇年二月二日  
「ルクセンブルグ」國 一九一二年九月五日  
「メキシコ」國 一九〇九年十一月二十七日  
「ノルウェー」國 一九一〇年九月十九日  
「パナマ」國 一九一一年九月十一日  
「ルーマニア」國 一九一二年三月一日  
「サルヴァドル」國 一九〇九年十一月二十七日  
「スエーデン」國 一九〇九年十一月二十七日  
「スイス」國 一九一〇年五月十二日

左の列強は各の下に掲げたる期日に於て本條約に  
参加せり

「リベリア」國 一九一四年二月四日

「ニカラグワ」國 一九〇九年十二月十六日

左の列強は本條約に署名せるも之を批准せざりき

「アルゼンチン」共和國

「ブルガリア」國

「チリー」國

「コロンビア」國

「ドミニカ」共和國

「エクアドル」國

「ギリシヤ」國

「イタリア」國

「モンテネグロ」國

「パラグアイ」國

「ペルシヤ」國

「ペルー」國

「セルビア」國

「トルコ」國

「ウルグアイ」國

「ヴェネズエラ」國

極東國際軍事裁判所判決

附屬書B1-19

陸戦ノ法規價例ニ關スル規則・一九〇七年ノ第四「ヘーグ」條約

(一九〇七年十月十八日「ヘーグ」ニ於テ採擇)

第一款 交戦者

第一章 交戦者ノ資格

第一條

戦争ノ法規及權利義務ハ單ニ之ヲ軍ニ適用スルノミナラス左ノ條件ヲ具備スル民兵及義勇兵團ニモ亦之ヲ適用ス

一 部下ノ爲ニ責任ヲ負フ者其ノ頭ニ在ルコト

二 遠方ヨリ認識シ得ヘキ固著ノ特殊徽章ヲ有スルコト

三

公然兵器ヲ携帯スルコト

四 其ノ動作ニ付戦争ノ法規價例ヲ遵守スルコト

ト

民兵又ハ義勇兵團ヲ以テ軍ノ全部又ハ一部ヲ組織スル團ニ在リテハ之ヲ「軍」ノ名稱中ニ包含ス

第二條

占領セラレサル地方ノ人民ニシテ敵ノ接近スルニ當リ第一條ニ依リテ編成ヲ爲スノ追ナク侵入軍隊

裏面白紙

E-130  
ム ニ抗敵スル爲自ラ兵器ヲ操ル者カ公然兵器ヲ携帯シ  
且戰爭ノ法規慣例ヲ遵守スルトキハ之ヲ交戦者ト認

第三條

交戦當事者ノ兵力ハ戦闘員及非戦闘員ヲ以テ之  
ヲ編成スルコトヲ得 敵ニ捕ハレタル場合ニ於テハ  
二者均シク俘虜ノ取扱ヲ受クルノ權利ヲ有ス

第二章 俘虜

第四條

俘虜ハ敵ノ政府ノ権内ニ屬シ之ヲ捕ヘタル個人  
又ハ部隊ノ権内ニ屬スルコトナシ

俘虜ハ人道ヲ以テ取扱ハルヘシ

俘虜ノ一身ニ屬スルモノハ兵器、馬匹及軍用書  
類ヲ除クノ外依然其ノ所有タルヘシ

第五條

俘虜ハ一定ノ地域外ニ出テサル義務ヲ負ハシメ  
テ之ヲ都市、城寨、陣營其ノ他ノ場所ニ留置スルコ  
トヲ得但シ己ムヲ得サル保安手段トシテ且該手段ヲ  
必要トスル事情ノ繼續中ニ限之ヲ幽閉スルコトヲ得

第六條

國家ハ將校ヲ除クノ外俘虜ヲ其ノ階級及技能ニ  
應シ勞務者トシテ使役スルコトヲ得其ノ勞務ハ過度  
ナルヘカラス又一切作戦動作ニ關係ヲ有スヘカラス



E-131

「俘虜ハ公務所、私人又ハ自己ノ爲ニ勞務スルコトヲ許可セラルルコトアルヘシ  
 「國家ノ爲ニスル勞務ニ付テハ同一勞務ニ使役スル内國陸軍軍人ニ適用スル現行定率ニヨリ支拂ヲ爲スヘシ右定率ナキトキハ其ノ勞務ニ對スル割合ヲ以テ支拂フヘシ  
 「公務所又ハ私人ノ爲ニスル勞務ニ關シテハ陸軍官憲ト協議ノ上條件ヲ定ムヘシ  
 「俘虜ノ勞務ハ其ノ境遇ノ艱苦ヲ輕減スルノ用ニ供シ剩餘ハ解放ノ時給養ノ費用ヲ控除シテ之ヲ俘虜ニ交付スヘシ

第七條

「政府ハ其ノ權内ニ在ル俘虜ヲ給養スヘキ義務ヲ有ス

「交戦者間ニ特別ノ協定ナキ場合ニ於テハ俘虜ハ糧食、寢具及被服ニ關シ之ヲ捕ヘタル政府ノ軍隊ト對等ノ取扱ヲ受クヘシ

第八條

「俘虜ハ之ヲ其ノ權内ニ屬セシメタル國ノ陸軍現行法律、規則及命令ニ服従スヘキモノトス總テ不從順ノ行爲アルトキハ俘虜ニ對シ必要ナル嚴重手段ヲ施スコトヲ得

E-132

「逃走シタル俘虜ニシテ其ノ軍ニ達スル前又ハ之ヲ捕ヘタル軍ノ占領シタル地域ヲ離ルルニ先チ再ヒ捕ヘラレタル者ハ懲罰ニ付セラルヘシ  
 「俘虜逃走ヲ遂ケタル後再ヒ俘虜ト爲リタル者ハ

前ノ逃走ニ對シテハ何等ノ罰ヲ受クルコトナシ

第九條

俘虜其ノ氏名及階級ニ付訊問ヲ受ケタルトキハ實ヲ以テ答フヘキモノトス若此ノ規定ニ背クトキハ同種ノ俘虜ニ與ヘラルヘキ利益ヲ減殺セララルコトアルヘシ

第十條

俘虜ハ其ノ本國ノ法律カ之ヲ許ストキハ宣誓ノ後解放セララルコトアルヘシ此ノ場合ニ於テハ本國政府及之ヲ捕ヘタル政府ニ對シ一身ノ名譽ヲ賤シテ其ノ誓約ヲ嚴密ニ履行スルノ義務ヲ有ス

前項ノ場合ニ於テ俘虜ノ本國政府ハ之ニ對シ其ノ宣誓ニ違反スル勸誘ヲ命シ又ハ之ニ服セムトノ申出ヲ受諾スヘカラサルモノトス

第十一條

俘虜ハ宣誓解放ノ受諾ヲ強制セララルコトナク又敵ノ政府ハ宣誓解放ヲ求ムル俘虜ノ請願ニ應スルノ義務ナシ

第十二條

宣誓解放ヲ受ケタル俘虜ニシテ其ノ名譽ヲ賤シテ誓約ヲ爲シタル政府又ハ其ノ政府ノ同盟國ニ對シテ兵器ヲ操リ再ヒ捕ヘラレタル者ハ俘虜ノ取扱ヲ受クルノ權利ヲ失フヘク且裁判ニ付セララルコトアルヘシ

E-133

## 第十三條

新聞ノ通信員及探訪者竝酒保用達人等ノ如キ直接ニ軍ノ一部ヲ爲ササル從軍者ニシテ敵ノ權内ニ陥リ敵ニ於テ之ヲ抑留スルヲ有益ナリト認メタル者ハ其ノ所屬陸軍官憲ノ證明書ヲ携帯スル場合ニ限り俘虜ノ取扱ヲ受クルノ權利ヲ有ス

## 第十四條

各交戦國ハ戦争開始ノ時ヨリ又中立國ハ交戦者ヲ其ノ領土ニ收容シタル時ヨリ俘虜情報局ヲ設置ス情報局ハ俘虜ニ關スル一切ノ問合ニ答フルノ任務ヲ有シ俘虜ノ留置、移動、宣誓解放、交換、逃走、入院、死亡ニ關スル事項其ノ他各俘虜ニ關シ銘銘票ヲ作成補修スル爲ニ必要ナル通報ヲ各當該官憲ヨリ受クルモノトス情報局ハ該票ニ番號、氏名、年齢、本籍地、階級、所屬部隊、負傷並捕獲、留置、負傷及死亡ノ日附及場所其ノ他一切ノ備考事項ヲ記載スヘシ銘銘票ハ平和克復ノ後之ヲ他方交戦國ノ政府ニ交付スヘシ

E-134

情報局ハ又宣誓解放セラレ交換セラレ逃走シ又ハ病院若ハ繙帶所ニ於テ死亡シタル俘虜ノ遺留シ竝戰場ニ於テ發見セラレタル一切ノ自用品、有價物、信書等ヲ收集シテ之ヲ其ノ關係者ニ傳送スルノ任務ヲ有ス

## 第十五條

慈善行爲ノ媒介者タル目的ヲ以テ自國ノ法律ニ從ヒ正式ニ組織セラレタル俘虜救恤協會ハ其ノ人道

的專業ヲ有效ニ遂行スル爲軍事上ノ必要及行政上ノ規則ニ依リテ定メラレタル範圍内ニ於テ交戦者ヨリ自  
己及其ノ正當ノ委任アル代表者ノ爲ニ一切ノ便宜ヲ  
受クヘシ右協會ノ代表者ハ各自陸軍官憲ヨリ免許狀  
ノ交付ヲ受ケ且該官憲ノ定メタル秩序及風紀ニ關ス  
ル一切ノ規律ニ服従スヘキ旨書面ヲ以テ約シタル上  
俘虜收容所及送還俘虜ノ途中休泊所ニ於テ救恤品ヲ  
分與スルコトヲ許サルヘシ

## 第十六條

情報局ハ郵便料金ノ免除ヲ享ク俘虜ニ宛テ又ハ  
其ノ發シタル信書、郵便爲替、有價物件及小包郵便  
物ハ差出國、名宛國及通過國ニ於テ一切ノ郵便料金  
ヲ免除セラルヘシ  
俘虜ニ宛テタル贈與品及救恤品ハ輸入税其ノ他  
ノ諸税及國有鐵道ノ運賃ヲ免除セラルヘシ

E-135

## 第十七條

俘虜將校ハ其ノ抑留セラルル國ノ同一階級ノ將  
校カ受クルト同額ノ俸給ヲ受クヘシ右俸給ハ其ノ本  
國政府ヨリ償還セラルヘシ

## 第十八條

俘虜ハ陸軍官憲ノ定メタル秩序及風紀ニ關スル  
規律ニ服従スヘキコトヲ唯一ノ條件トシテ其ノ宗教  
ノ遵行ニ付一切ノ自由ヲ與ヘラレ其ノ宗教上ノ禮拜  
式ニ參列スルコトヲ得



第十九條

俘虜ノ遺言ハ内國陸軍軍人ト同一ノ條件ヲ以テ之ヲ領置シ又ハ作成ス

俘虜ノ死亡ノ證明ニ關スル書類及埋葬ニ關シテモ亦同一ノ規則ニ遵ヒ其ノ階級及身分ニ相當スル取扱ヲ爲スヘシ

第二十條

平和克復ノ後ハ成ルヘク速ニ俘虜ヲ其ノ本國ニ歸還セシムヘシ

第三章 病者及傷者

第二十一條

病者及傷者ノ取扱ニ關スル交戦者ノ義務ハ「ジエネーヴ」條約ニ依ル

第二款 戰 闘

第一章 害敵手段、攻圍及砲撃

第二十二條

交戦者ハ害敵手段ノ選擇ニ付無制限ノ權利ヲ有スルモノニ非ス

第二十三條

特別ノ條約ヲ以テ定メタル禁止ノ外特ニ禁止スルモノ左ノ如シ

E-136

- (a) 毒又は毒ヲ施シタル兵器ヲ使用スルコト
  - (b) 敵國又は敵軍ニ屬スル者ヲ背信ノ行爲ヲ以テ殺傷スルコト
  - (c) 兵器ヲ捨テ又は自衛ノ手段盡キテ降ヲ乞ヘル敵ヲ殺傷スルコト
  - (d) 助命セサルコトヲ宣言スルコト
  - (e) 不必要ノ苦痛ヲ與フヘキ兵器、投射物其ノ他ノ物質ヲ使用スルコト
  - (f) 軍使旗、國旗其ノ他ノ軍用ノ標章、敵ノ制服又ハ「ジュネーヴ」條約ノ特殊徽章ヲ被ニ使用スルコト
  - (g) 戦争ノ必要上萬己ヲ得サル場合ヲ除クノ外敵ノ財産ヲ破壊シ又ハ押收スルコト
  - (h) 對手當軍國國民ノ權利及訴權ノ消滅、停止又ハ談判上不受理ヲ宣言スルコト
- 「交戦者ハ又對手當軍國ノ國民ヲ強制シテ其ノ本國ニ對スル作戦動作ニ加ラシムルコトヲ得ス戦争開始前其ノ役務ニ服シタル場合ト雖亦同シ

E-137

「奇計並偵情及地形探知ノ爲必要ナル手段ノ行使ハ道法ト認ム

「第二十四條

「第二十五條

「防守セサル都市、村落、住宅又ハ建物ハ如何ナル手段ニ依ルモ之ヲ攻撃又ハ砲撃スルコトヲ得ス

「第二十六條

裏面白紙

「攻撃軍隊ノ指揮官ハ強襲ノ場合ヲ除クノ外砲撃ヲ始ムルニ先チ其ノ旨官意ニ通告スル爲施シ得ヘキ一切ノ手段ヲ盡スヘキモノトス

第二十七條

「攻圍及砲撃ヲ爲スニ當リテハ宗教、技藝、學術及慈善ノ用ニ供セラルル建物、歴史上ノ紀念建造物、病院並病者及傷者ノ收容所ハ同時ニ軍事上ノ目的ニ使用セラレザル限り之ヲシテ成ルヘク損害ヲ免レシムル爲必要ナル一切ノ手段ヲ執ルヘキモノトス  
「被圍者ハ看易キ特別ノ徽章ヲ以テ右建物又ハ收容所ヲ表示スルノ義務ヲ負フ右徽章ハ豫メ之ヲ攻圍者ニ通告スヘシ

第二十八條

「都市其ノ他ノ地域ハ突圍ヲ以テ攻取シタル場合ト雖之ヲ掠奪ニ委スルコトヲ得ス

第二章 間諜

第二十九條

「交戦者ノ作戦地帯内ニ於テ對手交戦者ニ通報スルノ意思ヲ以テ秘密ニ又ハ虚偽ノ口實ノ下ニ行動シテ情報ヲ蒐集シ又ハ蒐集セムトスル者ニ非サレハ之ヲ間諜ト認ムルコトヲ得ス

「故ニ裝裝セサル軍人ニシテ情報ヲ蒐集セムカ爲敵軍ノ作戦地帯内ニ進入シタル者ハ之ヲ間諜ト認メテ又軍人タルト否トヲ問ハス自國軍又ハ敵軍ニ宛テ

B-138

タル通信ヲ傳達スルノ任務ヲ公然執行スル者モ亦之ヲ同謀ト認メス通信ヲ傳達スル爲及總テ軍又ハ地方ノ各部門ノ聯絡ヲ通スル爲輕氣球ニテ派遣セラレタルモノ亦同シ

第三十條

現行中捕ヘラレタル間諜ハ裁判ヲ經ルニ非サレハ之ヲ罰スルコトヲ得ス

第三十一條

一旦所屬軍ニ復歸シタル後ニ至リ敵ノ爲ニ捕ヘラレタル間諜ハ俘虜トシテ取扱ハルヘク前ノ間諜行爲ニ對シテハ何等ノ責ヲ負フコトナシ

第三章 軍使

E-139

第三十二條

交戦者ノ一方ノ命ヲ帯ヒ他ノ一方ト交渉スル爲自旗ヲ掲ケテ來ル者ハ之ヲ軍使トス軍使竝之ニ隨從スル喇叭手、鼓手、旗手及通譯ハ不可侵禮ヲ有ス

第三十三條

軍使ヲ差向ケラレタル部隊長ハ必シモ之ヲ受クルノ義務ナキモノトス  
部隊長ハ軍使カ軍情ヲ探知スル爲其ノ使命ヲ利用スルヲ防クニ必要ナル一切ノ手段ヲ執ルコトヲ得  
濫用アリタル場合ニ於テハ部隊長ハ一時軍使ヲ抑留スルコトヲ得



裏面白紙

第三十四條

軍使カ背信ノ行爲ヲ教唆シ又ハ自ラ之ヲ行フ爲  
其ノ特權アル地位ヲ利用シタルノ證據明確ナルトキ  
ハ其ノ不可侵權ヲ失フ

第四章 降伏規約

第三十五條

締約當事者間ニ協定セラルル降伏規約ニハ軍人  
ノ名譽ニ關スル例規ヲ參酌スヘキモノトス  
降伏規約一旦確定シタル上ハ當事者雙方ニ於テ  
嚴密ニ之ヲ遵守スヘキモノトス

E-140

第五章 休戦

第三十六條

休戦ハ交戦當事者ノ合意ヲ以テ作戦動作ヲ停止  
ス若其ノ期間ノ定ナキトキハ交戦當事者ハ何時ニテ  
モ再ヒ動作ヲ開始スルコトヲ得但シ休戦ノ條件ニ違  
依シ所定ノ時期ニ於テ其ノ旨敵ニ通告スヘキモノト  
ス

第三十七條

休戦ハ全般的又ハ部分的タルコトヲ得全般的休  
戦ハ普ク交戦國ノ作戦動作ヲ停止シ部分的休戦ハ單  
ニ特定ノ地域ニ於テ交戦軍ノ或部分間ニ之ヲ停止ス  
ルモノトス

第三十八條  
「休戦ハ正式ニ且適當ノ時期ニ於テ之ヲ當該官意  
及軍隊ニ通告スヘシ通告ノ後直ニ又ハ所定ノ時期ニ  
至リ戦闘ヲ停止ス

第三十九條  
「戦地ニ於ケル交戦者ト人民トノ間及人民相互間  
ノ關係ヲ休戦規約ノ條項中ニ規定スルコトハ當事者  
ニ一任スルモノトス

第四十條  
「當事者ノ一方ニ於テ休戦規約ノ重大ナル違反ア  
リタルトキハ他ノ一方ハ規約廢棄ノ權利ヲ有スルノ  
ミナラス緊急ノ場合ニ於テハ直ニ戦闘ヲ開始スルコ  
トヲ得

E-141

第四十一條  
「個人カ自己ノ發意ヲ以テ休戦規約ノ條項ニ違反  
シタルトキハ唯其ノ違反者ノ處罰ヲ要求シ且損害ア  
リタル場合ニ賠償ヲ要求スルノ權利ヲ生スルニ止ル  
ヘシ

第三款 敵國ノ領土ニ於ケル軍ノ權力

第四十二條  
「一地方ニシテ事實上敵軍ノ權力内ニ歸シタルト  
キハ占領セラレタルモノトス

裏面白紙

「占領ハ右權力ヲ樹立シタル且之ヲ行使シ得ル地  
域ヲ以テ限トス

「第四十三條

「國ノ權力カ事實上占領者ノ手ニ移リタル上ハ占  
領者ハ絶對的ノ支障ナキ限占領地ノ現行法律ヲ尊重  
シテ成ルヘク公共ノ秩序及生活ヲ回復確保スル爲施  
シ得ヘキ一切ノ手段ヲ盡スヘシ

「第四十四條

「交戦者ハ占領地ノ人民ヲ強制シテ他方ノ交戦者  
ノ軍又ハ其ノ防禦手段ニ付情報ヲ供與セシムルコト  
ヲ得ス

「第四十五條

「占領地ノ人民ハ之ヲ強制シテ其ノ敵國ニ對シ忠  
誠ノ誓ヲ爲サシムルコトヲ得ス

E-142

「第四十六條

「家ノ名譽及權利、個人ノ生命、私有財産竝宗教  
ノ信仰及其ノ遵行ハ之ヲ尊重スヘシ

「私有財産ハ之ヲ沒收スルコトヲ得ス

「第四十七條

「掠奪ハ之ヲ嚴禁ス

「第四十八條

裏面白紙

占領者カ占領地ニ於テ圍ノ爲ニ定メラレタル租  
税、賦課金及通過税ヲ徵收スルトキハ成ルヘク現行  
ノ賦課規則ニ依リ之ヲ徵收スヘシ此ノ場合ニ於テハ  
占領者ハ國ノ政府カ支辨シタル程度ニ於テ占領地ノ  
行政費ヲ支辨スルノ義務アルモノトス

第四十九條

占領者カ占領地ニ於テ前條ニ掲ケタル税金以外  
ノ取立金ヲ命スルハ軍又ハ占領地行政上ノ需要ニ應  
スル爲ニスル場合ニ限ルモノトス

第五十條

人民ニ對シテハ違背ノ責アリト認ムヘカラザル  
個人ノ行爲ノ爲金錢上其ノ他ノ連坐罰ヲ科スルコト  
ヲ得ス

14-143

第五十一條

取立金ハ總テ總指揮官ノ命令書ニ依リ且其ノ責  
任ヲ以テスルニ非サレハ之ヲ徵收スルコトヲ得ス  
取立金ハ成ルヘク現行ノ租税賦課規則ニ依リ之  
ヲ徵收スヘシ  
一切ノ取立金ニ對シテハ納付者ニ領收證ヲ交付  
スヘシ

第五十二條

現品徵發及課役ハ占領軍ノ需要ノ爲ニスルニ非  
サレハ市區町村又ハ住民ニ對シテ之ヲ要求スルコト  
ヲ得ス徵發及課役ハ地方ノ資力ニ相應シ且人民ヲシ



テ其ノ本國ニ對スル作戰動作ニ加ルノ義務ヲ負ハシ  
メサル性質ノモノタルコトヲ要ス

右徵發及課役ハ占領地方ニ於ケル指揮官ノ許可  
ヲ得ルニ非サレハ之ヲ要求スルコトヲ得ス

現品ノ供給ニ對シテハ成ルヘク即金ニテ支拂ヒ  
然ラサレハ領收證ヲ以テ之ヲ證明スヘク且成ルヘク  
速ニ之ニ對スル金額ノ支拂ヲ履行スヘキモノトス

第五十三條

一地方ヲ占領シタル軍ハ國ノ所有ニ屬スル現金、  
基金及有價證券、貯藏兵器、輸送材料、在庫品及糧  
秣其ノ他總テ作戰動作ニ供スルコトヲ得ヘキ國有動  
産ノ外之ヲ押收スルコトヲ得ス

E-144

海上法ニ依リ支配セラルル場合ヲ除クノ外陸上、  
海上及空中ニ於テ報道ノ傳送又ハ人若ハ物ノ輸送ノ  
用ニ供セラルル一切ノ機關、貯藏兵器其ノ他各種ノ  
軍需品ハ私人ニ屬スルモノト雖之ヲ押收スルコトヲ  
得但シ平和克復ニ至リ之ヲ還付シ且之カ賠償ヲ決定  
スヘキモノトス

第五十四條

占領地ト中立地トヲ連結スル海底電線ハ絶對的  
ノ必要アル場合ニ非サレハ之ヲ押收シ又ハ破壊スル  
コトヲ得ス右電線ハ平和克復ニ至リ之ヲ還付シ且之  
カ賠償ヲ決定スヘキモノトス

第五十五條

占領國ハ敵國ニ屬シ且占領地ニ在ル公共建物、

不動産、森林及農場ニ付テハ其ノ管理者及用益権者  
タルニ過キサルモノナリト考慮シ右財産ノ基本ヲ保  
護シ且用益権ノ法則ニ依リテ之ヲ管理スヘシ

第五十六條

市區町村ノ財産並國ニ屬スルモノト雖宗教、慈  
善、教育、技藝及學術ノ用ニ供セラルル建設物ハ私  
有財産ト同様ニ之ヲ取扱フヘシ

右ノ如キ建設物、歴史上ノ紀念建造物、技藝及  
學術上ノ製作品ヲ故意ニ押收、破壊又ハ毀損スルコ  
トハ總テ禁セラレ且訴追セラルヘキモノトス

極東國際軍事裁判所判決

附屬書 B 一 二〇

俘虜ノ待遇ニ關スル條約

(一九二九年七月二十七日「ジュネーヴ」ニテ署名)

「ドイツ」國大統領、「アメリカ」合衆國大統領、「オーストリア」共和國聯邦大統領、「ベルギー」國皇帝陛下、「ボリヴィア」共和國大統領、「ブラジル」合衆共和國大統領、「グレイト・ブリテン」・「アイルランド」及「イギリス」海外領土皇帝「インド」皇帝陛下、「ブルガリア」國皇帝陛下、「チリ」共和國大統領、中華民國主席、「コロンビア」共和國大統領、「キューバ」共和國大統領、「デンマーク」國及「アイスランド」國皇帝陛下、「ドミニカ」共和國大統領、「エジプト」國皇帝陛下、「スペイン」國皇帝陛下、「エストニア」共和國大統領、「フィンランド」共和國大統領、「フランス」共和國大統領、「ギリシャ」共和國大統領、「ハンガリー」國攝政殿下、「イタリア」國皇帝陛下、「日本國皇帝陛下」、「ラトヴィア」共和國大統領、「ルクセンブルグ」國大公殿下、「メキシコ」合衆國大統領、「ニカラグア」共和國大統領、「ノルウェー」國皇帝陛下、「オランダ」國皇帝陛下、「ベルシャ」國皇帝陛下、「ポーランド」共和國大統領、「ポルトガル」共和國大統領、「ルーマニア」國皇

E-146

裏面白紙

帝陛下、「セルブ・クロアイト・スロヴェニア」國  
皇帝陛下、「シヤム」國皇帝陛下、「スエーデン」  
國皇帝陛下、「スイス」聯邦政府、「チエツコスロ  
ヴァキア」共和國大統領、「トルコ」共和國大統領、  
「ウルグアイ」共和國大統領、(及び)「ヴェネズ  
エラ」合衆共和國大統領ハ

「戦争ナル極端ノ場合ニ於テ能フ限り其ノ避クベ  
カラザル惨害ヲ輕減シ且俘虜ノ状態ヲ緩和スルコト  
ハ一切ノ國ノ義務タルコトヲ認メ

「ヘーグ」ノ國際條約殊ニ戰爭法規及慣例ニ關  
スル條約竝ニ之ニ附屬スル規則ヲ作成シタル原則ヲ  
擴張センコトヲ欲シ

「之ガ爲條約ヲ締結スルコトニ決シ左ノ如ク各其  
ノ全權委員ヲ任命セリ」

(全權委員名簿之に續く)

「因テ各全權委員ハ互ニ其ノ全權委任狀ヲ示シ之  
ガ良好妥當ナルコトヲ認メタル後左ノ如ク協定セリ

「第一編 總 則

「第一條 本條約ハ第七編ノ規定ヲ害スルコトナ  
ク左ノ者ニ適用セラルベシ

「(一) 陸戰ノ法規慣例ニ關スル一九〇七年十月十

八日ノ「ヘーグ」條約附屬規則第一條、第二條及第

三條ニ掲グル一切ノ者ニシテ敵ニ捕ヘラレタ  
ル者

「(二) 交戰當事者ノ軍ニ屬シ海戰又ハ空戰中ニ於

E-147



テ敵ニ捕ヘラレタル一切ノ者但シ捕獲ノ状況ガ本條約ノ適用ヲ不可能ナラシムル場合ハ此ノ限ニ在ラズ然レドモ右ノ除外ハ本條約ノ基本的原則ヲ害スルコトヲ得ズ捕ヘラレタル者ガ俘虜收容所ニ達シタルトキハ直ニ右ノ除外ハ消滅スベシ

「第二條 俘虜ハ敵國ノ權内ニ屬シ之ヲ捕ヘタル個人又ハ部隊ノ權内ニ屬スルコトナシ

「俘虜ハ常ニ博愛ノ心ヲ以テ取扱ハルベク且暴行、侮辱及公衆ノ好奇心ニ對シテ特ニ保護セララルベシ  
「俘虜ニ對スル報復手段ハ禁止ス

「第三條 俘虜ハ其ノ人格及名譽ヲ尊重セララルベキ權利ヲ有ス婦人ハ女性ニ對スル一切ノ斟酌ヲ以テ待遇セララルベシ  
「俘虜ハ其ノ私權ノ完全ナル享有能力ヲ保持ス

E-148  
「第四條 俘虜捕獲國ハ俘虜ヲ給與スルノ義務ヲ負フ  
「俘虜ノ待遇ノ差別ハ其ノ待遇ヲ受クル者ノ軍事的階級、肉體的又ハ精神的健康狀態、職業的技能又ハ性ノ區別ニ基クニ非ザレバ不法トス

「第二編 捕 獲

「第五條 俘虜ハ其ノ氏名及階級又ハ登録番號ニ付訊問ヲ受ケタルトキハ實ヲ以テ答フベキモノトス  
「若右ノ規定ニ背クトキハ同種ノ俘虜ニ與ヘラル

ル利益ヲ制限セラルルコトアルベシ

「俘虜ノ所屬軍又ハ其ノ國ノ狀況ニ關スル情報ヲ獲得スル爲俘虜ニ何等ノ拘束モ加ヘラルルコトナカルベシ回答ヲ拒絶スル俘虜ハ脅迫、侮辱ヲ受クルコトナカルベク又如何ナル性質タルヲ問ハズ不愉快又ハ不利益ヲ被ラシメラルルコトナカルベシ

「俘虜ニシテ肉體的又ハ精神的理由ニ依リ其ノ身分ヲ示スコト能ハザル者ハ衛生部ニ委託セラルベシ

「第六條 個人用ノ衣類及物品（武器、馬匹、軍用器具及軍用書類ヲ除ク）竝ニ金屬兜及瓦斯豫防「マスク」ハ俘虜ノ保有タルベシ

「俘虜ノ所持スル金錢ハ將校ノ命ニ依リ且金額ヲ檢證シタル後ニ非ザレバ取上グルコトヲ得ザルベシ取上ゲタル金額ニ付テハ受取證ヲ交付スベシ右金錢ハ各俘虜ノ勲定ニ記入セラルベシ

「身分證明書、階級ノ徽章、勲章及貴重品ハ俘虜ヨリ取上グルコトヲ得ザルベシ

E-149

第三編 拘 束

第一款 俘虜ノ後送

「第七條 俘虜ハ危險圏外ニ置カラル爲捕獲後成ルベク速ニ戰鬪區域ヨリ充分遠ザカリタル地域ニ在ル收容所ニ後送セラルベシ

「俘虜ニシテ負傷又ハ病氣ノ爲後送スルコトガ現地ニ留ルヨリモ一層危險ナル者ニ限り一時危險區域ニ留置セラルルコトヲ得ベシ

「俘虜ハ戰鬪區域ヨリ後送セラルル前無益ニ危險

ニ曝サルルコトナカルベシ

「徒歩ニ依ル俘虜ノ後送ハ通常一日二十キロノ  
トルノ旅程ヲ以テ爲スベキモノトス但シ水及食料ノ  
貯蔵所ニ到達スル必要上一層長キ旅程ヲ必要トスル  
場合ハ此ノ限ニ在ラズ

「第八條 交戦者ハ第七十七條ニ規定スル俘虜情  
報局ヲ通ジ成ルベク速ニ一切ノ俘虜ノ捕獲ヲ相互的  
ニ通告スルノ義務ヲ有ス交戦國ハ又俘虜ニ宛テタル  
家族ノ通信ノ到達スベキ公ノ宛名ヲ相互的ニ通告ス  
ルノ義務ヲ有ス

「一切ノ俘虜ハ成ルベク速ニ第三十六條及以下ニ  
規定スル條件ノ下ニ自ラ家族ト通信スルコトヲ得セ  
シメラルベシ

「海洋ニ於テ捕ヘラレタル俘虜ニ關シテハ本條ノ  
規定ハ港ニ到着後成ルベク速ニ適用セララルベシ

E-150

「第二款 俘虜收容所

「第九條 俘虜ハ一定ノ地域外ニ出デザル義務ヲ  
負ハシメテ之ヲ都市、城塞其ノ他ノ場所ニ留置スル  
コトヲ得ベシ俘虜ハ又垣ヲ繞ラセル營内ニ留置スル  
コトヲ得ベシ幽閉又ハ禁足ハ已ムヲ得ザル保安又ハ  
衛生上ノ手段トシテ且該手段ヲ必要トスル事情ノ繼  
續中ニ限り之ヲ爲スコトヲ得ベシ

「不健康地ニ於テ又ハ氣候溫和ナル土地ヨリ來レ  
ル者ニ對シ有害ナル氣候ノ地ニ於テ捕ヘラレタル俘  
虜ハ成ルベク速ニ一層良好ナル氣候ノ地ニ移サルベ  
シ

「交戦者ハ同一收容所内ニ異人種又ハ異國籍ノ俘虜ヲ收容スルコトヲ出來得ル限り避クベシ  
 「俘虜ハ如何ナル時タルヲ問ハズ戰鬪區域ノ戦火ニ曝サルベキ地域ニ移送サルルコトナク又其ノ所在ニ依リ或地點又ハ或地域ヲ砲撃ヨリ避ケシムル爲ニ利用セラルルコトナカルベシ

「第一章 俘虜收容所ノ設備

「第十條 俘虜ハ衛生及保健ニ付出來得ル限りノ保障アル建物又ハ假建物内ニ宿泊セシメラルベシ  
 「該宿泊所ハ全然濕氣ヲ避ケ、必要ノ程度ニ保温且照明セラルベシ火災ノ危險ニ對シテハ一切ノ豫防法講ゼラルベシ  
 「寢室（總面積、最少氣容、寢具ノ設備及材料）ニ關シテハ捕獲國ノ基地部隊ニ對スルト同一條件タルベシ

E--151

「第二章 俘虜ノ食糧及被服

「第十一條 俘虜ノ定糧ハ其ノ量及質ニ於テ基地部隊ノモノト同一タルベシ  
 「右ノ外俘虜ハ其ノ處分シ得ル食糧補品ヲ自ラ調理スル手段ヲ供セラルベシ  
 「飲料水ハ充分ニ供給セラルベシ喫煙ハ許サルベシ俘虜ハ炊事場ニ使役セラルルコトヲ得ベシ  
 「食糧ニ關スル一切ノ團體的懲罰手段ハ之ヲ禁止ス



第十二條 被服、下着及靴ハ捕獲國ニ依リ俘虜ニ支給セラルベシ此等用品ノ交換及修理ハ規則的ニ爲サルベシ右ノ外労働者ハ労働ノ性質上必要ナル場合ハ何處ニ於テモ労働服ヲ支給セラルベシ

第十三條 各收容所内ニハ酒保ヲ設ケ俘虜ヲシテ地方的市價ヲ支拂ヒテ食料品及日用品ヲ購買シ得セシムベシ

第十四條 酒保ニ依リ收容所管理部ノ收ムル利益ハ俘虜ノ爲ニ利用セラルベシ

E--152

第三章 俘虜收容所ノ衛生

第十三條 交戦者ハ收容所ノ清潔及衛生ヲ確保シ且傳染病豫防ノ爲必要ナル一切ノ衛生的措置ヲ執ル義務アルベシ

第十四條 俘虜ハ生理的法則ニ適ヒ且常ニ清潔ニ保持セラレタル設備ヲ日夜供セラルベシ

第十五條 右ノ外收容所ガ出來得ル限り設備スベキ浴場及抽水浴場ノ外ニ俘虜ハ身體ノ清潔ヲ保ツ爲充分ナル水ヲ供給セラルベシ

第十六條 俘虜ハ運動ヲ爲シ及外氣ニ當ル機會ヲ與ヘラルベシ

第十七條 各收容所ハ醫務室ヲ備ヘ俘虜ガ其ノ必要トスルコトアルベキ有ラユル性質ノ手當ヲ受クルコトヲ得ベシ必要ニ應ジ隔離室ハ傳染病患者ノ用ニ供セラルベシ

第十八條 治療ノ費用（補缺用假裝置ノ費用ヲ含ム）ハ捕

獲國ノ負擔タルベシ

「交戦者ハ要求アリタルトキハ治療ヲ受ケタル一切ノ俘虜ニ對シ其ノ病氣ノ性質及期間竝ニ受ケタル手當ヲ示ス公ノ證明書ヲ交付スルノ義務アルベシ

「交戦者ハ特別協定ニ依リ醫師及看護人ヲ收容所内ニ留メ置キ之ト同國籍ノ俘虜ヲ介抱セシムルノ權利ヲ相互的ニ有スルコトヲ得ベシ

「俘虜ニシテ重病ニ罹リタル者又ハ其ノ病狀ガ重大ナル外科手術ヲ必要トスル者ハ捕護國ノ費用ヲ以テ此等俘虜ヲ治療スルコトヲ得ベキ一切ノ軍用又ハ民間ノ病院ニ收容セララルベシ

E-153

「第十五條 俘虜ノ醫學的検査ハ少クモ月ニ一回爲サルベシ該検査ハ一般ノ健康狀態及清潔狀態ノ監督竝ニ傳染病特ニ結核及花柳病疾患ノ檢出ヲ目的トス

#### 「第四章 俘虜ノ智的及道德的要望

「第十六條 俘虜ハ軍事官憲ノ定ムル秩序及取締ニ關スル規定ニ服スルコトヲ唯一ノ條件トシテ其ノ宗教ノ遵行ニ付一切ノ自由ヲ與ヘラレ其ノ宗派ノ禮拜式ニ參列スルコトヲ得ベシ

「俘虜ニシテ或宗派ノ司教タル者ハ該宗派ノ名稱如何ニ拘ラズ自由ニ同宗派ニ屬スル者ノ間ニ宗教ヲ司ルコトヲ許サルベシ

「第十七條 交戦者ハ出來得ル限り俘虜ノ計畫スル智的及體育的娛樂ヲ獎勵スベシ

裏面白紙

第五章 俘虜收容所内ノ規律

第十八條 各俘虜收容所ハ責任アル將校ノ管下ニ置カルベシ

俘虜ハ自國軍内ニ於テ自國人ニ關シ現ニ行ハルル規則ニ依リ定メラレタル禮式ノ外捕獲國ノ一切ノ將校ニ對シテ敬禮スル義務アルモノトス

俘虜タル將校ハ捕獲國ノ上級又ハ同階級ノ將校ニ對シテノミ敬禮スル義務アルモノトス

第十九條 階級ノ徽章及勳章ノ佩用ハ許サルベシ

第二十條 一切ノ規則、命令、通告及公告ハ俘虜ノ了解スル國語ヲ以テ通知セラルベシ訊問ニ關シテモ同様ノ主義採用セラルベシ

第六章 將校及之ニ準ズル者ニ關スル特別規定

第二十一條 戰爭開始後直ニ交戦者ハ相當階級ノ將校及之ニ準ズル者ノ間ニ於ケル待遇ノ平等ヲ確保スル爲ニ各自國軍内ニ於テ使用セラルル稱號及階級ヲ相互的ニ通知スルノ義務ヲ有スベシ

俘虜タル將校及之ニ準ズル者ハ其ノ階級及年齢ニ相當スル敬意ヲ以テ待遇セラルベシ

第二十二條 將校收容所ノ用務ヲ辨ゼシムル爲

E-155

將校ト同一軍ニ屬スル兵卒タル俘虜ニシテ且出來得ル限リ同國語ヲ話ス者ヲ該將校收容所ニ派遣スベシ右兵卒ノ數ハ將校及之ニ準ズル者ノ階級ヲ考慮シ充分ナル數タルベシ

「該將校及之ニ準ズル者ハ捕獲國ニ依リ支拂ハル俸給ヲ以テ其ノ食糧及被服ヲ求ムベシ將校自身ニ依ル日用品ノ管理ハ詰般ノ便宜ヲ與ヘラルベシ

「第七章 俘虜ノ金銀收入

「第二十三條 交戰國間ノ特別協定特ニ第二十四條ニ規定スル協定ヲ留保シ俘虜タル將校及之ニ準ズル者ハ捕獲國ヨリ該國軍ノ相當階級ノ將校ト同一ノ俸給ヲ受クベシ但シ該俸給ハ俘虜ガ其ノ勤務シタル國ノ軍ニ於テ受クル權利ヲ有スル俸給ヲ超過スルコトヲ得ズ右俸給ハ出來得レバ月ニ一回全額ヲ支拂ハルベク且捕獲國ノ負擔ト爲ルベキ支出ガ俘虜ノ利益ノ爲ナリシ場合ト雖モ該支出ノ爲何等減額ヲ爲スコトヲ得ズ

「交戰者ハ右ノ支拂ニ適用セラルベキ爲替相場ヲ協定スベシ此ノ種ノ協定ナキトキハ戰爭開始ノ際ニ於ケル相場適用セラルベシ

「俸給トシテ俘虜ニ爲サレタル一切ノ支拂ハ俘虜ノ服役シタル國ニ依リ戰爭終了後返済セラルベシ

E-156

「第二十四條 交戰者ハ戰爭開始後直ニ各種ノ階級及役種ノ俘虜ガ所持スルコトヲ許サルベキ現金ノ最高限額ヲ協定スベシ俘虜ヨリ取上グラレ又ハ留保セラレタル超過額ハ俘虜ニ依リ爲サレタル預金ト同



裏面白紙

後俘虜ノ勘定ニ記入セラルベク且其ノ同意ナクシテ  
他ノ種ノ貨幣ニ換ヘラルコトナカルベシ

「俘虜ノ勘定ノ貸方額ハ拘束ノ終了ニ際シ俘虜ニ  
支拂ハルベシ

「拘束期間中俘虜ハ右金額ノ全部又ハ一部ヲ其ノ  
本國ノ銀行又ハ個人ニ移送スルニ付便宜ヲ供與セラ  
ルベシ

「第八章 俘虜ノ移送

「第二十五條 作戰ノ進行上必要ナラザル限り傷  
病俘虜ハ旅行ニ依リ其ノ恢復ヲ妨ゲラルル虞アル間  
移送セラルルコトナカルベシ

「第二十六條 移送ノ場合ニハ俘虜ハ其ノ新ナル  
目的地ヲ公ニ豫告セラルベシ俘虜ハ其ノ個人用品、  
通信及自己宛小包ヲ携帯スルコトヲ許サルベシ

「舊收容所ニ宛テラレタル通信及小包ガ遅滞ナク  
俘虜ニ轉送セラルル爲有用ナル一切ノ措置執ラルベ  
シ

「移送セラレタル俘虜ノ勘定ニ屬スル預金ハ該俘  
虜ノ新居所ノ權限アル官憲ニ轉送セラルベシ  
「移送ニ依リ費サレタル費用ハ捕獲國ノ負擔タル  
ベシ

E-157

「第三款 俘虜ノ勞働

「第一章 總 則

「第二十七條 交戦者ハ將校及之ニ準ズル者ヲ除

キ健康ナル俘虜ヲ其ノ階級及才能ニ從ヒ労働者トシ  
テ使役スルコトヲ得ベシ

「尤モ將校又ハ之ニ準ズル者自己ニ適スル労働ヲ  
欲スルトキハ出來得ル限り之ヲ與フベシ

「俘虜タル下士ハ特ニ報酬的作業ヲ要求セザル限  
リ監督労働ニノミ服セシメラルベシ」(第二十七條  
の残余之に續く)

「第二章 労働ノ組織

「第二十八條 捕獲國ハ個人ノ爲ニ働ク俘虜ノ給  
養、手當、俸給及勞銀ノ支拂ニ關シ全責任ヲ負フベ  
シ

「第二十九條 俘虜ハ何人ト雖モ肉體的ニ不適當  
ナル労働ニ使役セララルコトナカルベシ

E-158

「第三十條 俘虜ノ一日ノ労働時間(往復時間ヲ  
含ム)ハ過度ナラザルベク且如何ナル場合ト雖モ該  
地方ニ於テ同一労働ニ從事スル民間労働者ノ爲認メ  
ラルル労働時間ヲ超過スルコトヲ得ザルベシ各俘虜  
ニ對シ毎週連續二十四時間成ルベク日曜日ニ休養ヲ  
與ヘラルベシ

「第三章 禁止労働

「第三十一條 俘虜ニ依リ爲サル労働ハ作戰行  
動ニ何等直接關係ナキモノタルベシ特ニ俘虜ヲ各種

裏面白紙

兵器彈藥ノ製造及運搬竝ニ戦闘部隊ニ宛テラレタル材料ノ運搬ニ使役スルコトヲ禁止ス（第三十一條の殘余之に續く）

「第三十二條 俘虜ヲ不健康又ハ危險ナル勞働ニ使役スベカラズ  
「懲罰ノ手段トシテ勞働條件ノ一切ノ加重ハ禁止セラル

「第四章 勞働分遣所

E-159

「第三十三條 勞働分遣所ノ制度ハ俘虜收容所ノ制度ト同一タルベシ特ニ其ノ衛生的條件、食糧、災害又ハ病氣ノ場合ノ手當、通信竝ニ小包ノ受領ニ關シテ然リトス  
「一切ノ勞働分遣所ハ俘虜收容所ニ屬スベシ該收容所ノ所長ハ勞働分遣所内ニ於ケル本條約ノ規定ノ助行ニ付責ニ任ズベシ」

（第三十四條之に續く）

「第四款 俘虜ト外部トノ連絡

「第三十五條 戰爭開始後直ニ交戦者ハ本款ノ規定ノ實施ニ關シ定ノラレタル措置ヲ公表スベシ

「第三十六條 各交戦者ハ各種類ノ俘虜ガ一月内ニ發送スルコトヲ許サルベキ信書及郵便葉書ノ數ヲ

定期ニ定メ之ヲ他ノ交戦者ニ通告スベシ該信書及葉書ハ郵便ニ依リ最短路ニ從ヒ送付セラルベシ懲罰的理由ヲ以テ此等郵便物ヲ延著セシメ又ハ抑留スルコトヲ得ザルベシ

「各俘虜ハ收容所到着後遅クモ一週間以内ニ及病氣ノ場合ニ同様ニ其ノ家族ニ宛テ捕獲及健康状態ヲ報知スル爲郵便葉書ヲ發送スルコトヲ許サルベシ該郵便葉書ハ成ルベク速ニ送付セラルベク且何等ノ方法ヲ以テスルヲ問ハズ遲滞セラルルコトナカルベシ」  
「通則トシテ俘虜ノ通信ハ其ノ母國語ヲ以テ書カ  
ルベシ交戦者ハ他國語ニ依ル通信ヲ許スコトヲ得ベシ

E-160

「第三十七條 俘虜ハ其ノ食用又ハ被服ニ供スル爲ノ食料品及其ノ他ノ物品ヲ含ム小包郵便物ヲ個人的ニ受領スルコトヲ許サルベシ小包ハ受取證ト引換ニ名宛人ニ交付セラルベシ

「第三十八條 直接又ハ第七十七條ニ規定スル情報局ヲ通ジテ俘虜ニ宛テラレ又ハ其ノ發シタル信書、金錢又ハ有價物ノ送付及小包郵便物ハ差出國、名宛國及通過國ニ於テ一切ノ郵便料金ヲ免除セラルベシ」  
「同様ニ俘虜ニ宛テタル贈與品及救恤品ハ輸入税其ノ他ノ諸税及國有鐵道ノ運賃ヲ免除セラルベシ」  
「俘虜ハ承認セラレタル急用ノ場合ニハ通常ノ料金ヲ支拂ヒテ電信ヲ發スルコトヲ許サルベシ」

(第三十九條乃至第四十一之に續く)



第五款 俘虜ト官憲トノ關係

第一章 拘束制度ニ關スル俘虜ノ苦情申出

第四十二條 俘虜ハ之ヲ監督スル軍事官憲ニ對シ其ノ服スル拘束ノ制度ニ關シ申請ヲ爲スノ權利ヲ有スベシ

E-161

俘虜ハ又保護國ノ代表者ニ對シ拘束ノ制度ニ關シ有スルコトアルベキ苦情ノ諸點ヲ指示スル爲ニ陳述ヲ爲ス權利ヲ有スベシ

右ノ申請及苦情ノ陳述ハ迅速ニ傳達セラルベシ該申請及苦情ノ陳述ガ根據ナシト認定セラルル場合ニ於テモ之ガ爲何等處罰セララルコトナカルベシ

(第四十三條及第四十四條之に續く)

第三章 俘虜ニ對スル處罰

一 總 則

第四十五條 俘虜ハ捕獲國軍ノ現行法律、規則及命令ニ服從スベシ

總テ不從順ノ行爲アルトキハ俘虜ニ對シ該法律、規則及命令ノ規定スル手段ヲ施スコトヲ得ベシ  
尤モ本章ノ諸規定ヲ留保ス

E--162

「第四十六條 俘虜ハ捕獲國ノ軍事官憲及裁判所ニ依リ同一事實ニ付該國軍ノ軍人ニ對スルト異ナル罰ヲ課セラルルコトナカルベシ

「同一階級ニ付テハ懲罰ヲ受クル俘虜タル將校、下士又ハ兵卒ハ捕獲國軍ニ於テ同一罰ニ關シ定メラレタルモノヨリ不利ナル待遇ヲ受クルコトナカルベシ

「一切ノ體刑、日光ニ依リ照明セラレザル場所ニ於ケル一切ノ監禁及一般ニ一切ノ殘酷ナル罰ヲ禁止ス

「同様ニ個人ノ行爲ニ付團體的ノ罰ヲ課スコトヲ禁ズ

「第四十七條 規律違反ヲ構成スル事實特ニ逃走ノ企ハ至急確認セラルベシ官等アルト否トヲ問ハズ一切ノ俘虜ニ對シ豫防的拘留ハ最少限度ニ止メラルベシ

「俘虜ニ對スル裁判手續ハ事情ノ許ス限り速ニ爲サルベシ豫防的留置ハ出來得ル限り制限セラルベシ

「一切ノ場合ニ於テ豫防的留置期間ハ該國軍人ニ對シ認めララルル限り懲罰又ハ刑罰ノ期間ヨリ控除セラルベシ

「第四十八條 俘虜ハ其ノ課セラレタル刑罰又ハ懲罰ヲ終ヘタル後他ノ俘虜ト異ナル待遇ヲ受クルコトナカルベシ

「尤モ逃走ノ企ニ依リ罰セラレタル俘虜ハ特別ノ監視ノ下ニ置カルルコトヲ得ベシ但シ該監視ハ本條

裏面白紙

E-163

約ニ依リ俘虜ニ與ヘラルル保障ヲ何等除去スルコトヲ得ザルベシ

第四十九條 捕獲國ハ俘虜ノ官等ヲ剝奪スルコトヲ得ズ

懲罰ニ付セラレタル俘虜ハ其ノ階級ニ附帶スル特權ヲ奪ハルルコトナカルベシ特ニ自由ノ剝奪ヲ伴フ罰ヲ受クル將校及之ニ準ズル者ハ下士又ハ兵卒ニシテ罰セラレタル者ト同一場所ニ置カルルコトナカルベシ

第五十條 逃走シタル俘虜ニシテ其ノ軍ニ達スル前又ハ之ヲ捕ヘタル軍ノ占領シタル地域ヲ離ルルニ先チ再ビ捕ヘラレタル者ハ懲罰ノミニ付セラルベシ

俘虜ニシテ其ノ軍ニ達シ又ハ之ヲ捕ヘタル軍ノ占領シタル地域ヲ離レタル後再ビ俘虜ト爲リタル者ハ前ノ逃走ニ對シテハ何等ノ罰ヲ受クルコトナカルベシ

(第五十一條乃至第五十三條之に續く)

二 懲罰

第五十四條 拘留ハ俘虜ニ課セラルルベキ最重キ

懲罰トス

同一罰ノ期間ハ三十日ヲ超過スルコトヲ得ズ右ノ三十日ノ最大限ハ俘虜ガ數箇ノ事實ニ付懲

E-164

罰ヲ受クベキ場合ニ於テ右事實ガ相關聯スルト否ト  
ヲ問ハズ超過セラルルコトナカルベシ  
「拘留中又ハ其ノ期間満了後俘虜ガ新ナル懲罰ヲ  
受ケタル場合ニ於テ拘留期間ノ何レカガ十日又ハ十  
日ヲ超ユルトキハ兩拘留ノ間ニ少クモ三日ノ期間ヲ  
置クベシ」

(第五十五條乃至第五十九條之に續く)

「三 訴 追

「第六十條 俘虜ニ對スル裁判手續ノ開始ニ際シ  
捕獲國ハ成ルベク速ニ且常ニ辯論ノ開始期日前ニ保  
護國ノ代表者ニ之ヲ通告スベシ

「右ノ通告ハ左ノ事項ヲ含ムベシ

(a) 俘虜ノ戸籍及階級

(b) 滞在又ハ留置ノ場所

(c) 適用法規ヲ記載スル訴追事項ノ明細書」(第

六十條の殘余之に續く)

「第六十一條 俘虜ハ辯護ノ機會ヲ與ヘラレズシ  
テ處罰セラルルコトナカルベシ

「俘虜ハ其ノ訴ヘラレタル事實ニ對シテ有責ナリ  
ト自認スル爲強制セラルルコトナカルベシ」

(第六十二條之に續く)

E-165  
「第六十三條 俘虜ニ對スル判決ハ捕獲國軍ニ屬



スル者ニ關スルト同一ノ裁判所ニ於テ且同一ノ手續ニ依リテノミ言渡サルルコトヲ得ベシ

(第六十四條之に續く)

「第六十五條 俘虜ニ對シ言渡サレタル判決ハ直ニ保護國ニ通知セラルベシ

「第六十六條 俘虜ニ對シ死刑ノ言渡サルルトキハ犯行ノ性質及情狀ヲ詳細ニ記述スル通知ハ俘虜ノ服役シタル軍ノ所屬國ニ移送セラルル爲成ルベク速ニ保護國ノ代表者ニ送付セラルベシ

「該判決ハ右通知ヨリ少クモ三月ノ期間滿了前ニ執行セラレザルベシ

(第六十七條之に續く)

「第四編 拘束ノ終了

「第一款 直接送還及中立國ニ於ケル收容

「第六十八條 交戦者ハ重病者及重傷者タル俘虜ガ移送セラレ得ル状態ニ至リタル後階級及數ニ關係ナク之ヲ其ノ本國ニ送還スル義務アルベシ

「從テ交戦者ハ協定ヲ以テ成ルベク速ニ直接送還ノ原因ト爲ルベキ負傷又ハ病氣ノ場合及必要ニ應ジテ中立國ニ於テ收容セシムベキ場合ヲ定ムベシ該協定ノ締結ニ至ル迄ハ交戦者ハ本條約ニ參考トシテ附

E-186

屬セラレタル標準協定ニ依ルコトヲ得ベシト

(第六十九條乃至第七十五條之に續く)

第五編 俘虜ノ死亡

第七十六條 俘虜ノ遺言ハ内國軍軍人ト同一ノ條件ヲ以テ受領セラレ且作成セラルベシ

同様ニ死亡ノ證明ニ關スル書類ニ關シテモ同一ノ規則ニ從フベシ

交戦者ハ拘束中死亡シタル俘虜ガ鄭重ニ埋葬セラルル様及墳墓ガ有用ナル一切ノ表示ヲ有シ、尊敬セラレ且相應ニ維持セラルル様注意スベシ

第六編 俘虜ニ關スル救恤及情報局

第七十七條 戦争開始後直ニ各交戦國並ニ交戦者ヲ收容シタル中立國ハ其ノ領域内ニ在ル俘虜ニ關スル官立情報局ヲ設置スベシ

各交戦國ハ其ノ軍ニ依リ爲サレタル俘虜ノ一切ノ捕獲ヲ成ルベク速ニ其ノ情報局ニ通知シ其ノ有スル認識ニ關スル一切ノ情報ニシテ迅速ニ關係家族ニ了知セシムルヲ得ベキモノヲ右情報局ニ供給シ且家族ガ俘虜ニ通信ヲ爲シ得ベキ公ノ宛名ヲ右情報局ニ通知スベシ

情報局ハ一方保護國ノ仲介ニ依リ及他方第七十九條ニ規定セラルル中央部ノ仲介ニ依リ前記一切ノ情報ヲ關係國ニ速ニ傳達スベシ

E-167

「情報局ハ俘虜ニ關スル一切ノ問合ニ答フルノ任務ヲ有シ俘虜ノ留置、移動、宣誓解放、送還、逃走、入院、死亡ニ關スル一切ノ通報竝ニ其ノ他各俘虜ニ關シ銘銘票ヲ作成補修スル爲ニ他ノ必要ナル情報ヲ各主務官憲ヨリ受クベシ

「情報局ハ該票ニ出來得ル範圍内ニ於テ且第五條ノ規定ヲ留保シテ登録番號、氏名、出生日附及出生地、當人ノ階級及所屬部隊、父ノ名及母ノ氏、災害ノ場合ニ通知スベキ者ノ宛名、負傷、捕獲ノ、留置ノ、負傷ノ、死亡ノ日附及場所竝ニ他ノ一切ノ重要ナル情報ヲ記載スベシ

「各俘虜ノ認識ヲ容易ナラシムベキ一切ノ新規ノ情報ヲ含メル週刊名簿ハ關係諸國ニ交付セラルベシ  
「俘虜ノ銘銘票ハ平和克復後其ノ服役シタル國ニ交付セラルベシ

「尙情報局ハ送還セラレ、宣誓解放セラレ、逃走シ又ハ死亡シタル俘虜ニ依リ遺留セラレタル一切ノ自用品、有價物、信書、給料帳、認識票等ヲ收集シ且之ヲ關係國ニ交付スルノ義務ヲ有スベシ

「第七十八條 慈善行爲ノ媒介者タル目的ヲ以テ自國ノ法律ニ從ヒ正式ニ組織セラレタル俘虜救恤協會ハ其ノ博愛的事業ヲ有效ニ遂行スル爲ニ交戦者ヨリ自己及其ノ正當ノ委任アル代表者ノ爲ニ軍事上ノ必要ニ依リテ定メラレタル範圍内ニ於テ一切ノ便宜ヲ受クベシ右協會ノ代表者ハ各自軍事官憲ヨリ免許狀ノ交付ヲ受ケ且該官憲ノ定メタル秩序及取締ニ關スル一切ノ規律ニ服スベキ旨書面ヲ以テ約シタル上收

容所竝ニ送還俘虜ノ途中休止所ニ於テ救恤品ヲ分與  
スルコトヲ許サルベシ

(第七十九條及第八十條之に續く)

第七編 或種非軍人ニ對スル條約ノ適用

E-189

第八十一條 通信員、新聞ノ探訪者、酒保商人、  
用達人ノ如キ直接ニ軍ノ一部ヲ爲サザル從軍者ニシ  
テ敵ノ權内ニ陥リ敵ニ於テ之ヲ抑留スルヲ有益ナリ  
ト認メタル者ハ其ノ隨伴シタル軍ノ軍事官憲ノ證明  
書ヲ携帶スル場合ニ限り俘虜ノ取扱ヲ受クルノ權利  
ヲ有スベシ

第八編 條約ノ執行  
第一款 總 則

第八十二條 本條約ノ規定ハ一切ノ場合締約國  
ニ依リ尊重セラルベシ

戰時ニ於テ交戰者ノ一ガ本條約ノ當事者タラザ  
ル場合ト雖モ本條約ノ規定ハ之ニ參加セル交戰者ノ  
間ニ拘束力ヲ有スベシ

第八十三條 締約國ハ俘虜ニ關スル一切ノ問題  
ニシテ特ニ規律スルヲ適當ナリト認ムルモノニ關シ  
特別條約ヲ締結スルノ權利ヲ留保スル(第八十三條  
の殘余之に續く)



(第八十四條及第八十五條之に續く)

第二款 監督ノ組織

E--170

第八十六條 締約國ハ本條約ノ正確ナル適用ガ  
交戰者ノ利益ノ保護ヲ委託セラレタル保護國ノ協力  
ノ可能ナルニ依リ保障セラルルモノナルコトヲ認ム  
此ノ點ニ關シ保護國ハ外交官以外ニ自國人民又ハ他  
ノ中立國人民ヨリ代表ヲ任命スルコトヲ得ベシ右代  
表ハ其ノ任務ヲ執行セントスル側ノ交戰者ノ承認ヲ  
受クベシ

保護國ノ代表者又ハ其ノ代表ニシテ承認ヲ受ケ  
タル者ハ俘虜ノ留置セラレタル一切ノ場所ニ例外ナ  
ク到ルコトヲ許可セラルベシ右代表者又ハ代表ハ俘  
虜ニ依リ占メラレタル一切ノ場所ニ到リ且一般ニ立  
會人ナク、自ラ又ハ通譯ノ仲介ニ依リ俘虜ト會談ス  
ルコトヲ得ベシ

交戰者ハ保護國ノ代表者又ハ代表ニシテ承認ヲ  
受ケタル者ノ職務ヲ容易ナラシムベシ軍事官憲ハ右  
代表者又ハ代表ノ訪問ヲ通知セララルベシ  
交戰者ハ俘虜ノ國籍ヲ有スル者ガ右視察旅行ニ  
參加ヲ許サルルコトヲ承認スル爲協定シ得ベシ

(第八十七條及第八十八條之に續く)

第三款 最終規定

第八十九條 陸軍ノ法規慣例ニ關スル「ヘーグ」

E-171

條約（一八九九年七月二十九日ノモノタルト一九〇七年十月十八日ノモノタルトヲ問ハズ）ニ依リ拘束セラレ且本條約ニ參加スル諸國間ノ關係ニ於テ本條約ハ右「ヘーグ」條約附屬規則第二章ヲ補足スベシ

第九十條 本日ノ日附ヲ有スベキ本條約ハ一九二九年七月一日「ジュネーヴ」ニ開會シタル會議ニ代表者ヲ派遣シタル一切ノ國ノ名ニ於テ一九三〇年二月一日迄ニ署名セラレ得ベシ

第九十一條 本條約ハ成ルベク速ニ批准セラルベシ

批准書ハ「ベルヌ」ニ於テ寄託セラルベシ  
各批准書ノ寄託ニ付調書一通作成セラレ其ノ認證贖本ハ「スイス」聯邦政府ニ依リ一切ノ國ニシテ其ノ名ニ於テ本條約ガ署名セラレ又ハ加入ガ通告セラレタルモノノ政府ニ交付セララルベシ

第九十二條 本條約ハ少クトモ二箇ノ批准書ガ寄託セラレタル後六月ニシテ實施セラルベシ

爾後本條約ハ各締約國ニ付其ノ批准書ノ寄託後六月ニシテ實施セラルベシ

第九十三條 本條約ハ其ノ實施ノ日ヨリ一切ノ國ニシテ其ノ名ニ於テ本條約ガ署名セラレザリシモノノ名ニ於テ爲サルル加入ノ爲開カルベシ

E-172

第九十四條 加入ハ書面ヲ以テ「スイス」聯邦

政府ニ對シ通告セラルベク加入書が同國政府ニ到達シタル日ノ後六月ニシテ效力ヲ生ズベシ  
「スイス」聯邦政府ハ一切ノ國ニシテ其ノ名ニ於テ條約ガ署名セラレ又ハ加入ガ通告セラレタルモノノ政府ニ加入ヲ通知スベシ

第九十五條 戰爭狀態ハ開始前又ハ開始後交戰國ニ依リ寄託セラレタル批准及通告セラレタル加入ニ對シ直ニ效力ヲ生ゼシムベシ戰爭狀態ニ在ル諸國ヨリ受領セラレタル批准又ハ加入ノ通知ハ最迅速ナル方法ニ依リ「スイス」聯邦政府ニ依リ爲サルベシ

第九十六條 各締約國ハ本條約ヲ廢棄スルノ權能ヲ有スベシ廢棄ハ書面ヲ以テ之ヲ「スイス」聯邦政府ニ通告シタル後一年ヲ經過スルニ非ザレバ效力ヲ生ズルコトナカルベシ「スイス」聯邦政府ハ右通告ヲ一切ノ締約國ノ政府ニ通知スベシ

廢棄ハ之ヲ通告シタル國ニ對シテノミ其ノ效力ヲ生ズベシ  
尙右廢棄ハ廢棄國ガ參加セル戰爭中其ノ效力ヲ生ゼザルベシ此ノ場合ニ於テハ本條約ハ一年ノ期間満了後平和克復迄引續キ其ノ效力ヲ生ズベシ

E-173

第九十七條 本條約ノ認證贖本一通ハ「スイス」聯邦政府ニ依リ國際聯盟ノ記録ニ寄託セララルベシ同様ニ「スイス」聯邦政府ニ通告セララルベキ批准、加入、廢棄ハ「スイス」聯邦政府ニ依リ國際聯盟ニ通

知セラルベシ

「右證據トシテ前記全權委員ハ本條約ニ署名セリ  
一九二九年七月二十七日「ジュネーヴ」ニ於テ  
本書一通ヲ作ル右一通ハ「スイス」聯邦政府ノ記録  
ニ寄託保管セラルベク其ノ認證牒本ハ會議ニ招請セ  
ラレタル一切ノ國ノ政府ニ交付セラルベシ」

E-174

批准

り  
左の列強は本條約を批准若は之に参加せるものな

- 「アメリカ」合衆國
- 「カナダ」
- 「フランス」國
- 「グレート・ブリテン」國
- 「インド」
- 「オランダ」國
- 「ニュー・ジラランド」

(日本國——之に就いては判決文中の論評をみよ)

- 「ベルギー」國
- 「ボリヴァイア」國
- 「ブラジル」國
- 「ブルガリア」國
- 「チリ」國



「コロンビア」  
 「チエツコスロヴァキア」  
 「デンマーク」  
 「エジプト」  
 「エストニア」  
 「ドイツ」  
 「ギリシャ」  
 「ハンガリー」  
 「イタリア」  
 「ラトヴィア」  
 「メキシコ」  
 「ノルウェー」  
 「ポーランド」  
 「ポルトガル」  
 「ルーマニア」  
 「スペイン」  
 「スエーデン」  
 「スイス」  
 「シヤム」  
 「トルコ」  
 南「アフリカ」連邦  
 「ユーゴスラヴィア」

極東國際軍事裁判所判決

附屬書B-1-2-1

戦地軍隊ニ於ケル傷者及病者ノ  
状態改善ニ關スル條約

(一九一九年七月二十七日「ジュネーヴ」ニ於テ調印)

「ドイツ」國大統領、「アメリカ」合衆國大統領、「オーストリア」共和國聯邦大統領、「ベルギー」國皇帝陛下、「ボリヴィア」共和國大統領、「ブラジル」合衆共和國大統領、「グレート・ブリテン・アイルランド」及「グレート・ブリテン」海外領土皇帝「インド」皇帝陛下、「ブルガリア」國皇帝陛下、「チリ」共和國大統領、「中華民國國民政府」主席、「コロンビア」共和國大統領、「キューバ」共和國大統領、「デンマーク」國及「アイスランド」國皇帝陛下、「ドミニカ」共和國大統領、「エスタドニオ」共和國大統領、「フィンランド」共和國大統領、「フランス」共和國大統領、「ギリシャ」共和國大統領、「ハンガリー」國攝政殿下、「イタリア」國皇帝陛下、「日本國皇帝陛下」、「ラトヴィア」共和國大統領、「ルクセンブルグ」國大公殿下、「メキシコ」合衆國大統領、「ニカラグア」共和國大統領、「ノールウエー」國皇帝陛下、「オランダ」國皇帝陛下、「ベルギー」國皇帝陛下、「ポーランド」共和國大統領、「ポルトガル」共和國大統領、「ルーマニア」國皇帝陛下、

裏面白紙

「セルブ・クロアイト・スロヴエーヌ」國皇帝陛下、  
「シヤム」國皇帝陛下、「スエーデン」國皇帝陛下、  
「スイス」聯邦政府、「チエツコスロヴァキア」共  
和國大統領、「トルコ」共和國大統領、「ウルグア  
イ」東方共和國大統領、「ヴェネズエラ」合衆共和  
國大統領ハ

「共ニ其ノ力ノ及ブ限リ戰爭ニ避クベカラザル慘  
害ヲ軽減センコトヲ冀望シ此ノ目的ヲ以テ戰地軍隊  
ニ於ケル傷者及病者ノ狀態改善ニ關シ一八  
六四年八月二十二日及一九〇六年七月六日「ジュネーヴ」ニ於テ  
約定シタル規定ヲ完成補修セント欲シ  
「之ガ爲新條約ヲ締結スルコトニ決定シ各左ノ全  
權委員ヲ任命セリ」

(全體委員名簿之に續く)

「第一章 傷者及病者

E-177

「第一條 軍人及公ニ軍隊ニ附屬スル其ノ他ノ人  
員ニシテ負傷シ又ハ疾病ニ罹リタルモノハ如何ナル  
場合ニ於テモ尊重且保護セラルベシ右ノ軍人及人員  
ハ國籍ノ如何ヲ問ハズ之ヲ自己ノ權内ニ收容シタル  
交戦者ニ依リ博愛ノ心ヲ以テ待遇セラレ且看護セラ  
ルベシ  
「尤モ傷者又ハ病者ヲ敵ニ遺棄スルノ已ムヲ得ザ  
ルニ至リタル交戦者ハ軍事上ノ要求ノ許ス限リ其ノ  
看護ニ寄與スル爲其ノ衛生人員及衛生材料ノ一部ヲ  
傷者 病者ト共ニ遺留スベシ

「第二條 一方ノ軍隊ノ傷者及病者ニシテ他方ノ交戦者ノ葢内ニ陥リタルモノハ前條ニ依リテ看護ヲ享クルノ外俘虜ト爲リ俘虜ニ屬スル國際法ノ一般規則ヲ適用セラルベシ

「尤モ交戦者ハ傷者又ハ病者タル俘虜ノ爲ニ且現存ノ義務以外ニ其ノ有益ト認ムル條項ヲ定ムルコトヲ得ベシ

「第三條 各戰鬪後戰場ノ占領者ハ傷者及死者ヲ搜索シ且掠奪及虐待ニ對シ之ヲ保護スルノ措置ヲ執ルベシ

「戰線間ニ殘留スル傷者ヲ收容スルコトヲ得シムル爲事情ノ許ストキハ其ノ部度局地的休戦又ハ射撃中止ヲ協定スベシ

「第四條 交戦者ハ收容又ハ發見セラレタル傷者、病者及死者ノ姓名並ニ之ヲ認識スルニ足ル一切ノ資料ヲ成ルベク速ニ相互ニ通知スベシ

「交戦者ハ死亡證明書ヲ作成シ且交換スベシ

「交戦者ハ又戰場ニ於テ又ハ死者ヨリ發見セラレタル一切ノ個人的用品符ニ認識票ノ半分(他ノ半分ハ屍体ニ附ケ置カルベキモノトス)ヲ蒐集シ且交換スベシ

「交戦者ハ死者ノ土葬又ハ火葬ニ先チ死亡ヲ確認シ死者ヲ認識シ且之ガ報告ヲ爲シ得ル爲慎重ナル且出來得レバ醫學的ノ身體検査ノ行ハルル様注意スベシ



「交戦者ハ尙死者ガ敬意ヲ以テ埋葬セラレ、其ノ墳墓ガ尊敬セラレ且常ニ見出サレ得ル様注意スベシ  
 「交戦者ハ之ガ爲戦争開始ニ際シ墳墓ノ場所ノ移轉如何ニ拘ラズ後日爲スコトアルベキ屍體發掘ヲ可能ナラシメ且屍體ヲ認識シ得シムル目的ヲ以テ墳墓係ヲ公ニ組織スベシ  
 「交戦者ハ戦争ノ終リタルトキハ直ニ墳墓表竝ニ其ノ墓地及他ノ場所ニ埋葬セラレタル死者ノ表ヲ交換スベシ

「第五條 軍事官憲ハ其ノ監督ノ下ニ兩軍ノ傷者又ハ病者ヲ收容看護セシムル爲任民ノ慈悲心ニ訴フルコトヲ得ベク之ニ應ジタルモノニハ特別ノ保護及一定ノ便宜ヲ與フルモノトス

E-179

「第二章 衛生上ノ部隊及營造物

「第六條 移動衛生部隊即チ戦地軍隊ニ随伴スベキモノ及衛生機關ノ固定營造物ハ交戦者ニ於テ之ヲ尊重保護スベシ

「第七條 衛生上ノ部隊及營造物ガ善敵行爲ノ爲ニ使用セララルトキハ其ノ保護ヲ失フベシ

「第八條 左記ノ事實ハ衛生上ノ部隊又ハ營造物ガ第六條ニ依リ保障セラレタル保護ヲ喪失スベキ性質ノモノト看做サレザルベシ

「(一) 部隊又ハ營造物ノ人員ガ武装シ其ノ武器ヲ自

已又ハ傷者及病者ノ防衛ノ爲ニ使用スルノ事實

「(二) 武装看護人ノ在ラザルニ當リ歩哨又ハ衛兵ヲシテ部隊又ハ營造物ヲ守衛セシムルノ事實

「(三) 傷者及病者ヨリ取上ゲタルモ未ダ所轄機關ニ引渡サレザル携帯武装及彈藥ガ部隊又ハ營造物内ニ發見セラレタルノ事實

「(四) 獸醫機關ノ人員及材料ガ部隊又ハ營造物ノ一部分ヲ構成セズシテ其ノ内ニ在ルノ事實

第三章 人員

E-180

「第九條 傷者及病者ノ收容、運送及治療並ニ衛生上ノ部隊及營造物ノ事務ニ専ラ従事スル人員並ニ軍隊附屬ノ教法者ハ如何ナル場合ニ於テモ尊重且保護セラレベシ此等ノ者ハ敵手ニ陥リタルトキト雖モ俘虜トシテ取扱ヘルルコトナカルベシ

「軍人ニシテ場合ニ依リ補助看護人又ハ補助擔架兵トシテ傷者及病者ノ收容、運送及治療ニ使用セラルル爲特別ニ教育セラレ且認識證明書ヲ携帯スルモノハ此等ノ職務ノ遂行中捕ヘラレタルトキハ常置衛生人員ト同一ノ制度ノ利益ヲ享有スベシ

(第十條及第十一條之に續く)

「第十二條 第九條、第十條及第十一條ニ掲ゲタル人員ハ相手方ノ権内ニ陥リタル後拘留セララルヲ得サルベシ

「反對ノ合意ナキ限り右人員ハ簡路開通シ且軍事上ノ要求ガ之ヲ許スニ至リタルトキハ直ニ其ノ屬スル交戦者ニ送還セララルベシ

「右人員ハ送還セララル迄相手方ノ指揮ノ下ニ在リテ引續キ各自ノ職務ヲ執行スベシ右人員ハ成ルベク其ノ屬スル交戦者ノ傷者及病者ノ看護ニ従事セシメラルベシ

「右人員ハ其ノ出發ニ際シ其ノ所有スル被服、器具、武器及輸送機體ヲ持去ルベシ

E-181

「第十三條 交戦者ハ第九條、第十條及第十一條ニ掲ゲタル人員ガ其ノ轄内ニ在ル間自國軍隊ノ對當人員ニ對スルト同一ノ給養、宿舍、手當及給與ヲ之ニ支給スベシ

「交戦者ハ戦争開始後直ニ其ノ衛生人員ノ階級ノ對當關係ニ付協定スベシ

「第四章 藥物及材料

「第十四條 移動衛生部隊ハ其ノ何タルヲ問ハズ相手方ノ轄内ニ陥ルトキト雖モ其ノ材料、輸送機體及輸送係員ヲ保有スベシ

「尤モ權限アル軍事官憲ハ傷者及病者看護ノ爲該材料、輸送機體及輸送係員ヲ使用スルノ機能ヲ有スベク其ノ返還ハ衛生人員ノ爲ニ定メラレタル條件ニ於テ且成ルベク之ト同時ニ爲サルベシ

第十五條 軍隊ノ衛生上ノ固定營造物ノ建物及材料ハ戰爭ノ法規ニ從フベシ然レドモ傷者及病者ノ爲ニ必要ナル間ハ其ノ用途ヲ他ニ轉ズルコトヲ得ザルベシ

尤モ作戰部隊ノ指揮官ハ緊急ナル軍事上ノ必要アルトキハ豫メ固定營造物内ニ於テ治療セララルル傷者及病者ノ安全ヲ圖リタル後之ヲ處分スルコトヲ得ベシ

E-182

(第十六條之に續く)

第五章 衛生上ノ輸送機關

第十七條 衛生上ノ後送ノ爲裝備セラレタル車輛ニシテ單獨ニ又ハ隊ヲ爲シテ移動スルモノハ左ノ特別規定ニ依ルノ外移動衛生部隊トシテ取扱ハルベシ

單獨ノ又ハ隊ヲ爲セル衛生上ノ輸送車輛ヲ遮斷スル交戦者ハ軍事上ノ必要アルトキハ一切ノ場合ニ於テ該車輛ノ收容シタル傷者又ハ病者ヲ引取りタル後之ヲ停止シ隊ヲ解クコトヲ得ベシ交戦者ハ該車輛ガ遮斷セラレタル戦區ニ於テ且衛生上ノ必要ノ爲ニノミ之ヲ利用スルコトヲ得ベシ該車輛ハ其ノ局地的任務ノ終了シタルトキハ第十四條ニ規定セラレタル條件ニ於テ返還セララルベシ

輸送ニ任ジ且之ガ爲正規ノ命令書ヲ携帯スル軍人軍屬ハ衛生人員ニ付第十二條ニ規定セラレタル條件ニ於テ且第十八條末項ノ留保ノ下ニ送還セララルベシ (第十七條の殘餘之に續く)



(第十八條之ニ續く)

第六章 殊別記章

第十九條 「スイス」國ニ對シ敬意ヲ表スル爲  
該聯邦國旗ノ著色ヲ顛倒シテ作成シタル白地赤十字  
ノ紋章ハ軍隊ノ衛生勤務ノ標章及殊別記章トシテ維  
持セラルベシ

尤モ赤十字ノ代リニ白地ニ赤新月又ハ赤ノ獅子  
及太陽ヲ殊別記章トシテ既ニ使用スル諸國ニ付テハ  
右標章ハ本條約ノ意義ニ於テ同様ニ許容セラルベシ

第二十條 標章ハ權限アル軍事官憲ノ認許ヲ得  
テ衛生勤務ニ關係アル旗、臂章及一切ノ材料ニ表出  
セラルベシ

第二十一條 第九條第一項、第十條及第十一條  
ニ依リ保護セラルル人員ハ軍事官憲ヨリ交付シ且其  
ノ印章ヲ捺シタル殊別記章ヲ附セル臂章ヲ左腕ニ裝  
着シ置クベシ

第九條第一項及第二項ニ掲ゲタル人員ハ軍隊手  
帳ヘノ記入又ハ特別ノ書類ヨリ成ル認證證明書ヲ付  
與セラルベシ

權限アル軍事官憲ハ第十條及第十一條ニ掲ゲタ  
ル人員ニシテ軍服ヲ有セザルモノヲシテ其ノ衛生人  
員タルノ資格ヲ證明スル寫眞附認證證明書ヲ所持セ  
シムベシ (第二十一條の殘餘之ニ續く)

E-183

E-184

「第二十二條 本條約ノ殊別旗ハ本條約ニ依リテ尊重セララルル衛生上ノ部隊及營造物ニシテ軍專官意ノ認許ヲ受ケタルモノニ非ザレバ之ヲ掲揚スルコトヲ得ザルベシ固定營造物ニ於テハ右殊別旗ト共ニ該營造物ノ屬スル交戦者ノ國旗ヲ掲揚スルコトヲ要スベク移動部隊ニ於テハ該部隊ノ屬スル交戦者ノ國旗ヲ之ト共ニ掲揚スルコトヲ得ベシ」(第二十二條の殘餘之に續く)

(第二十三條之に續く)

「第二十四條 白地赤十字ノ標章及赤十字又ハ「ジュネーヴ」十字ノ語ハ平時ト戰時トヲ問ハズ本條約ニ依リテ保護セラルル衛生上ノ部隊及營造物並ニ人員及材料ヲ保護シ又ハ表示スル爲ニ非ザレバ之ヲ使用スルコトヲ得ザルベシ」  
「第十九條第二項ニ掲グル標章ニ關シ之ヲ使用スル範圍ニ對シテ亦同様ナルベシ」(第二十四條の殘餘之に續く)

「第七章 條約ノ適用及執行

「第二十五條 本條約ノ規定ハ如何ナル場合ニ於テモ締約國ニ依リ尊重セララルベシ」  
「戰時ニ於テ交戦者ノ一ガ條約ノ當事者タラザル場合ト雖モ條約ノ規定ハ條約ニ參加セル一切ノ交戦者ノ間ニ拘束力ヲ有スベシ

E-185

第二十六條 交戦軍ノ總指揮官ハ各其ノ本國政府ノ訓令ニ從ヒ且本條約ノ一般原則ニ準據シ前諸條ノ執行ニ關スル細目及規定漏ノ事項ヲ補足處理スベシ

第二十七條 締約國ハ本條約ノ規定ヲ其ノ軍隊及特ニ保護セララルル人員ニ教示スル爲及之ヲ人民ニ知悉セシムル爲必要ナル措置ヲ執ルベシ

(第二十八條乃至第三十七條之に續く)

第三十八條 各締約國ハ本條約ヲ廢棄スルノ權能ヲ有スベシ廢棄ハ書面ヲ以テ之ヲ「スイス」聯邦政府ニ通告シタル後一年ヲ經過スルニ非ザレバ效力ヲ生ズルコトナカルベシ「スイス」聯邦政府ハ右通告ヲ一切ノ締約國政府ニ通知スベシ  
廢棄ハ之ヲ通告シタル國ニ對シテノミ其ノ效力ヲ生ズベシ

尙右廢棄ハ廢棄國ガ參加セル戰爭中其ノ效力ヲ生ゼザルベシ此ノ場合ニ於テハ本條約ハ一年ノ期間滿了後更ニ平和條約締結迄引續キ其ノ效力ヲ有スベシ

(第三十九條之に續く)

一九二九年七月二十七日「ジュネーヴ」ニ於テ本書一通ヲ作成ス右一通ハ「スイス」聯邦ノ記録ニ寄託保存セララルベク其ノ認證謄本ハ會議ニ招請セラレタル一切ノ國ノ政府ニ交付セララルベシ

左の列強は本條約の批准書を寄託せり

批准

「アメリカ」合衆國

「カナダ」

「オーストラリア」

中華 民國

「フランス」國

「グレート・ブリテン」

「インド」

日 本 國

「オランダ」國

「ニュージーランド」

「ソビエツト」社會主義共和國連邦

「オーストリア」國

「ベルギー」國

「ボリヴィア」國

「ブラジル」國

「ブルガリア」國

「チリ」國

「チエツコスロヴァキア」國

「デンマーク」國

「エジプト」國

「エストニア」國

「エチオピア」國

「フィンランド」國

「ラトヴィア」國

「リスアニア」國

「メキシコ」國

「ノールウエー」國

「ペルー」國

「ポーランド」國

「ポルトガル」國

「ルーマニア」國

「スペイン」國

「スエーデン」國

「スイス」國

「シヤム」國

裏面白紙



「ドイツ」國  
「ギリシヤ」國  
「ハンガリー」國  
「イラーク」國  
「イタリア」國

「トルコ」國  
南「アフリカ」連邦  
「ユーゴスラヴィア」國

裏面白紙

極東國際軍事裁判所判決

附屬書B 1 2 2

「ジュネーヴ」條約ノ原則ヲ海戰ニ應用スル條約

(一九〇七年十月十八日「ヘーグ」ニ於テ調印)

「ドイツ」皇帝、「プロシヤ」國皇帝陛下、「アメリカ」合衆國大統領、「アルゼンチン」共和國大統領、「オーストリア」國皇帝、「ボヘミヤ」國皇帝陛下、「ハンガリー」國皇帝陛下、「ベルギー」國皇帝陛下、「ボリヱア」共和國大統領、「ブラジル」合衆國大統領、「ブルガリア」國公殿下、「チリー」共和國大統領、「清國」皇帝陛下、「コロンビア」共和國大統領、「キューバ」共和國臨時總督、「デンマーク」國皇帝陛下、「ドミニカ」共和國大統領、「エクスアドル」共和國大統領、「スペイン」國皇帝陛下、「フランス」共和國大統領、「グレート・ブリテン・アイルランド」聯合王國「グレート・ブリテン」海外領土皇帝、「インド」皇帝陛下、「ギリシヤ」國皇帝陛下、「グワテマラ」共和國大統領、「ハイチ」共和國大統領、「イタリア」國皇帝陛下、「日本」國皇帝陛下、「ルクセンブルグ」國大公、「ナツソー」公殿下、「メキシコ」合衆國大統領、「モンテネグロ」國公殿下、「ノルウェー」國皇帝陛下、「パナマ」共和國大統領、「パラグアイ」共和國大統領、「オランダ」國皇帝陛下、「ペルー」共和國大統領、

裏面白紙

「ベルシヤ」國皇帝陛下、「ポルトガル」國及「アルガルヴ」皇帝陛下、「ルーマニア」國皇帝陛下、全「ロシア」國皇帝陛下、「サルヴァドル」共和國大統領、「セルビア」國皇帝陛下、「シヤム」國皇帝陛下、「スエーデン」國皇帝陛下、「スイス」聯邦政府、「トルコ」國皇帝陛下、東「ウルグアイ」共和國大統領、「ヴェネズエラ」合衆國大統領ハ「互ニ其ノ力ノ及フ限戰爭ニ避クヘカラサル禍害ヲ輕減セムコトヲ希望シ」

「此ノ目的ヲ以テ一九〇六年七月六日ノ「ジュネーヴ」條約ノ原則ヲ海戰ニ應用セムト欲シ」

「之ニ關スル一八九九年七月二十九日ノ條約ヲ改正スル爲條約ヲ締結スルニ決シ各左ノ全權委員ヲ任命セリ」

(全權委員名簿之に讀く)

「因テ各全權委員ハ其ノ良好妥當ナリト認めラレタル委任狀ヲ寄託シタル後左ノ條項ヲ協定セリ」

「第一條

「軍用病院船即チ傷者、病者及難船者ヲ救護スル唯一ノ目的ヲ以テ國家ニ於テ製造シ又ハ設備スル船ニシテ開戦ノ際又ハ戰爭中其ノ使用ニ先チ船名ヲ交戦國ニ通告シタルモノハ戰爭ノ繼續中之一ヲ尊重スヘク且捕獲スルコトヲ得サルモノトス」

「右船舶ハ中立港内ノ滯留ニ關シ亦軍艦ト同一視セララルコトナシ」

(第二條及第三條之に續く)

第四條

第一條、第二條及第三條ニ掲ケタル船舶ハ國籍ノ如何ヲ問ハス交戦國ノ傷者、病者及難船者ヲ救護扶助スヘシ

各國政府ハ右船舶ヲ何等軍事上ノ目的ニ使用セサルコトヲ約定ス

右船舶ハ決シテ戰鬪者ノ運動ヲ妨害スヘカラス  
右船舶ハ戰鬪中ト戰鬪後トヲ問ハス自己ノ危険ヲ以テ活動スルモノトス

交戦者ハ右船舶ニ對シ監督及臨檢搜索ヲ爲スノ權利ヲ有シ其ノ介助ヲ拒絕シ其ノ離隔ヲ命シ其ノ航行スヘキ方向ヲ指定シ且其ノ船内ニ監督員ヲ乗込マシムルコトヲ得若事情重大ナルカ爲必要ナルトキハ之ヲ抑留スルコトヲ得ヘシ

交戦者ハ病院船ニ下シタル命令ヲ成ルヘク該船ノ航海日誌ニ記入スヘシ

E-190

第五條

軍用病院船ハ其ノ外部ヲ白色ニ塗り幅約一「メートル」半ノ綠色ノ橫筋ヲ施シテ之ヲ標識スヘシ

第二條及第三條ニ掲ケタル船舶ハ其ノ外部ヲ白色ニ塗り幅約一「メートル」半ノ赤色ノ橫筋ヲ施シテ之ヲ標識スヘシ

前記ノ諸船舶ニ附屬スル端舟及救護用ニ供セラレヘキ小船ハ前二項ニ準シテ塗色ヲ以テ之ヲ標識ス



ヘシ

「病院船ハ總テ其ノ國旗ト共ニ「ジュネーヴ」條約ニ定メタル白地ニ赤十字ノ旗ヲ掲ケ又中立國ニ屬スルモノナルトキハ右ノ外指揮ヲ受クル交戦國ノ國旗ヲ大櫓ニ掲ケテ之ヲ標識スヘシ

「第四條ノ規定ニ依リ敵ノ爲ニ抑留セラレタル病院船ハ其ノ屬スル交戦國ノ國旗ヲ撤去スヘシ

「前記ノ病院船及端舟ニシテ其ノ享有スル尊重ヲ夜間確實ナラシメムト欲スルモノハ其ノ附隨スル交戦者ノ同意ヲ得テ其ノ標色塗色ヲ看易クスル爲ニ必要ナル措置ヲ執ルヘシ

「第六條

「第五條ニ定メタル特殊徽章ハ平時ト戦時トヲ問ハス同條ニ掲ケタル船舶ヲ保護シ又ハ標識スル爲ニ非サレハ之ヲ使用スルコトヲ得ス

「第七條

「軍艦内ニ於ケル戦鬪ノ場合ニ於テハ病室ハ爲シ得ル限之ヲ尊重庇護スヘシ

「右病室及其ノ所屬材料ニ付テハ戦争ノ法規ニ從フ但シ傷者及病者ニ必要ナル間ハ其ノ用途ヲ他ニ轉スルコトヲ得ス

「病室及其ノ所屬材料ヲ自己ノ權内ニ屬セシメタル指揮官ハ重大ナル軍事上ノ必要アル場合ニ於テハ隠メ病室内ニ在ル傷者及病者ノ安全ヲ確保シタル上之ヲ處分スルコトヲ得

裏面白紙

第八條

病院船及艦内病室カ害敵行爲ノ爲ニ使用セラ  
ルトキハ其ノ保護ヲ失フヘシ

病院船及病室ノ人員カ秩序維持及傷者又ハ病者  
防護ノ爲ニ武裝シタル事實竝船内ニ無線電信ノ設備  
ヲ有スル事實ハ其ノ保護ヲ喪失スヘキ性質ノモノト  
認メス

E-192

第九條

交戦者ハ中立ノ商船、遊船又ハ端舟ノ船長ニ對  
シ傷者又ハ病者ヲ船内ニ收容シ且之ヲ看護スルコト  
ニ付其ノ慈惠心ニ訴フルコトヲ得

右ノ依頼ニ應シタル船舶及自ラ進テ傷者、病者  
又ハ難船者ヲ收容シタル船舶ハ特別ノ保護及一定ノ  
特典ヲ享有スヘシ該船舶ハ如何ナル場合ニ於テモ右  
輸送ノ事實アリタルノ故ヲ以テ之ヲ捕獲スルコトヲ  
得ス但シ右船舶ニ對スル特別ノ約束アル場合ヲ除ク  
ノ外其ノ行ヒタル中立違反ノ行爲ノ爲之ヲ捕獲スル  
コトヲ得ルモノトス

第十條

捕獲セラレタル一切ノ艦船内ニ在リテ教法、醫  
療及看護ニ従事スル人員ハ不可侵ニシテ俘虜ト爲ス  
コトヲ得ス右人員カ艦船ヲ退去スルトキハ其ノ私有  
ニ屬スル物品及外科用具ヲ携帯ス

右人員ハ必要アル限ハ引續キ其ノ職務ニ従事ス

ヘク總指揮官ニ於テ差支ナシト認ムル時ニ至リ退去  
スルコトヲ得

『交戦者ハ其ノ權内ニ歸シタル右人員ニ對シ自國  
海軍ノ同一階級ノ人員ニ對スルト同額ノ給養及俸給  
ヲ支給スルコトヲ要ス

E-193

『第十一條

『艦船内ニ在ル陸海軍人及公務上陸海軍ニ附屬ス  
ル其ノ池ノ人員ニシテ負傷シ又ハ疾病ニ罹リタル者  
ハ國籍ノ如何ヲ問ハス捕獲者ニ於テ之ヲ尊重シ且看  
護スヘシ

『第十二條

『交戦國ノ軍艦ハ船舶ノ國籍如何ヲ問ハス軍用病  
院船、救恤協會若ハ私人ニ屬スル病院船、商船、遊  
船又ハ端舟内ニ在ル傷者、病者又ハ難船者ノ引渡ヲ  
請求スルコトヲ得

『第十三條

『中立國軍艦ニ於テ傷者、病者又ハ難船者ヲ收容  
シタルトキハ爲シ得ル限右人員ヲシテ再ヒ作戦動作  
ニ加ルコトヲ得サラシムヘシ

『第十四條

『交戦國ノ一方ノ難船者、傷者又ハ病者ニシテ他  
ノ一方ノ權内ニ歸シタル者ハ俘虜タルヘシ之ヲ俘虜  
ト爲シタル交戦者ハ事情ノ如何ニ依リ或ハ之ヲ抑留  
シ或ハ之ヲ自國港、中立港又ハ對手國ノ港ニ送致ス

ルコトヲ得此ノ最後ノ場合ニ於テ本國ニ送還セラレ  
タル俘虜ハ戦争ノ繼續中服役スルコトヲ得ス

E-194

第十五條

地方官憲ノ承諾ヲ得テ中立港ニ上陸シタル難船  
者、傷者又ハ病者ハ中立國ト交戦國トノ間ニ反對ノ  
協定ナキ限再ヒ作戦動作ニ加ルコトヲ得サラシムル  
様中立國ニ於テ之ヲ抑留スヘシ  
入院及留置ノ費用ハ難船者、傷者又ハ病者ノ所  
屬國ニ於テ之ヲ負擔スルモノトス

第十六條

各戦國ノ後雙方ノ交戦者ハ軍事上差支ナキ限難  
船者、傷者及病者ヲ搜索シ且掠奪及虐待ニ對シ此等  
ノ者及死者ヲ保護スルノ措置ヲ執ルヘシ  
右交戦者ハ死者ノ土葬、水葬又ハ火葬カ其ノ死  
體ヲ綿密ニ検査シタル上ニテ行ハルル様監視スヘシ

第十七條

各交戦者ハ死者ニ付發見シタル軍除ノ認識票又  
ハ身分ヲ證明スヘキ記號及蒐集シタル傷者又ハ病者  
ノ人名簿ヲ成ルヘク速ニ其ノ本國官憲又ハ所屬陸海  
軍官憲ニ送付スヘシ

E-195  
交戦者ハ互ニ其ノ艦内ニ在ル傷者及病者ノ留置、  
移動、入院及死亡ニ關シ通報ヲ爲スヘク又捕獲シタ  
ル艦船内ニ於テ發見シ又ハ病院ニ於テ死亡シタル傷  
者若ハ病者ノ遺留シタル一切ノ自用品、有價物、信  
書等ヲ關係者ニ其ノ本國官憲ヲシテ傳送セシムル爲



蒐集スヘシ

第十八條

「本條約ノ規定ハ交戦國カ悉ク本條約ノ當事者ナルトキニ限締約國間ニノミ之ヲ適用ス

第十九條

「交戦國艦隊ノ總指揮官ハ其ノ本國政府ノ訓令ニ從ヒ且本條約ノ綱領ニ準據シテ前諸條ノ執行ニ關スル細目ヲ定メ且規定ナキ場合ニ付處理スヘシ

第二十條

「記名國ハ本條約ノ規定ヲ其ノ海軍及特ニ保護セラルル人員ニ敬示シ且之ヲ國民ニ知ラシムル爲必要ナル手段ヲ執ルヘシ

E-196

第二十一條

「記名國ハ又其ノ刑法不備ナル場合ニ於テハ戰時海軍ノ傷者及病者ニ對スル掠奪及虐待ノ個人的行爲ヲ禁制シ且本條約ニ依リ保護セラレサル船舶カ第五條ニ定メタル特殊徽章ヲ濫用スルコトヲ軍事徽章ノ濫用トシテ處罰スルニ必要ナル手段ヲ執リ又ハ其ノ立法府ニ之ヲ提案スヘキコトヲ約定ス

「記名國ハ遲クトモ本條約批准後五年内ニ「オランダ」國政府ヲ經テ右禁制ニ關スル規定ヲ互ニ通告スヘシ

第二十二條

「交戦國陸海軍ノ間ニ戦争アル場合ニハ本條約ノ規定ハ艦船内ニ在ル軍隊ニ限之ヲ適用スルモノトス」

(第二十三條乃至第二十六條之に續く)

第二十七條

「締約國中本條約ヲ廢棄セムト欲スルモノアルトキハ書面ヲ以テ其ノ旨「オランダ」國政府ニ通告スヘシ「オランダ」國政府ハ直ニ通告書ノ認證謄本ヲ爾餘ノ諸國ニ送付シ且右通告書ヲ接受シタル日ヲ通知スヘシ

「廢棄ハ其ノ通告書カ「オランダ」國政府ニ到達シタルトキヨリ一年ノ後右通告ヲ爲シタル國ニ對シテノミ效力ヲ生スルモノトス」

(第二十八條之に續く)

「右證據トシテ各全權委員本條約ニ署名ス  
「一九〇七年十月十八日「ヘーグ」ニ於テ本書一通ヲ作り之ヲ「オランダ」國政府ノ文庫ニ寄託シ其ノ認證謄本ヲ外交上ノ手續ニ依リ第二回平和會議ニ招請セラレタル諸國ニ交付スヘキモノトス

調印國

- 「ドイツ」國、「アメリカ」合衆國、「アルゼンチン」國、「オーストリア、ハンガリー」國、「ベルギー」國、「ボリヴィア」國、「ブラジル」國、「ブルガリア」國、「チリー」國、「清國」、「コロンビア」

國、「キューバ」共和国、「デンマーク」國、「ド  
 ミニカ」共和国、「エクアドル」國、「スペイン」  
 國、「フランス」國、「グレート・ブリテン」國、  
 「ギリシャ」國、「グワテマラ」國、「ハイチ」國、  
 「イタリア」國、日本國、「ルクセンブルク」國、  
 「メキシコ」國、「モンテネグロ」國、「ノルウエ  
 ー」國、「パナマ」國、「ブラダグアイ」國、「オラ  
 ンダ」國、「ベルギー」國、「ベルシヤ」國、「ボル  
 トガル」國、「ルーマニア」國、「ロシア」國、  
 「サルヴァドル」國、「セルビア」國、「シヤム」  
 國、「スエーデン」國、「スイス」國、「トルコ」  
 國、「ウルグアイ」國、「ヴェネズエラ」國

批准

左の列強は條約批准書を各の下に掲げたる期日に  
 於て「ヘーグ」に寄託せり

- |                |              |
|----------------|--------------|
| 日本國            | 一九一一年十二月十三日  |
| 清國             | 一九〇九年十一月二十七日 |
| 「オランダ」國        | 一九〇九年十一月二十七日 |
| 「ロシア」國         | 一九〇九年十一月二十七日 |
| 「アメリカ」合衆國      | 一九〇九年十二月二十七日 |
| 「フランス」國        | 一九一〇年十月七日    |
| 「ポルトガル」國       | 一九一一年四月十三日   |
| 「シヤム」國         | 一九一〇年三月十二日   |
| 「オーストリアハンガリー」國 | 一九〇九年十一月二十七日 |

裏面白紙

「ボリヴィア」國	一九〇九年十一月二十七日
「デンマーク」國	一九〇九年十一月二十七日
「ドイツ」國	一九〇九年十一月二十七日
「メキシコ」國	一九〇九年十一月二十七日
「サルヴァドル」國	一九〇九年十一月二十七日
「ベルギー」國	一九一〇年八月八日
「ブラジル」國	一九一四年一月五日
「キューバ」共和國	一九一二年二月二十二日
「グワテマラ」國	一九一一年三月十五日
「ハイチ」國	一九一〇年二月二日
「イタリア」國	一九三七年二月十五日
「ルクセンブルグ」國	一九一二年九月五日
「ノルウエー」國	一九一〇年九月十九日
「パナマ」國	一九一一年九月十一日
「ルーマニア」國	一九一二年三月一日
「スペイン」國	一九一三年三月十八日
「スエーデン」國	一九一一年七月十三日
「スイス」國	一九一〇年五月十二日

左の列強は各の下に掲げたる期日に於て本條約に加入せり

「エチオピア」國	一九三五年八月五日
「フィンランド」國	一九二二年六月九日
「ラトビア」國	一九二二年四月十五日
「ニカラグワ」國	一九〇九年十二月十六日
「ポーランド」國	一九三五年五月三十一日



左の列強は本條約に署名せるも之を批准せざりき

- |              |           |
|--------------|-----------|
| 「グレイト・ブリテン」國 | 「モンテネグロ」國 |
| 「アルゼンチン」國    | 「巴拉グアイ」國  |
| 「ブルガリア」國     | 「ベルシヤ」國   |
| 「チリー」國       | 「ベルー」國    |
| 「コロンビア」國     | 「セルビア」國   |
| 「ドミニカ」共和國    | 「トルコ」國    |
| 「エクアドル」國     | 「ウルグアイ」國  |
| 「ギリシヤ」國      | 「ヴェネズエラ」國 |

極東國際軍事裁判所判決  
附屬書B 1221a

一八六四年八月二十二日ノ第一「ジュネーヴ」  
條約ノ原則ヲ海戦ニ應用スル條約

批准

次の列強は本條約の批准書を各の下に掲げたる期  
日に於て「ヘーグ」に寄託せり

日本國	一九〇〇年	十月	六日
清國	一九〇四年	十一月	二十一日
「フランス」國	一九〇〇年	九月	四日
「グレート・ブリテン」國	一九〇〇年	九月	四日
「オランダ」國	一九〇〇年	九月	四日
「ロシア」國	一九〇〇年	九月	四日
「アメリカ」合衆國	一九〇〇年	九月	四日
「オーストリア・ハンガリー」國	一九〇〇年	九月	四日
「ベルギー」國	一九〇〇年	九月	四日
「ブルガリア」國	一九〇〇年	九月	四日
「デンマーク」國	一九〇〇年	九月	四日
「ドイツ」國	一九〇〇年	九月	四日
「ギリシヤ」國	一九〇〇年	九月	四日
「イタリア」國	一九〇〇年	七月	十二日
「ルクセンブルグ」國	一九〇一年	四月	十七日
「メキシコ」國	一九〇一年	四月	十七日

裏面白紙

「モンテネグロ」國	一九〇〇年	十月十六日
「ノルウエー」國	一九〇〇年	九月四日
「ベルシヤ」國	一九〇〇年	九月四日
「ポルトガル」國	一九〇〇年	九月四日
「ルーマニア」國	一九〇〇年	九月四日
「セルビア」國	一九〇一年	五月十一日
「シヤム」國	一九〇〇年	九月四日
「スペイン」國	一九〇〇年	九月四日
「スエーデン」國	一九〇〇年	九月四日
「スイス」國	一九〇〇年	十二月二十九日
「トルコ」國	一九〇七年	六月十二日

左の列強は各の下に掲げたる期日に於て本條約に加入せり

「アルゼンチン」共和國	一九〇七年	六月十七日
「ボリヴィア」國	一九〇七年	二月七日
「ブラジル」國	一九〇七年	二月二十五日
「チリ」國	一九〇七年	六月十九日
「コロンビア」國	一九〇七年	一月三十日
「キューバ」國	一九〇七年	六月二十九日
「ドミニカ」共和國	一九〇七年	六月二十九日
「エクアドル」國	一九〇七年	八月五日
「グワテマラ」國	一九〇三年	四月六日
「ハイチ」國	一九〇七年	六月二十九日
「ホンチユラス」國	一九〇六年	八月二十一日
「ニカラグワ」國	一九〇三年	二月七日
「パナマ」國	一九〇七年	五月十七日
「韓国」	一九〇七年	七月二十二日